

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



横浜市新市庁舎（令和2年6月29日全面供用開始）

令和2年7月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望への御配慮に、改めて厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動の低迷、市民生活の不安による課題が、深刻さを増しています。このような時こそ、基礎自治体として、きめ細かなサービスを提供でき、ダイナミックな経済活動を生み出していくことができる大都市は、これらの課題に、スピード感をもって対応することで、その役割を果たすことができます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策の一層の強化や、大都市としての力を最大限に発揮できる「特別自治市」の早期実現、また、待機児童対策、教育の環境と質の向上、医療的ケア児・者等への支援、プラスチック対策など、基礎自治体として、迅速かつ着実に取り組むべき施策について、要望書としてまとめました。また、新たな劇場整備の推進、都市の国際競争力強化など、次世代に向けた持続可能な成長に寄与する施策についても、御提案しています。

新型コロナウイルス感染症については、「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」を両輪で回していく時期に入りました。感染の再拡大を警戒しつつも、一刻も早く、社会経済活動を回復軌道に乗せていくためには、国と地方の連携が不可欠です。横浜市は、市民の皆様の安全・安心なくらしをお支えするため、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ都市として、力を尽くしてまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和2年7月

横浜市長 林 文子

提案・要望項目

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の強化※……………1
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援の強化※……………3
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による公立病院事業の経営悪化に対する支援※……………5
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による公営交通事業の経営悪化に対する支援※……………7
- (5) 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置※……………9

2 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

- (1) 新たな劇場整備の実現……………11
- (2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備……………13
- (3) 海外インフラビジネスの一層の推進……………15
- (4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化※……………17

3 花と緑にあふれる環境先進都市

- (1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進……………19
- (2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進……………21
- (3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援……………23
- (4) プラスチックの資源循環の推進……………25

4 超高齢社会への挑戦

- (1) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充……………27

5 人が、企業が集い躍動するまちづくり

- (1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進……………29
- (2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援……………31
- (3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援……………33

6 未来を創る多様な人づくり

- (1) 子どもの医療費助成の充実……………35
- (2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり……………37
- (3) 小学生の放課後対策の推進……………41
- (4) 持続可能な GIGA スクール構想の実現に向けた支援の拡充※……………43
- (5) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進……………45
- (6) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化……………47
- (7) 持続可能な学校への変革……………49

(8) 女性活躍の推進による社会・経済の活性化※	51
(9) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	53
(10) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充	55
(11) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	57
(12) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援	59
(13) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止	61

7 未来を創る強靱な都市づくり

(1) 国土強靱化地域計画に基づく取組の推進	63
(2) 高速道路の整備推進	65
(3) 市内幹線道路等の整備推進	67
(4) 道路及び河川における防災・減災、国土強靱化に向けた取組の推進	69
(5) 鉄道整備事業の推進	71
(6) 横浜港の物流機能強化	73
(7) クルーズ再開に向けた取組と港の賑わい創出※	75
(8) 安心・安全で環境にやさしい港づくり※	77
(9) 公共施設の老朽化対策の推進	79
(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援	83
(11) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	85

8 国の成長をけん引する大都市の自治強化

(1) 「特別自治市」の早期実現	87
(2) 地方分権改革の推進	89
(3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進	91

【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	93
-------------------	----

新型コロナウイルス感染症対策の強化

厚生労働省、内閣府

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る対象事業の更なる拡充、及び指定都市に対する直接配分の実施
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法における国・都道府県・大都市の役割の検証と大都市の機能強化
- 3 大型客船等での感染症患者発生に伴う寄港先自治体の対応や財政負担が過剰にならないよう現行の法制度の検証

現状・課題

国

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、4月16日に全国を対象に発出された緊急事態宣言を5月25日に解除。その後、5月27日には令和2年度第2次補正予算案を閣議決定し、第1次補正予算に加えて更なる財政措置を検討。
- 特に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「包括支援交付金」という。）については、第1次補正予算の1,490億円から大幅に増額し2兆2,370億円を計上。
- 1月28日に新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第8項に規定する指定感染症に指定。また2月13日に検疫法第34条に規定する感染症として指定し、国内・水際両面での対策を強化。

横浜市

- 新型コロナウイルス感染症対策として、5月には5,743億円の補正予算を計上。6月にも更なる補正予算を計上予定。補正予算の計上にあたっては、可能な限り都道府県に分配される包括支援交付金を確保できるよう、神奈川県との調整を実施。
- 5月29日に開催された第49回指定都市市長会議において、特措法に基づく指定都市への権限移譲について問題提起。
- 2月3日に大型客船ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に到着。以降、陽性患者について感染症法第19条に基づく入院勧告を実施し、医療機関へ搬送。

包括支援交付金の対象事業の拡大、及び指定都市に対する直接的な財政支援が必要

- 包括支援交付金は対象となる事業が限定的であり、横浜市が地域の実情に合わせた独自事業を実施しても市費負担となり財政的な負担が大きいため、医療機関への支援等、対象事業の更なる拡充が必要。
- 財源配分の権限は都道府県にあるため、対象事業であっても市町村では財源確保の確証が得られず、予算編成に影響が生じている。確実に対策を進めていくためにも、大都市として対策を実行できる指定都市に対して包括支援交付金を直接配分することが必要。

特措法における国・県・大都市の役割の検証と、大都市の機能強化が必要

- 感染の範囲は経済活動の活発な大都市に集中しているが、特措法において、市町村長には、知事に対して総合調整を要請するという極めて限定した権限しか与えられていない。新型コロナウイルス感染症対策にあたっての国・県・大都市の役割の検証が必要。
- 保健所・衛生研究所、消防・救急、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市においては、都道府県を經由せず、感染症対策、経済対策を機動的・効果的に実行する必要がある。国・県・大都市の役割を検証し、大都市へ特措法における事務・権限・財源を付与するなど、大都市の機能強化が必要。

大型客船等での感染症発生時の寄港先自治体の過剰な負担防止に向けた法制度の検証が必要

- 大型客船等での爆発的な患者発生に対して、寄港先自治体だけで対応するのは困難。寄港先自治体への過剰な負担を防止し、国・都道府県を含めた広域的な対応が取れるよう、検疫法、感染症法について法制度の検証が必要。

提案・要望内容

- 1 包括支援交付金について、趣旨に沿った事業全般に活用できるよう対象事業の更なる拡充を行い、交付先については、大都市として対策を実行できる指定都市に対する直接配分を実施すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・大都市の役割の検証と大都市の機能強化
- 3 今後、インバウンド・MICE 戦略を進めていくうえでも、大型客船等で感染症発生した場合に、寄港地の地方自治体のみで過剰な負担が集中することの無いよう現行の法制度の検証の実施

参考1 国の予算措置（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

交付対象：都道府県

事業内容：感染症への対応として緊急に必要な医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援する。第2次補正では、介護・福祉分野も新たに交付金の対象に追加。（第1次補正時：国費 1/2、第2次補正時：国費 10/10）

新規事業の追加 11,788億円

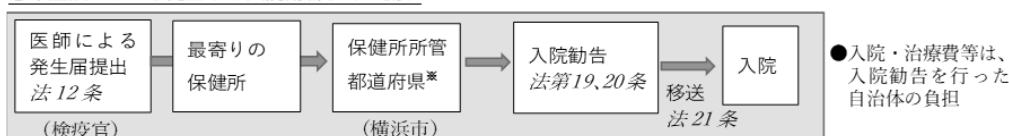
- ・重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

既存事業の増額 3,000億円 ※このほか、一次補正の都道府県負担分(1,400億円)を二次補正において国費で措置

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

参考2 法令に基づく入院勧告の手順

感染症法における発生から入院勧告までの流れ



※保健所を市が設置している場合は、都道府県ではなく、市が行うこととなります。

提案の担当	健康福祉局健康安全部健康安全課長	船山 和志	TEL 045-671-2442
	医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438
	総務局危機管理室緊急対策課長	木村 正夫	TEL 045-671-2170
	政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課地方分権担当課長	長久 伸子	TEL 045-671-2109

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援の強化

経済産業省、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた一層の支援強化
- 2 資金繰り支援の拡充及び事業者・地方自治体の負担軽減
 - (1) 実質無利子融資の拡充
 - (2) 実質無利子融資における利子補給事務の負担軽減
 - (3) セーフティネット保証等の認定の見直し
 - (4) 保証料助成の自治体負担への財政措置
- 3 雇用に関する相談体制の充実及び就職支援等の雇用対策の着実な実施
- 4 雇用調整助成金の「手続の一層の簡素化・迅速化」の着実な実施

現状・課題

国

- 持続化給付金の創設（4月）、家賃支援給付金の創設（6月）。
- 民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大（5月～）。
- 実質無利子融資の融資限度額を拡大（3,000万円→4,000万円、6月～）。
- 国の調査によると、雇用調整の可能性のある事業所数は約35,000件、解雇等見込み労働者数は約21,000名（6/5集計分）。新卒採用の内定取消・入職時期繰下げは、827名（5/22時点）。
- 雇用調整助成金の複雑な申請手続とオンライン受付システムの不具合による停止（6/5）。

横浜市

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内中小企業・小規模事業者が売上減少などの影響を受けている。
- 国の実質無利子融資が創設される前に、国のセーフティネット保証等を活用し、保証料を横浜市が助成する、独自の制度融資メニューを創設。（2・3月）
- 5月の国の実質無利子融資の開始に基づき、融資限度額3,000万円（6月～4,000万円へ）で利子補給・保証料助成付きの融資メニュー「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設。さらに、実質無利子融資の限度額を超える融資を必要とする事業者向けに、2・3月に創設した独自の制度融資メニューを5月以降も継続。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた一層の支援強化が必要

- 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、中小企業の事業継続や、雇用の維持、地域経済への影響緩和のため、各種給付金等の支援策のより一層の強化が必要。

中小企業・小規模事業者の更なる負担軽減に向け、実質無利子融資の拡充が必要

- 4,000万円を超える融資を必要とする事業者もいるため、融資限度額の引上げが必要。併せて、事業者の負担軽減のため、4,000万円超分についても利子補給及び保証料助成の実施が必要。

利子補給事務の負担軽減が必要

- 実質無利子融資における利子補給を今後実施するが、数年にわたり膨大な事務が発生する見込みであり、地方自治体に代わって国が処理を行うなど、地方自治体の事務負担の軽減が必要。

セーフティネット保証等の認定を不要にする見直しが必要

- セーフティネット保証等の認定申請手順の煩雑さが、迅速な融資の支障となっていることから、民間金融機関の融資審査等の中で認定要件を確認することで、市区町村で実施しているセーフティネット保証等の認定を不要とし、融資を受けるまでの手順を簡素化することが必要。
- 認定を不要にする見直しができない場合においては、地方自治体での認定に要する人件費や会場費等について、これまでに要した費用も含め、財政負担軽減が必要。

地方自治体が実施する保証料助成に係る財政負担軽減が必要

- 実質無利子融資の創設前に開始した横浜市独自制度や、実質無利子融資の融資限度額を超える融資を必要とする事業者向けの地方自治体独自の保証料助成に係る財政負担軽減が必要。

雇用に関する相談体制の充実と雇用対策等の着実な実施が必要

- 解雇、雇止め及び内定取消の増加状況を踏まえ、相談体制の充実や、就職支援等の雇用対策及び雇用調整助成金の手順の一層の簡素化・迅速化を着実に実施することが必要。

提案・要望内容

- 1 持続化給付金や家賃支援給付金について、確実に給付を行うとともに、**新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した場合には、更なる支援策を講じること**。その際には、**手続きの簡素化や迅速な給付**を行うとともに、売上減少要件などを緩和し、必要な支援が行き渡る制度とすること。
- 2 資金繰り支援の拡充及び事業者・地方自治体の負担軽減
 - (1) **実質無利子融資において、融資限度額（現状4,000万円）の引上げ**を行うこと。
 - (2) **実質無利子融資における利子補給において発生する膨大な事務について、地方自治体に代わって、早期に国が集約して処理**を行うこと。
 - (3) **地方自治体によるセーフティネット保証等の認定を不要とし、融資手続きの簡素化**を図ること。又は、認定事務に要する費用について、地方自治体への財政支援を行うこと。
 - (4) **地方自治体が独自に実施する信用保証料助成について、既に実施済みのものも含め、地方自治体への財政支援**を行うこと。
- 3 **雇用に関する相談体制の充実や、就職支援等の雇用対策**を着実にを行うこと。
- 4 **雇用維持のための雇用調整助成金の「手順の一層の簡素化・迅速化」**を着実にを行うこと。

参考1 事業者の声

- ・給付金などを活用しながら何とか凌いでいるが、もしもコロナの第2波がきた場合、追加支援がなければ事業継続が困難になる。(飲食店)
- ・セーフティネット保証の認定申請手順が煩雑で、融資を受けるまでに時間を要してしまう。(サービス業)

参考2 就労者の声

- ・外資系アパレルの会社で、業績不振により希望退職を募られ、希望がない場合、評価を基に解雇されると言われた。
- ・派遣元の会社からコロナの影響で仕事がなくなったので、自宅待機と言われ、その後契約更新しないとされた。
- ・オリンピック関連の会社に入社予定だったが、開催が延期になったため、内定が取り消しになった。

新型コロナウイルス感染症の影響による公立病院事業の経営悪化に対する支援

総務省

公立病院事業の経営悪化に対する財政支援の充実

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月7日に「緊急事態宣言」を発出。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等に様々な影響が生じることを想定し、当面の資金繰り支援として「公営企業における特別減収対策企業債の発行」などを措置。

横浜市

- 2月に大型客船が横浜港に入港して以降、新型コロナウイルス感染症の患者受入対応を実施。
- 感染症指定医療機関である横浜市立市民病院では、感染症病棟以外にも受入病床を確保する等、公立病院としての使命を最大限発揮。他の市立2病院でも受入体制を確保。
- 5月には旧横浜市立市民病院を宿泊療養施設に転用し、新型コロナウイルス感染症の軽症患者等を受け入れ。
- 市立3病院の3月・4月の入院患者数は、対前年度▲9.1%、▲17.7%、外来患者数は、▲8.2%、▲27.7%と激減。市立3病院の3月・4月の入院・外来収益は2か月で約6億円程度の減少。
- 5月以降も新型コロナウイルス感染症の影響により、入院・外来患者数は前年度と比較して減少傾向。



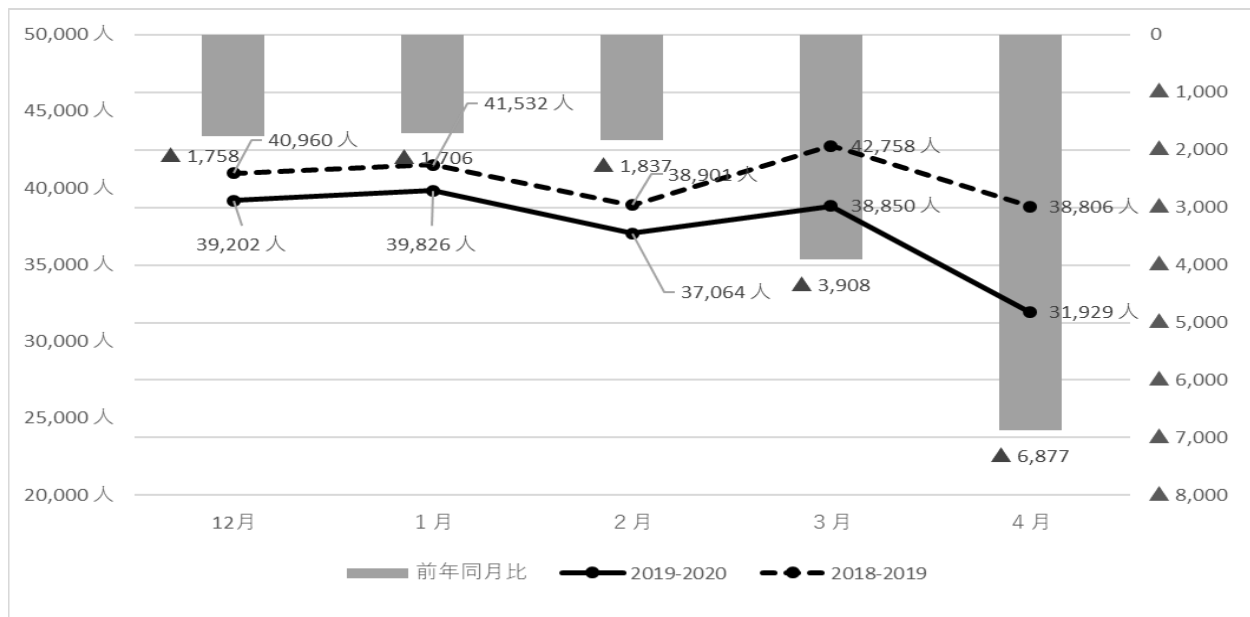
新型コロナウイルス感染症の受入れに伴う病院経営への影響に対する財政的な措置が必要

- 人道的・社会的責務を果たす観点から新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の確保等を実施したことによる影響額は、公営企業の経営努力のみによる対応は困難であり、国による財政支援が不可欠。
- 新型コロナウイルス感染症への対応による経営への影響は単年度で収束することは想定しづらく、建て直しには複数年必要。
- 国の特別減収対策企業債について、償還開始時期の一定期間の猶予や償還年限の延伸、償還利子への更なる特別交付税措置を行うなど、逼迫した病院経営の再建を支援する制度の充実が必要。

提案・要望内容

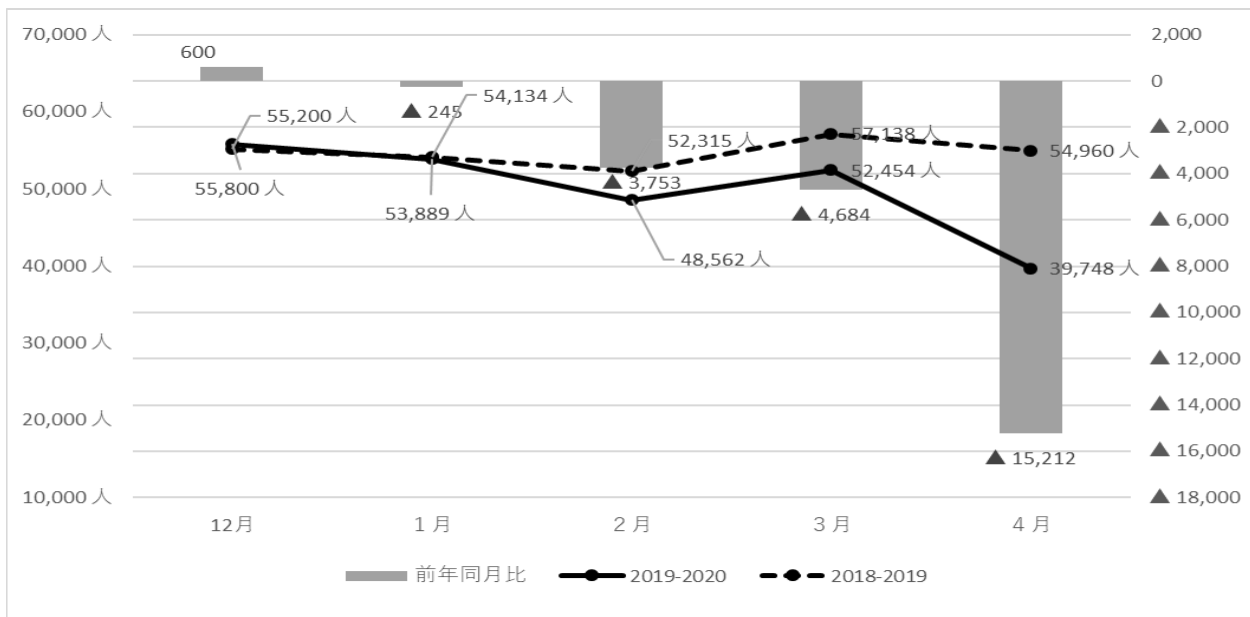
- 国の特別減収対策企業債の償還開始時期の一定期間の猶予や償還年限の延伸、償還利子への更なる特別交付税措置など、**公立病院事業の経営悪化に対する財政支援の充実。**

参考1 市立3病院（※）の入院患者数の推移（速報値）



※市立3病院：市民病院、脳卒中・神経脊椎センター、みなと赤十字病院
 (注) みなと赤十字病院：指定管理者（日本赤十字社）による運営

参考2 市立3病院の外来患者数の推移（速報値）



参考3 公営企業における特別減収対策企業債の発行（令和2年5月22日 総務省自治財政局）

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
 なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は15年以内

新型コロナウイルス感染症の影響による公営交通事業の経営悪化に対する支援

総務省

- 1 特別減収対策企業債の発行要件緩和
- 2 公営交通事業者に対する資金繰り支援等の更なる充実

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月7日に「緊急事態宣言」を発出。
- 不要不急の外出自粛やテレワークなどの活用による出勤者減少の要請。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等に様々な影響が生じることが想定されるため、当面の資金繰り支援として、「公営企業における特別減収対策企業債」などを措置。

横浜市

- 政府の「緊急事態宣言」を受けて、市民の皆様に「外出は、生活に必要な場合を除き、原則として自粛」していただくよう要請。
- 公共交通機関等に対しては、神奈川県実施方針（社会生活を維持する上で必要な施設）に基づき、休業要請せず。
- 市営バス・地下鉄は、職員の感染予防対策を徹底したうえで、通常の運行を維持。
- 4月の月間乗車人員は、**市営バス対前年度▲52.5%、市営地下鉄対前年度▲63.7%と激減**。売上の減少により、5月初旬までの資金収入は前年度に比べて**30億円程度の減少**。
- 緊急事態宣言解除後も、「新しい生活様式」の要請により、乗車人員の回復は限定的。

公営交通事業者の事業継続に対する更なる財政支援が必要

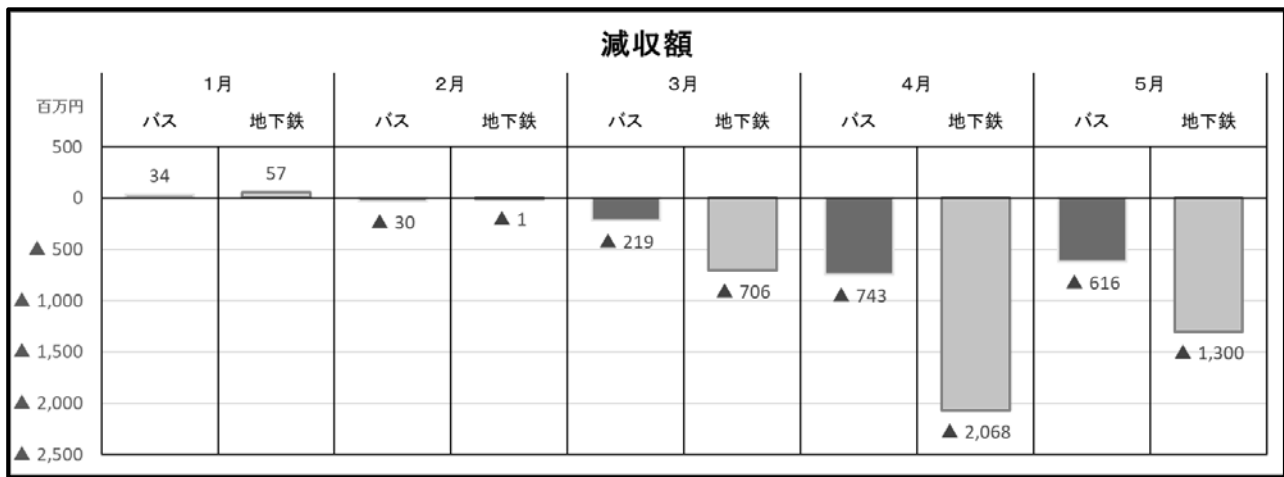
- 新型コロナウイルスの影響による減収等により経営が困窮した民間事業者に対しては、国による資金繰り支援や給付金等の様々な支援が実施されているが、公営交通を担う地方公営企業に対しては、資金不足が発生した場合における特別減収対策企業債の発行に限られている。
- 国の特別減収対策企業債は、**資金不足の発生が見込まれる場合にのみ**発行が認められる限定的な制度であるため、事業継続の観点から、**減収額を発行対象とするなどの発行要件の拡大が不可欠**。
- これまでも様々な危機に対して果敢な経営改革に取り組み、国の制度も最大限に活用しながら健全経営を継続してきたが、今回の減収が経営に与えるインパクトは過大で、**企業努力の範疇を超過している**。このような公営企業の責によらない災禍に対しては、民間事業者に準じた国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 減収額を発行対象の限度額とするなど、特別減収対策企業債の発行要件緩和。
- 2 公営交通事業者に対する資金繰り支援等の更なる充実。

参考1 市営バス・地下鉄の乗車料減収額の推移

※ 定期外（現金・切符・ICカード利用）及び定期券販売額（3か月・6か月定期券も発売月に全額計上）の対前年同月減収額



参考2 公営企業における特別減収対策企業債の発行（令和2年5月22日 総務省自治財政局）

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該資金不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる
- 償還年限は15年以内

新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置

内閣府

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の必要額の配分
- 2 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の制度の柔軟化

現状・課題

国

- 4月7日、神奈川県を含む7都府県に対し5月6日までの緊急事態宣言を発出。神奈川県に対しては、5月31日まで期間延長の後、5月25日に解除。
- 4月30日に成立した1次補正予算で、**総額1兆円**の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）が計上され、6月12日の**2次補正予算**で、**2兆円増額**。

横浜市

- 新型コロナウイルス感染症に対し、予算組替え等により緊急的に様々な対策を実施するとともに、陽性患者の増加や景気悪化による中小企業事業者の資金繰りに対応するため、4月28日に「**くらし・経済対策**」を公表、5月15日に**過去最大となる総額5,743億円の補正予算が成立**。
- 緊急事態宣言延長に伴う外出自粛要請や休業要請等の長期化により、**更に市民生活に大変な不便が生じるとともに市内経済は大きな打撃を受け、いまだに低迷**。
- 宣言解除後は、市内の感染症拡大が落ち着きを見せる中、感染症拡大防止に取り組みながら社会経済活動を再開するフェーズに移行。6月12日に**感染症対策強化と経済再生実現に向けた新たな「くらし・経済対策」**を公表し、**総額187億円の補正予算を計上予定**。

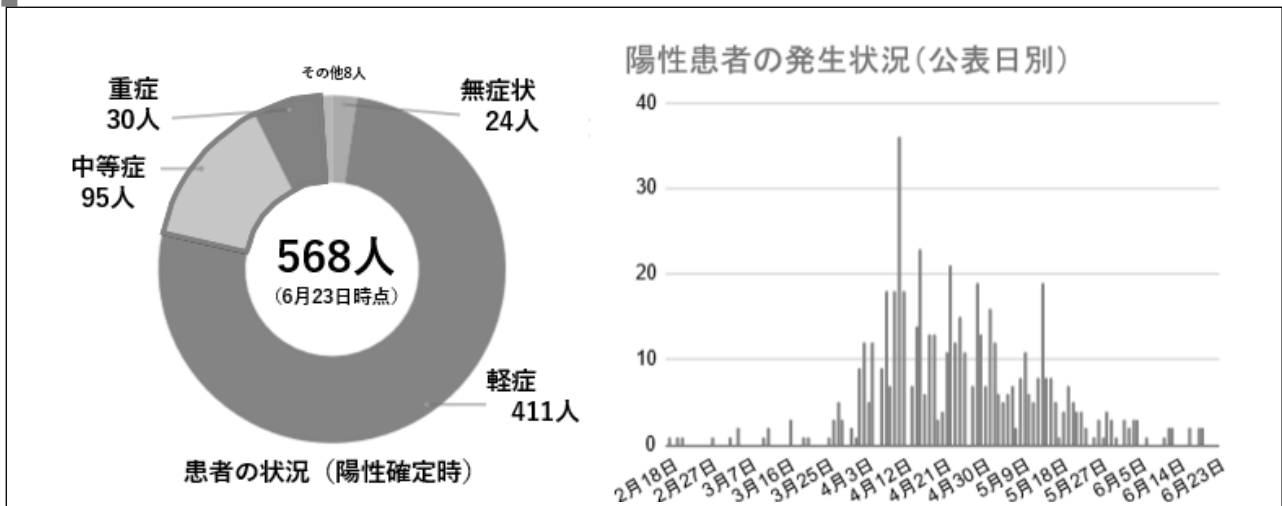
感染症の状況等を見極めながら、更なる経済対策や機動的な取組を実施することが重要

- 横浜市には、臨時交付金の第一次交付において、約56億円の配分限度額が示されたが、所要額に対して大幅な不足があり、増額要望を行ってきたところ。このたび国の2次補正予算分として**大幅な増額となる約190億円の配分限度額**が示され、配慮をいただいたと認識。
- 今後、「くらし・経済対策」を推進しつつ、**本格的な回復期に向けた更なる経済対策や、感染症拡大・収束状況など、その時々状況を見極めた、機動的な取組が必要**。そのためには、現時点で未配分の臨時交付金の適正な配分や、状況に応じた更なる増額が不可欠。
- また、既に予算組替え等により対応した事業や繰上げ償還の可能性のある信用保証料助成等、臨時交付金の充当対象外の事業についても対象とするなど、**地方自治体の事情や財政状況に配慮した制度の柔軟化も必要**。

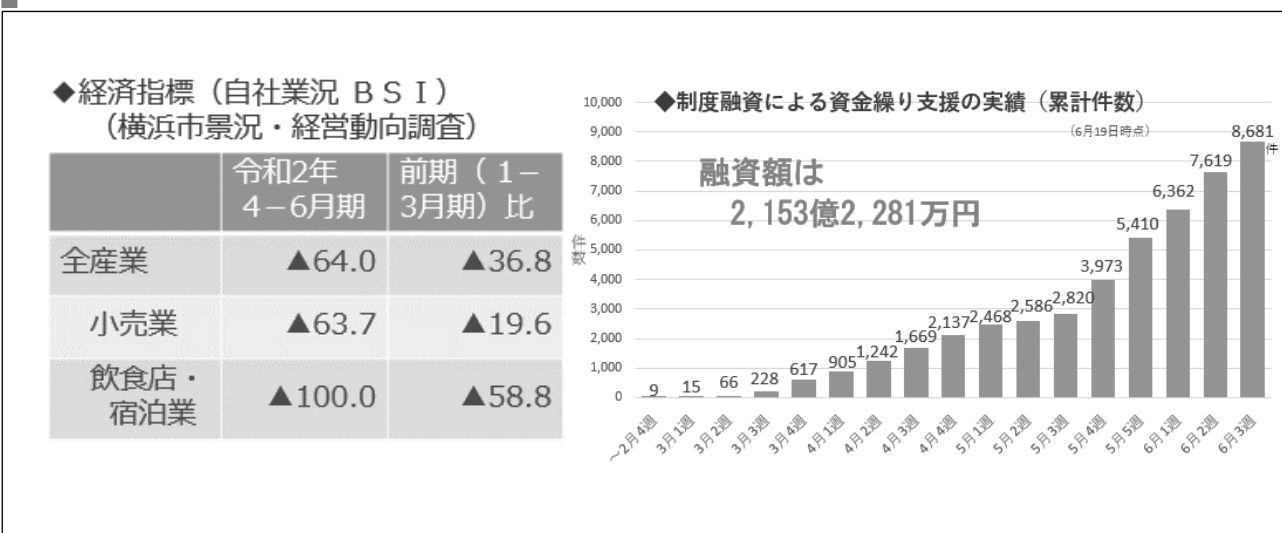
提案・要望内容

- 1 **臨時交付金の未配分額について、国庫補助事業を含む事業実施のための財源が確保されるよう、必要額を配分すること。また、状況に応じて更なる増額を検討すること。**
- 2 予算組替え等により対応した事業や繰上げ償還の可能性のある信用保証料助成等、臨時交付金の充当対象外の事業についても対象とするなど、**充当条件の緩和等、制度の柔軟化を行うこと。**

参考1 陽性患者数の状況



参考2 市内経済の状況



参考3 横浜市の新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (4月28日公表・6月12日公表)

新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (令和2年4月28日)	過去最大となる 5,743億円の 補正予算(案) (事業規模 7,694億円)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民と医療を守る 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 2. 375万市民の暮らしを守る 市民生活の支援 3. 横浜の活力を守る 企業・事業活動の支援 	新型コロナウイルス感染症 暮らし・経済対策 (令和2年6月)	187億円の 補正予算(案)	3つの柱
<ol style="list-style-type: none"> 1 市民と医療を守る 第2波・第3波に備えた万全な医療提供体制の確保 2 横浜経済と市民生活を守る 景気回復に向けた経済対策と 厳しい状況にある市民・団体・事業者の支援 3 新たな日常に取り組む 「新しい生活様式」への対応と学校の再開を支援 					

参考4 横浜市の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の必要額についての状況

市単独事業 約134億円 (5月補正・6月補正予算での見込額)
 +本格的な回復期に向けた更なる経済対策・機動的な取組にかかる費用などが必要

国庫補助事業 約37億円 (5月補正・6月補正予算での見込額)
 +更なる取組にかかる費用などが必要

新たな劇場整備の実現

文部科学省、国土交通省

- 1 国との補完・連携による我が国の舞台芸術活性化に資する新たな劇場整備に向けた文部科学省・国土交通省・横浜市の連携強化
- 2 国際競争力強化及び優れた舞台芸術の創造と発信につながる新たな劇場の整備及び運営への支援
- 3 新たな劇場の活力ある運営に向けた実演家育成、芸術フェスティバル開催支援の拡充及び最先端技術を活用した取組への継続した支援

現状・課題

国

- 文化芸術立国の実現は、国と地方自治体の連携により推進すべきであるが、国の文化関係の予算は先進諸外国と比べ少なく、民間企業からの支援も不十分。
- 我が国の大都市の国際競争力強化につながる、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的な支援を行っているが、劇場整備は支援の対象外。

横浜市

- 「文化芸術創造都市」としての取組を更に推進するために、「横浜市新たな劇場整備検討委員会」を設置。令和元年 12 月、検討委員会は横浜市に対し、優れた文化芸術が横浜の経済活性化や国際競争力の強化につながるなどから、「新たな劇場の整備を推進すべき」と提言。
- 横浜港近接の新たな劇場は、文化芸術のグローバル化を視野にアジアの拠点となり、観光振興、インバウンド誘客、まちづくりの推進、経済活性化等の相乗効果をもたらすことを目指している。また、新型コロナウイルス感染症拡大収束後の経済活性化につながる重要なプロジェクトである。
- 横浜らしい特色ある文化芸術の国内外への発信として、ダンス・音楽・現代アートのフェスティバルを 3 年サイクルで実施。新たな劇場は芸術フェスティバルの中核を担う施設であり、劇場整備を視野にフェスティバルの更なる活性化を目指す。

文化芸術政策を成長戦略として、国と地方が一体で強力に推進することが必要

- 横浜市の新たな劇場は、国内外の優れた舞台芸術の上演により、文化芸術立国をリードするとともに、観光立国への実現と国際競争力の強化に貢献することが重要。また、国との補完・連携のもと、我が国の舞台芸術の活性化に積極的に資することが重要。
- 5G 時代における文化芸術の創造と発信には、新たな鑑賞方法や鑑賞機会の充実に向けた取組、さらには ICT 技術を活用した文化芸術の教育事業や観光施策への展開が求められる。
- 文化芸術立国の中核となる劇場に対する、整備・運営の補助制度は限定的。成長戦略の中核的役割を果たす拠点として、国と横浜市が連携して、本格的な劇場を整備することが必要。また、活力ある劇場運営に向け、劇場整備の早い段階から国と横浜市が連携し、舞台芸術の将来を担う実演家などの育成に取り組むことが必要。
- 我が国の芸術フェスティバルは海外における認知度が低く、より一層の国際発信力強化が必要。

提案・要望内容

- 1 国際競争力を強化し文化芸術立国への貢献に寄与するため、舞台芸術活性化に資する**新たな劇場整備に向けた文部科学省・国土交通省・横浜市の三者による連携強化**を図ること。
- 2 **文化芸術による成長戦略の中核を担い、国際競争力強化に貢献する事業として新たな劇場の整備及び活力ある劇場運営を推進するための制度の創設**
- 3 新たな劇場の運営における、**次世代を担う実演家の育成機能の強化に向けた支援の拡充**と、劇場を中核とした**芸術フェスティバルなどの開催に係る支援の拡充及び最先端技術を活用した取組への継続した支援**

参考1 新たな劇場について

1 検討概要

(1) 計画検討地

みなとみらい21地区「60・61街区」（敷地面積：約23,000㎡、市有地）

※都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」指定エリア

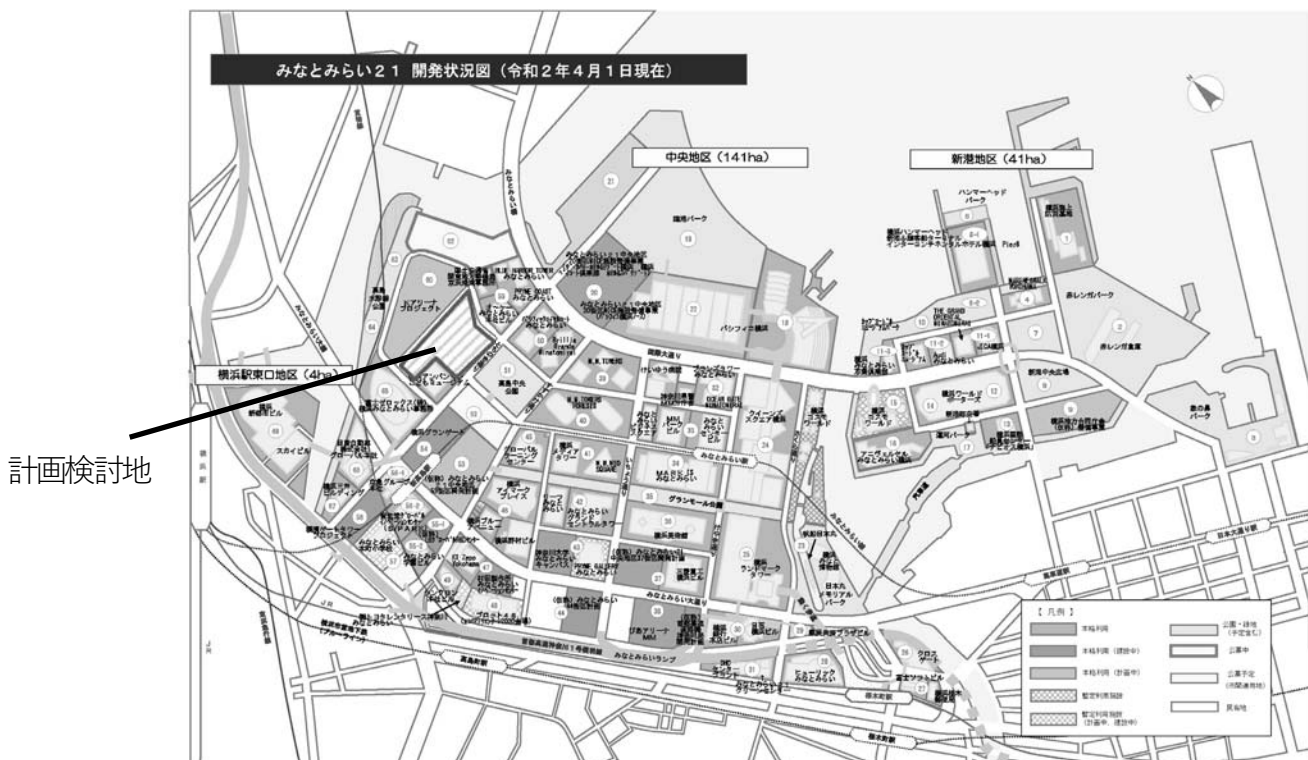
(2) 主な設備案

2,500席規模、オーケストラピットを備える多面舞台、リハーサル室、レストラン・カフェ 等

2 目標像案

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 高次の総合芸術であるオペラ・バレエの日常的上演 | (4) 文化芸術の国際交流の拠点 |
| (2) 舞台芸術におけるアジアの拠点 | (5) 心豊かな次世代育成の拠点 |
| (3) 国際競争力の向上に寄与 | (6) 優れた舞台芸術の人材育成、活性化の拠点 |
| | (7) 健全な経営計画 |

参考2 新たな劇場計画検討地（みなとみらい21地区60・61街区）



外国人材の受入れ・共生のための環境整備

法務省

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた国と地方自治体の連携強化
- 2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充

現状・課題

国

- 新たな在留資格「特定技能」の創設などを含む「改正出入国管理及び難民認定法」が成立（平成30年12月）し、5年間で最大約34万5千人の外国人の受入れが見込まれる。
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定し、新たな交付金等を創設。
- 令和元年12月には、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を改訂。

横浜市

- 横浜市の外国人人口は、全国の市区町村で2番目に多く、平成31年4月末で10万人を突破（5年間で約3割増加）し、同年末には10万4千人に上り、今後も一層の増加が見込まれる。
- 外国人への生活支援は、総合的な情報提供・相談対応を行う拠点施設である「横浜市国際交流協会」と、市内10か所に設置している身近な相談窓口である「国際交流ラウンジ」において、NPOやボランティア団体等とも連携して、多言語での相談対応、日本語学習支援、地域とのつながりづくりに取り組んでいる。

外国人との共生社会の実現に向けた法令整備が必要

- 地方自治体に求められる外国人への生活支援や共生社会の実現に向けた取組の多くは、依然として地方が限られた予算の中で、任意の取組として実施している状況。
- 国と地方が一体となって、継続的に取り組む仕組みづくりが必要。

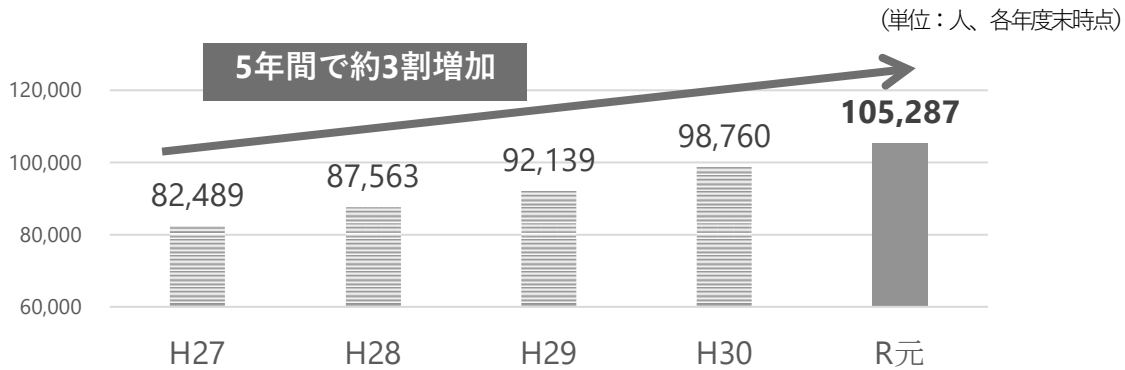
地方自治体の実情を踏まえた財政支援制度の拡充が必要

- 地方自治体によって外国人人口は大きく異なり、横浜市のように多数の外国人が在住している自治体においては、新型コロナウイルス感染症のような生活に影響のある事案が生じると、情報提供や相談対応等、大幅な業務増となり、それに伴う財政的な支援が必要になる。
- 外国人受入環境整備交付金の交付限度額は自治体単位で定められ、外国人住民が5千人以上の地方自治体に対しては一律同額であるが、地方自治体の外国人人口に見合う財政支援が必要。

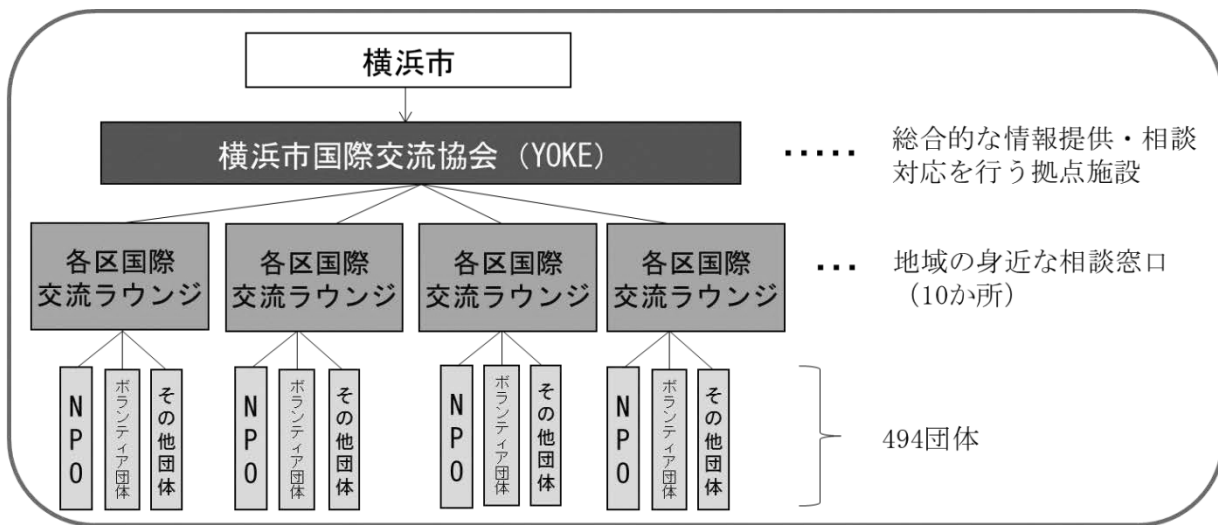
提案・要望内容

- 1 外国人との共生社会の実現に向けて、国と地方が一体となって継続的に取り組むため、**国と地方の責務を法律に位置づける外国人との共生に係る基本法の整備**。また、外国人への生活支援や地域社会とのつながりづくりなどに取り組む**NPOやボランティア団体等の活動を、国と地方が連携して支援する仕組みづくり**
- 2 外国人受入環境整備交付金の**交付限度額を支援拠点数や外国人人口によって区分するなど外国人人口の多い地方自治体の実情を踏まえた制度へ拡充**

参考1 横浜市における外国人人口の推移



参考2 横浜市における外国人支援の体制



参考3 横浜市における外国人支援の主な取組例

○行政情報等の提供の多言語化

- 外国人向け広報の充実 (防災・ごみの出し方等)

○行政手続・生活相談の多言語対応

- 国際交流ラウンジ等の設置 (生活情報提供、相談、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを実施／令和元年度相談件数：22,022件)

○日本語学習支援

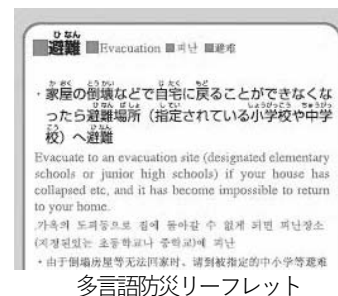
- 市民団体等による比較的小規模な地域日本語教室 (約130教室)
- 国際交流協会による日本語教室の運営支援、日本語ボランティア研修会

○防災・医療など緊急時の多言語対応

- 横浜市外国人震災時情報センターの設置 (災害発生時)
- 神奈川県やNPO等との協力による医療通訳派遣事業

○地域社会とのつながりづくり

- 外国人急増地域へのコーディネーター配置
- 来日初期の方のための多言語冊子の作成



国際交流ラウンジでの相談

海外インフラビジネスの一層の推進

内閣官房、内閣府、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

- 1 地方自治体が参画する公民連携による海外インフラビジネスの推進のための体制の構築・強化
- 2 地方自治体の国際協力の取組による相手都市における温室効果ガスの排出削減・吸収量の一部を地方自治体の温室効果ガス削減の目標達成に活用する制度の創設

現状・課題

国

- 「インフラシステム輸出戦略」において、地方自治体の海外展開、特に地元企業の海外展開支援と国際貢献への取組に対して支援を行うと位置付け。
- 同戦略において、我が国の先進的な低炭素・脱炭素技術を活用し、**途上国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献するとともに、インフラシステムの海外展開を促進すること**を掲げ、国内各地域で構築中の脱炭素に関する取組について、途上国におけるスマートシティ開発などに対するパッケージ展開を支援。

横浜市

- 新興国諸都市の課題解決と市内企業の海外展開を通じた横浜経済の活性化を目的に、これまでのまちづくりの経験を生かし、**公民連携による国際技術協力（Y-PORT）事業**を推進。
- 平成 27 年 5 月にインフラシステム輸出のプラットフォームとして設立した「**Y-PORT センター**」を機能強化するとともに、平成 29 年 7 月に都市開発に関する技術を有する市内企業を中心に設立された（一社）**YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE（YUSA）**と連携し、市内企業とアジアの企業が直接契約を行うなど企業主導のインフラシステムの海外展開を進めている。
- 「横浜市温暖化対策実行計画」において 2050 年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目標とし、様々な取組を実施。

地方自治体を中心となって海外インフラビジネスを一層推進していくための支援が必要

- インフラビジネスにおいて優位性を発揮している諸外国と同様に、基本構想から運営・管理等までの、あらゆる事業ステージを推進する事業体の形成が必要。新型コロナウイルス感染拡大収束後には、衛生管理をはじめとしてスマートシティ開発に対する需要が一層高まることが見込まれ、こうした**事業体の形成が競合する諸外国との競争に打ち勝つ上で不可欠**。
- Y-PORT センターを通じた取組は国内外から一定の評価を得ており、地方自治体と連携して既に実績を挙げている事業体を、あらゆる事業ステージを推進する事業体へと進展させることで、新型コロナウイルス感染拡大収束後の地域経済成長に向けた迅速な体制整備が可能となる。

地方自治体の国際協力による貢献度を定量的に評価する制度が必要

- 年々高まる海外や国からの国際技術協力への要請に応えることが、市民のメリットにつながることを可視化するために、地方自治体の国際協力の**貢献度や成果を定量的に示すことが必要**。

- Y-PORT 事業では、都市間協力を通じて市内企業のもつ環境に優しい技術を輸出することで相手都市の環境改善や温室効果ガス排出量の削減に寄与している。こうした相手都市の SDGs への地方自治体の貢献度を国の認証のもと定量的に示す仕組みが必要。

提案・要望内容

- 1 新興国で需要が拡大している複合開発等の海外展開に、地方自治体と連携して取り組む市内事業主体に対する包括的かつ継続的な支援制度の創設
- 2 地方自治体の国際協力の取組により達成した相手都市における温室効果ガスの排出削減・吸収量の一部を、地方自治体の温室効果ガス削減の目標達成に活用できることとし、国際協力における地方自治体の貢献度や成果を定量的に評価し、市内施策にもメリットのある制度の創設

参考1 Y-PORT 事業について

<Y-PORT 事業の取組概要>

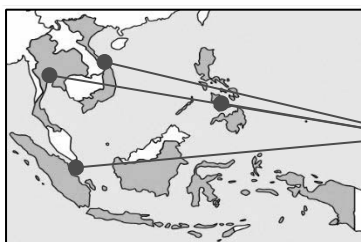
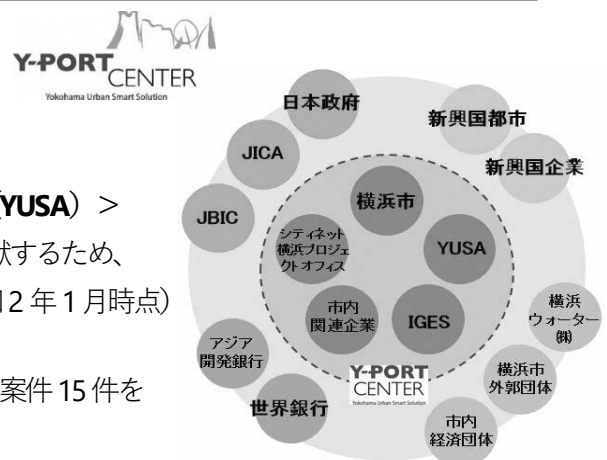
- ・Y-PORT センターを中心に新興国都市の課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開に取り組んでいます。

<一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA)>

- ・海外インフラビジネス機会拡大と新興国の都市課題解決に貢献するため、市内企業を中心に設立（平成29年7月）、会員数32社（令和2年1月時点）

<Y-PORT 事業の主な実績>

- ・市内企業が海外インフラビジネスの事業化調査58件、事業化案件15件を展開（令和元年度末時点）



- ・(一社)YUSA が海外開発事業者とスマートシティコンサルティングを展開
- ・市内企業が ASEAN 諸国や大洋州諸国で環境インフラ事業等を展開

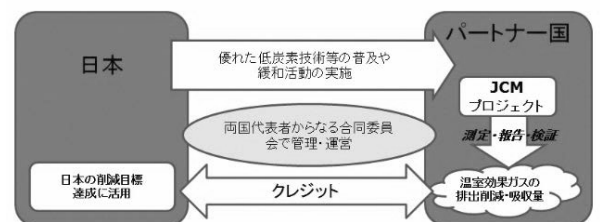


参考2 横浜市における温室効果ガス削減の取組状況

横浜市では、重要施策として「横浜市温暖化対策実行計画」を策定し、「Zero Carbon Yokohama」を目指す姿として掲げ、2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目標として設定している。

Y-PORT 事業では、国が進める JCM（二国間クレジット制度）を、公民が連携して SDGs 達成に貢献するための有効な仕組みとして活用し、海外都市の温室効果ガスの排出削減に貢献している。

令和2年度の第9回アジア・スマートシティ会議においてカーボンクレジットのあり方などについて国際的に著名な有識者を交え議論を行い、国の施策への反映を目指す。



〔出典：日本政府資料「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism(JCM)」の最新動向〕〕



第8回アジア・スマートシティ会議

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

国土交通省、経済産業省、財務省

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期となった MICE の主催者に対する財政支援
- 2 MICE 誘致に係る支援の拡充
 - (1) 新たなコンベンション誘致助成金制度の創設
 - (2) 大型コンベンション開催都市と連携したブレジャーの推進
- 3 MICE 施設の大規模改修に対する国庫補助制度の創設

現状・課題

国

- 「日本再興戦略アクションプラン」(平成 25 年 6 月閣議決定)で、「2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」という目標を掲げ、MICE 誘致のために、横浜市をはじめ国内 12 都市を「グローバル MICE 戦略都市」(現「グローバル MICE 都市」)に選定。
- 「観光立国推進基本計画」(平成 29 年 3 月閣議決定)では、令和 2 年までにアジア最大の国際会議開催国にするという目標が設定され、MICE 誘致における国際競争力の強化を国全体で取り組むべき課題として位置付け。
- 平成 30 年の日本における国際会議開催件数シェアがアジア主要 5 か国の中で低下傾向。
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)において、まん延防止のため、催物(イベント等)の開催を制限するとともに施設の使用を制限。

横浜市

- 横浜の代表的な MICE 施設である「パシフィコ横浜」は、高い稼働率を維持し、今後の開催需要に 대응するため、令和 2 年 4 月に新たな MICE 施設「パシフィコ横浜ノース」を開業。
- 海外との都市間競争が更に進み、MICE 主催者に対する助成制度や施設使用料の減免などの経済的支援が MICE 開催決定の大きな要素となり、アジア諸国との競合で敗退する事例が増加。
- パシフィコ横浜併設の「国立横浜国際会議場(国立大ホール)」(ホール部分は国所有)は、開業から 25 年が経過し、建物全体が劣化しているうえ、ホール内の天井は特定天井に該当。
- 緊急事態宣言が発出されたことを受け、MICE 施設に対して貸館の利用休止を要請。
- MICE 施設に対する貸館の利用休止要請を解除。基本的対処方針や業種ごとのガイドラインに基づく感染防止対策について施設運営者に徹底。

MICE 開催中止・延期に伴い発生する MICE 主催者の損失に対する補填が必要

- 多くの MICE は、財政基盤の脆弱な学会などの主催者が開催。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中止・延期により、参加料などの収入が見込めない中で、準備経費や施設使用料が発生。さらにはイベント保険が適用されないなど財政面での課題が浮き彫りとなっている。
- パシフィコ横浜や横浜アリーナをはじめとする横浜市内の MICE 施設では、新型コロナウイルス感染症を理由として、少なくとも 250 件以上の会議や展示会等が中止・延期となっている。

- 今後の MICE 開催に向けた主催者の意欲低下や MICE 誘致における国際競争力の低下が懸念されることから、MICE 主催者の損失に対する補填が必要。

訪日外国人を確実に取り込めるコンベンションの誘致施策が必要

- 国際会議を確実に誘致するため、主催者への助成制度など国による経済的支援が必要。
- MICE 開催による外国人総消費額は大きく、経済波及効果が高い。また、コンベンション前後の観光目的の滞在延長や家族の同伴など、いわゆるブレジャーの推進により、国内各地への送客が期待できる。

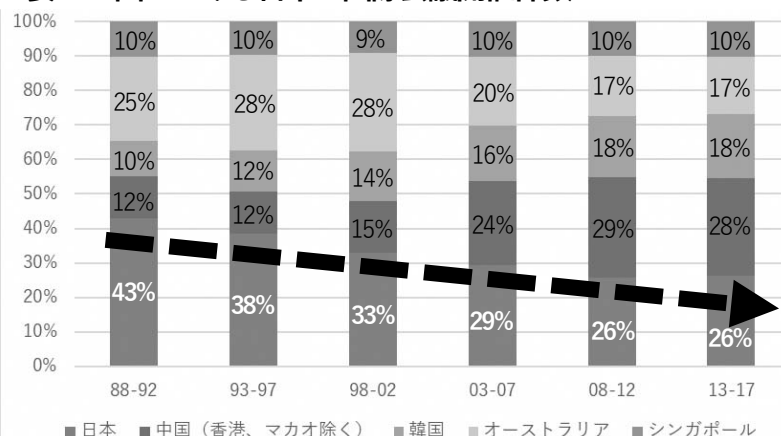
我が国のより一層の MICE 施策推進のため、パシフィコ横浜国立大ホールの改修が必要

- MICE 開催に必要な機能を全て備えた「オールインワン施設」であるパシフィコ横浜を維持・強化し、来場者の安全確保のため、特定天井の落下防止を含めた国立大ホールの改修が必要。

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期になって発生した MICE 主催者の損失に対する国による財政支援の実施
- 2 アジア諸国との都市間競争に勝ち抜き、国際会議を確実に誘致するための、主催者への助成制度などの国による支援制度の創設
 - (1) ICCA (国際会議協会) や IEEE (米国電気電子学会) などの大型コンベンションに対し、会場使用料に対する助成など新たなコンベンション誘致助成金制度の創設
 - (2) 横浜市が予定している「コンベンション延泊促進事業」に対する国庫補助制度の創設等、地方への誘客を促すなどのブレジャーを推進
- 3 来場者の安全の確保と更なる MICE 振興に向け、MICE 施設の大規模改修に対する国庫補助制度を創設すること。

参考 1 アジア主要 5 개국における日本の国際会議開催件数シェア



※ 出典 A Modern History of International Association Meetings-Update1963-2017 (ICCA 2018)

参考 2 MICE 参加者におけるブレジャーの促進 (観光庁資料より)



滞在日数・消費単価の向上

※ブレジャー：「ビジネス (business)」と「レジャー (leisure)」を合わせた造語

■横浜市「コンベンション延泊促進事業」の概要

コンベンション開催後に引き続き横浜に延泊した際の宿泊に対して一律の宿泊助成金 (クーポン) を提供
【対象者】 MICE 参加者 **【対象経費】** MICE 開催期間外の宿泊費の一部 **【助成限度額】** 5,000 円/日

提案の担当 / 文化観光局観光 MICE 振興部 MICE 振興課長 梶 晃三 TEL 045-671-4233
 文化観光局観光 MICE 振興部 MICE 振興課施設担当課長 坂田 和行 TEL 045-671-4262

花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充
- 2 グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充

現状・課題

国

- 地域の活性化等を図るため、複数の庭園の連携により魅力的な体験や交流を創出する「ガーデンツーリズム」を推進し、各地域の取組を支援する登録制度を創設（令和元年度）。
- 良好な都市環境の形成に資する緑地・オープンスペースの創出を推進し、都市緑地法に基づく、民間による公園と同等の空間の創出・管理を支援する「市民緑地認定制度」を創設（平成29年度）。
- 自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用等で活用する「グリーンインフラ」の取組を推進し、「グリーンインフラ推進戦略」を公表（令和元年度）。また、官民連携・分野横断の取組を支援する「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を創設（令和2年度）。

横浜市

- 花と緑を生かし、様々な主体が連携して都市の魅力・賑わいを創出する「ガーデンシティ横浜」を推進し、市内各所を花々で彩る「ガーデンネックレス横浜」の展開や、ガーデンツーリズム（横浜市は国の登録制度で第1回登録）による観光誘客の取組を強化。
- オープンスペースの緑化を行う市民・事業者への横浜市独自の助成制度とともに、国の市民緑地認定制度の活用を促進。
- 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする、次世代への緑の継承を目的とした「横浜みどりアップ計画」において、民有緑地の保全のため、指定地の拡大による固定資産税・都市計画税等の軽減、維持管理支援、買入れ申し出への対応等を推進。
- グリーンインフラを活用した持続可能で魅力的な都市づくりを推進するため、公園事業と下水道事業等が連携した雨水浸透機能向上、公共公益施設・民間建築物等の緑化を推進。



花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充が必要

- ガーデンツーリズムの更なる推進には、各庭園の魅力を高めるための環境整備、国の登録制度に登録された全国各地の協議会間の連携による国内外への情報発信の強化が必要。
- 市民緑地認定制度は、税制による支援措置が令和2年度末までの時限措置、軽減期間が3年間とされているため、令和3年度以降に設置を予定する緑地や軽減期間後の管理運営が課題。

グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進が必要

- 都市化が進む中で残された貴重な緑は民有緑地が多いため、相続を契機とした開発用地への転用・売却が課題。平成27年に相続税の基礎控除額が大幅に縮小されたが、都市部のグリーンインフラとして位置付け、所有者の相続時の負担軽減等を行う積極的な取組が必要。

- グリーンインフラを活用した都市基盤整備の推進には、科学的根拠に基づき、自然環境が有する多様な機能や効果を評価する手法や、新たな技術開発や維持管理の手法の開発が課題。

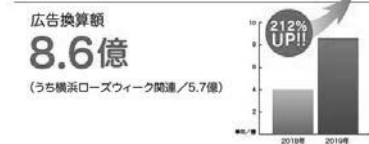
提案・要望内容

- 1-(1) ガーデンツーリズム推進のための、庭園の環境整備・プロモーション等への財政支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援、国内外への情報発信の強化
- 1-(2) 市民緑地認定制度による固定資産税・都市計画税の軽減に係る時限措置・軽減期間の延長
- 2-(1) グリーンインフラとして都市部の緑の確実な保全を図るための、税制上の負担軽減措置等の拡充
 - ・特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
 - ・借地公園について、相続税の評価の控除割合の緑地並みへの引上げ、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設
 - ・公園緑地事業の用地として国有財産の買取を希望する地方自治体に対する、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置の全面適用
- 2-(2) グリーンインフラの整備・維持管理に係る技術開発や効果検証手法の構築の推進

参考1 横浜市におけるガーデンツーリズムの推進（ガーデンネックレス横浜）

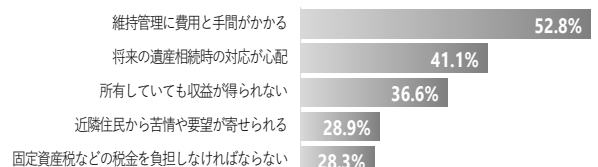
<ガーデンネックレス横浜2019のデータ>

来街者数 **400万人**



参考2 横浜市におけるグリーンインフラの推進

<樹林地を所有する上での課題>



<国有財産の買取を希望する地方自治体に対する優遇措置の全面適用>

【現状】	国補助金 1/3	自治体負担分 2/3	
【提案内容】	国から無償貸付 1/3	国補助金 2/9	自治体負担分 4/9

国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省

2027年横浜開催に向けた協力・支援

現状・課題

国

- 平成26年、花きの振興に関する法律が制定され、平成27年、花き産業及び花き文化の振興、花きの需要の増進（博覧会の開催等含む）等について、基本方針を策定。令和2年4月に基本方針を見直し、国際園芸博覧会の「成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要」などについて方向付け。
- 横浜市からの要望により、国際園芸博覧会の開催に関する国としての政策的意義や、横浜市で開催する国際園芸博覧会の方向性等について検討を行う「国際園芸博覧会検討会」（令和元年8～12月）を設置し、令和2年2月に、検討会において国が関与して国際園芸博覧会を開催する意義があることをとりまとめ。
- 令和2年2月に国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（AIPH）に横浜開催への支援を表明する「政府支持書」（サポートレター）を提出し、令和2年3月にAIPH春会議において報告。

横浜市

- 「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ、市民・企業等の皆様から御意見をいただき、平成30年3月に「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定。
- 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため、令和元年5月に「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立。
- 令和元年9月に、AIPHに国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認。
- 令和2年3月に、AIPH春会議において、横浜開催に向けた検討の進捗状況を報告。



引き続き、国家的プロジェクトとなる国際園芸博覧会（A1クラス）の開催に向けた取組が必要

- 会場構想、事業展開、来場者の輸送アクセス等について、より詳細かつ具体的な調査・検討が必要。
- 国際園芸博覧会の全国的な機運醸成や開催組織となる法人の設立準備が必要。

提案・要望内容

- 2027年横浜開催に向けた、横浜市が行う会場構想等の調査・検討への協力・支援。また、国際園芸博覧会の全国的な機運醸成を図るとともに、開催組織となる法人の設立・運営への協力・支援。

参考1 開催申請書 日本語訳版 (抜粋)

- (1) 名称：2027年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
- (2) クラス：A1
- (3) 開催場所：横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
- (4) 開催期間：2027年3月～9月
- (5) 入場者数（見込み）：1,500万人以上
- (6) メインテーマ



参考2 旧上瀬谷通信施設について

平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



開催場所（旧上瀬谷通信施設）・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

参考3 今後の予定

■ スケジュール (想定)

年度	これまでの経緯と想定される主な取組
2016	招致検討（基本的な考え方の作成など）
2017	検討組織の設置、基本構想案の策定
2018	国への招致要望、政府での検討開始
2019	AIPHに園芸博開催申請・承認
2020	会場構想、事業展開等について調査・検討 博覧会開催組織の設立準備等を行う全国的な推進組織の設立
2021 ～ 2026	博覧会開催組織の設立 BIEに園芸博認定申請・承認 会場計画・整備、参加時招請、プレイベントなど
2027	園芸博の開催（3～9月）

■ 国際園芸博覧会 (A1) の開催状況 (想定)

年	開催国 (都市)	参考 (登録博)
2015		ミラノ万博
2016	トルコ (アンタルヤ)	
2019	中国 (北京)	
2020		ドバイ万博*
2021	カタール (ドーハ)	
2022	オランダ (アルメル)	
2024	ポーランド (ウッチ)	
2025		大阪・関西万博
2027	横浜開催	

※ 新型コロナウイルスの影響により、2020年から2021年への開催延期となった。

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援

環境省、経済産業省

- 1 脱炭素社会への円滑な移行に向けた施策の推進
- 2 AI や IoT を活用した電力需給システム構築のための財政支援
- 3 再生可能エネルギーの活用拡大に向けた託送制度の整備
- 4 公共施設の LED 転換・再生可能エネルギー設備導入を対象とした支援

現状・課題

国

- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年6月閣議決定)では、「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指し、国・地方自治体・企業が一体となって、脱炭素社会への移行を推進するとしている。
- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、徹底した省エネルギーの推進や最大限の再生可能エネルギーの導入を実行するとともに、「LED等の高効率照明が2020年までにフロー(新規・交換等)で100%、2030年までにストックで100%普及」を目指すとしている。
- 再生可能エネルギーの主力電源化や送配電網のレジリエンス強化等の環境変化に対応する観点から、施設電源の多様化や電力の送配電網に関する託送料金制度の見直しが議論されている。

横浜市

- 2050年までの脱炭素化、Zero Carbon Yokohamaの実現を目標に掲げている。
- 平成31年2月、国の掲げる地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の実現に向けて、東北12市町村と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結。
- 新市庁舎で自己託送制度を活用し、焼却工場で発電する再生可能エネルギー由来の電力を導入。
- 市有施設のLED化率目標は「2030年度までに100%普及」だが、現状の推移では厳しい状況。

脱炭素社会への移行に向けて我が国が目指していく産業構造の方向性が示されていることが必要

- 産業構造の変化や事業者の脱炭素化を含めたサプライチェーン・マネジメント拡大により、国内経済への大きな影響が想定されるため、国としての方向性が明らかにされることが必要。

中小企業も含めた市内企業が円滑に脱炭素社会へ移行するための支援が必要

- 脱炭素社会への移行のため、企業の業態転換や多角化の支援、新規企業の誘致、労働者の職業訓練等の支援が必要。支援策の検討は、国と地方自治体が一体となって進めることが重要。

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充が必要

- 再生可能エネルギー由来の電力を確実に無駄なく届けるため、電力使用者が電力の調達元を把握する仕組み(トラッキング)の構築や需給バランスの調整など、需給調整の高度化が課題。
- 公共施設等の自己託送による再生可能エネルギー由来の電力導入を促すインセンティブが必要。

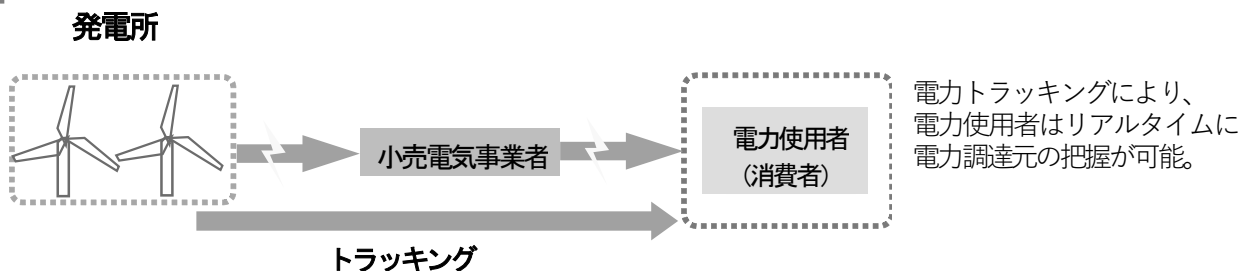
公共施設のLED転換・再生可能エネルギー設備導入に向けた財政支援等が必要

- 目標達成に向けた国主導での地方自治体のLED転換の取組の把握や、LEDの導入及び太陽光パネルと蓄電池を合わせた導入など再生可能エネルギー設備導入への財政支援が必要。

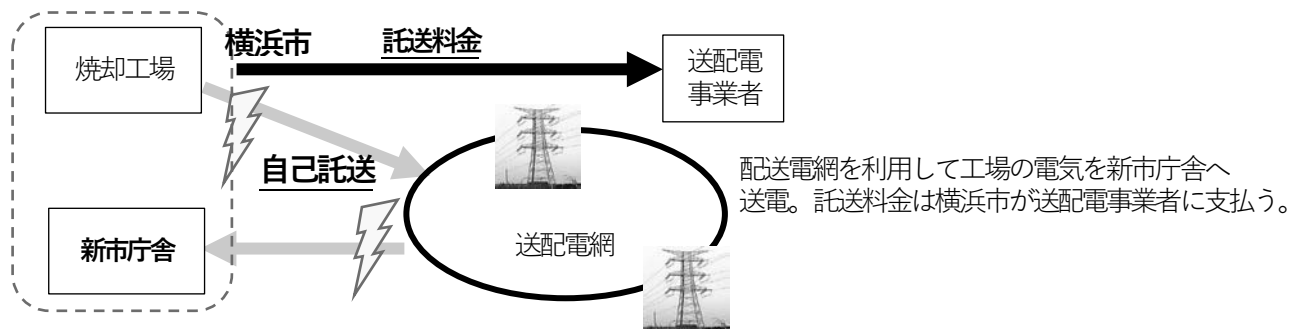
提案・要望内容

- 1 脱炭素社会への円滑な移行に向けて、国として、脱炭素化に適合した将来の産業構造の方向性を明らかにすること。また、地方自治体と連携し、民間企業等への支援策を検討すること。
- 2 電力の需給調整の高度化に向けて、AI や IoT を活用した需給調整システムの構築に取り組む事業者への財政支援を行うこと。
- 3 再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、自己託送を利用して再生可能エネルギー由来の電力を導入する際の託送料金の低減措置を行うこと。
- 4 公共施設の LED 化の目標達成のための国による状況把握と、LED の導入及び太陽光パネルと蓄電池を合わせて導入することについて積極的に取り組む地方自治体への財政支援を行うこと。

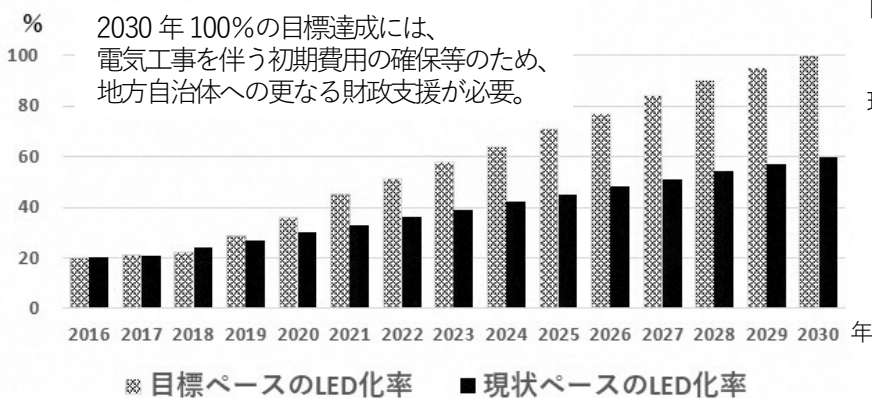
参考1 電力トラッキングのイメージ



参考2 横浜市新市庁舎における自己託送のイメージ



参考3 横浜市の公共施設のLED化率 進捗の推移イメージ



目標：各年度の更新コストを平準化し、目標設定

現状：LED 照明更新状況等調査における2017年度から2018年度の上り幅(3%)を基準に設定

提案の担当 / 温暖化対策統括本部企画調整部調整課企画担当課長 池上 武史 TEL 045-671-4108
 温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長 岡崎 修司 TEL 045-671-2636
 温暖化対策統括本部企画調整部SDGs未来都市推進課担当課長 黒田 美夕起 TEL 045-671-2477

プラスチックの資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 事業者から排出されるプラスチックの資源循環の仕組みの構築及び家庭から排出される製品プラスチックへの容器包装リサイクル法の処理対象拡充
- 2 容器包装リサイクル法の処理工程の最適化

現状・課題

国

- 容器包装リサイクル法は、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装が対象。
- 令和元年5月、資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」を策定。
- 容器包装リサイクル法は、前回の改正法施行から4年経過し、令和3年に見直し時期を迎える。
- 平成29年度に、横浜市を含む全国7地域で、容器包装以外も含めたプラスチックを一括回収するモデル事業を実施し、資源回収量や事業全体の効率性が高まるなどの結果となった。

横浜市

- 廃棄物処理法上、産業廃棄物として処理することと定められている廃プラスチック類が、焼却処理される事業系一般廃棄物の中に混入している（年間 約5万トン）。参考1
- 家庭から排出される容器包装以外のプラスチック（以下「製品プラスチック」という。）は、燃やすごみとして焼却処理している（年間 約4万トン）。参考1
- 家庭から排出される容器包装プラスチック（ペットボトルを含む）の分別収集・中間処理に係る費用負担は年間約68億円。参考2
- 地方自治体の役割である中間処理で選別（手選別にて実施）を行っているが、日本容器包装リサイクル協会への引き渡し後に持ち込まれる再商品化事業者の施設でも同様の選別工程を行っている。参考3



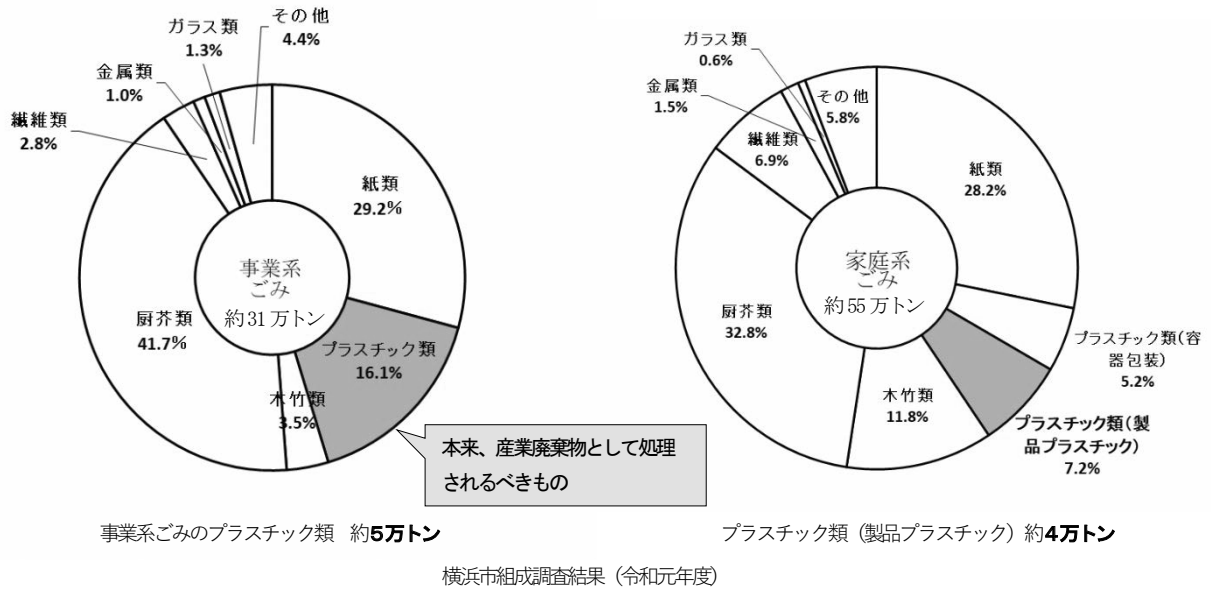
プラスチックのリサイクルの進展にむけて容器包装リサイクル法の柔軟な運用が必要

- 現行法では、事業者から排出されるプラスチックは、産業廃棄物として排出事業者自らが適正に処理することとされ、リサイクルが義務付けられていない。さらに、家庭から排出される製品プラスチックも現行法処理対象外であるため、リサイクルが進展しない。
- 地方自治体の中間処理と再商品化事業者の双方で選別工程が実施され、処理工程が非効率。

提案・要望内容

- 1 廃棄物処理法運用の見直し等により、事業者から排出されるプラスチックの資源循環の仕組みを構築すること（事業者が製造・販売した商品を自ら回収・再資源化する取組の促進や、オフィス等、特定の業種から排出され、性状が家庭から排出されるものと同様であるプラスチック製容器包装のリサイクルルートの構築等）。また、容器包装リサイクル法の処理対象拡充により、家庭から排出される製品プラスチックも、容器包装リサイクル法のルートでの処理を可能とすること。
- 2 地方自治体の実施する中間処理工程を省力化し、選別工程の重複解消を図ることによる、容器包装リサイクル法の処理工程の最適化

参考1 横浜市で焼却されている事業系のプラスチック・製品プラスチック



参考2 容器包装リサイクル法の仕組み・横浜市の費用負担

横浜市の費用負担 (令和元年度)

委託内容	金額
分別収集	34 億円
中間処理 (容器包装プラ)	15 億円
中間処理 (ペットボトル)	19 億円
合計	68 億円

横浜市の処理量 (令和元年度)

委託内容	量
中間処理(容器包装プラ)	4万9千トン
中間処理(ペットボトル)	1万3千トン



(出典) 経済産業省ホームページ

参考3 地方自治体と再商品化事業者の中間処理の様子



国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充

厚生労働省

- 1 将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」の段階的な解消に必要な財政支援の拡充

現状・課題

国

- 持続可能な医療保険制度の構築に向けて、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化などを推進。
- 国民健康保険については、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成 29 年度以降、毎年 3,400 億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成 30 年度）を実施。
- 一方で、市町村が行っている「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」は、保険制度としての給付と負担の透明化などの観点から、段階的に削減・解消すべき「赤字」として位置付け。
- 令和 2 年度の「保険者努力支援制度」（医療費適正化に向けた予防・健康づくりなどの取組への財政支援）では、各市町村への配分額の決定にあたって、法定外一般会計繰入金の解消に向けた取組状況を評価する指標を新設。

横浜市

- 国民健康保険料の負担を緩和するための一般会計繰入金として、令和 2 年度予算において、44.5 億円（1 人当たりの年間の保険料に換算すると 6,602 円に相当）の市費を繰入。
- 医療費適正化に向けた取組として、「第 2 期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（平成 30～令和 5 年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の拡充による人工透析への移行防止などを推進。



国民健康保険の安定的な運営には、国の財政支援の更なる拡充が必要

- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」の根幹を支える仕組みだが、被保険者に高齢者が多いことなどから、医療費の水準は高い一方、所得水準は低いなど、他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があり、財政基盤は極めて脆弱。
- 今後、更に高齢化が進展し、医療費の増加が見込まれる中、これまでの国費による財政支援や、各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」について、抜本的な制度改革や国費による追加の財政支援が行われない中で削減・解消を進めれば、保険料の急上昇に直結。

提案・要望内容

- 1 国民健康保険の財政基盤を安定化するため、将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等のための法定外一般会計繰入金」について、保険料の上昇を最小限に抑えながら、段階的に解消できるよう、必要な財政支援の拡充

参考1 横浜市国民健康保険への市費繰入額

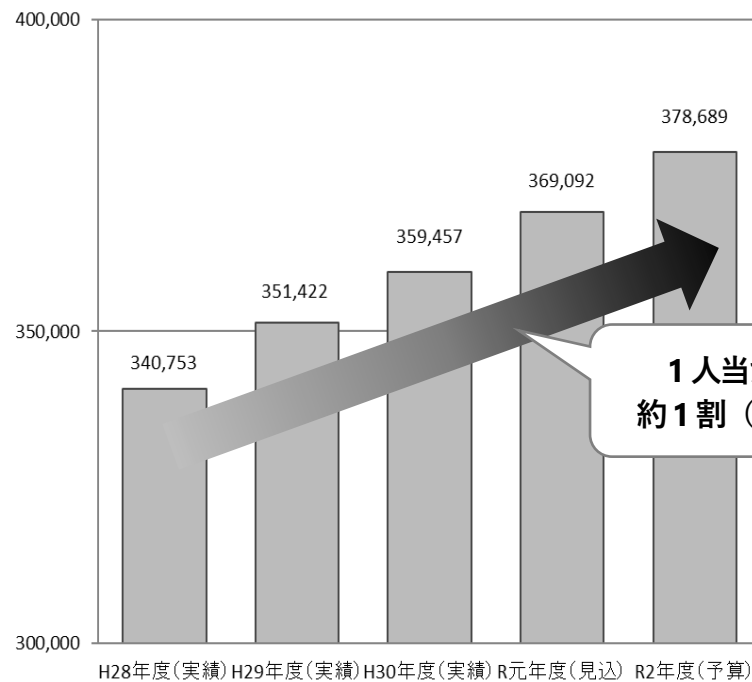
(単位：億円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般会計繰入金	323.6	323.1	311.8	311.6	279.7
うち 保険料負担緩和市費	101.6	99.9	81.6	75.9	44.5*

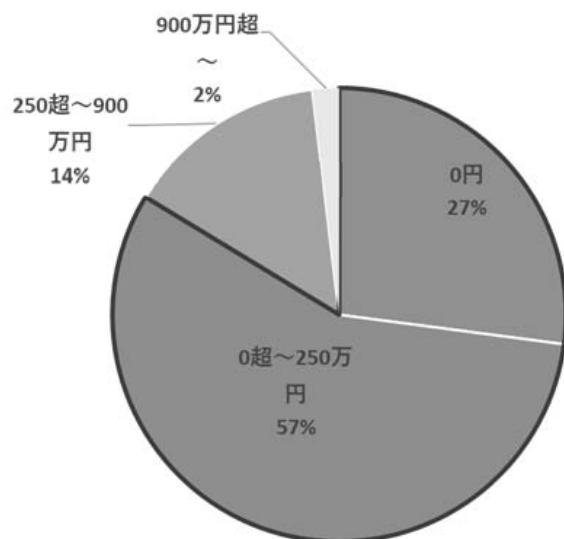
※1人当たりの年間の保険料に換算すると6,602円に相当

参考2 横浜市国民健康保険における1人当たりの医療費

(単位：円)



参考3 横浜市国民健康保険の加入世帯の総所得金額等(減額賦課基準)



横浜市国保世帯の約85%が総所得金額250万円以下

令和元年6月現在

横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

- 1 国際競争力や魅力・活力を高める都市基盤整備への重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における民間開発事業への継続的な税制・金融支援

現状・課題

国

- 公民が連携して都市の整備を強力に推進し、活力ある魅力的な拠点都市を形成するため、「都市再生緊急整備地域」を指定し、土地利用制限の規制緩和や税制・金融支援等を通じて、民間開発事業を支援。さらに、このうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域は「特定都市再生緊急整備地域」に指定し、インフラ整備等への支援を一層強化。
- 令和元年度から、車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりの取組を推進。令和2年度に、都市再生整備計画事業の拡充により、まちなかウォークアブル推進事業を創設。

横浜市

- 横浜の成長をけん引する都心・臨海部では、国内外から多くの人と企業が訪れる魅力と活力にあふれるまちを目指し、地区ごとの特性を生かしながら力強い経済成長と都市の魅力・活力を高めるとともに、国内外からの多くの来街者を惹きつける都市空間の形成や、回遊性向上などの取組を推進。
- 「横浜都心・臨海地域」については、平成14年度に、横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区が都市再生緊急整備地域に指定（平成23年度に特定都市再生緊急整備地域に指定）。平成30年度には指定区域拡大を受け、新たに関内・関外地区及び山下ふ頭周辺地区が区域指定。
- 新たに指定された関内・関外地区では、「国際的な産学連携」、「観光・集客」によるまちづくりを推進。また、山下ふ頭周辺地区では、「ハーバーリゾートの形成」を目指し、IR（統合型リゾート）の実現に向けた検討・準備など、都市再生の取組を本格化。
- 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに取り組む「ウォークアブル推進都市」として、令和2年度からまちなかウォークアブル推進事業に着手。



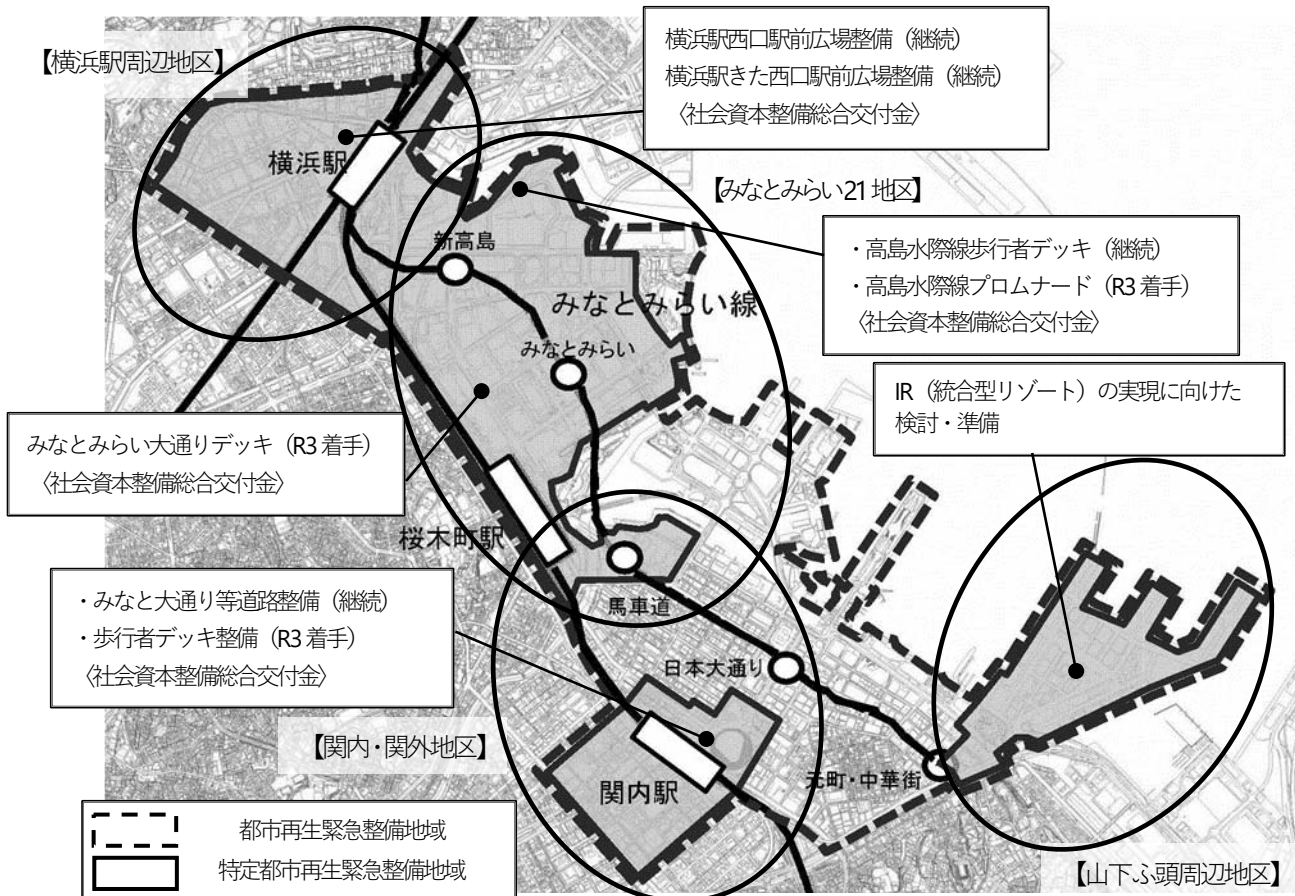
国際競争力や魅力・活力を高めるために、地域全体の機能強化を一体的に進めることが必要

- 業務・商業機能や行政機能が集積する当該地域が、横浜のみならず国全体の成長をけん引し、横浜市都心臨海部再生マスタープランに掲げる「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」となるために重点的な都市基盤整備及び民間投資の誘発が必要。
- 各地区における取組を連携させ、都心全体の活性化につなげるためには、人々がまちを楽しみ、回遊できるような環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 国際競争力の強化を推進する「横浜都心・臨海地域」における都市基盤整備に対して、社会資本整備総合交付金による重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間事業者による開発事業への継続的な税制・金融支援

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま 22 の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい 21 地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業への支援、駅周辺や歩行者デッキなどインフラの整備
山下ふ頭周辺地区	IR（統合型リゾート）の実現に向けた検討・準備

提案の担当 /	都市整備局企画部企画課長	松井 恵太	TEL 045-671-2005
	都市整備局都心再生部都心再生課長	高井 雄也	TEL 045-671-3972
	都市整備局都心再生部都心再生担当課長	中尾 光夫	TEL 045-671-3952
	都市整備局都心再生部横浜駅周辺等担当課長	浦山 大介	TEL 045-671-2672
	都市整備局都心再生部みなとみらい 21 推進課長	遠藤 拓也	TEL 045-671-3501

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

現状・課題

国

- 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、これまでに深谷通信所や上瀬谷通信施設など 4 施設の返還が実現。
- 根岸住宅地区は、令和元年 11 月、「土地所有者の方々に早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用の開始」が日米間で合意。

横浜市

- 米軍施設跡地については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、返還後に速やかに利用できるよう「跡地利用基本計画」の策定に向けた検討を推進。



市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- 平成 16 年に返還合意された施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

- 跡地利用にあたっては、戦後の接収以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。
- 跡地とその周辺は、米軍施設として長年提供されたことで、道路・公園・下水道等の都市基盤整備が極めて遅れているため、早急な整備に向けた国の費用負担等の支援が必要。

根岸住宅地区については、原状回復作業の早期終了と返還後の国有地の適切な利活用・管理が必要

- 根岸住宅地区については、速やかな跡地利用に向けて、返還時期にかかわらず、土壌汚染や埋蔵文化財の調査、官民境界の画定、国有財産の処理などの原状回復作業の早期終了が必要。
- 約 3 分の 2 を占める国有地は、今後策定する「跡地利用基本計画」に沿って利活用されるとともに、残存される擁壁等は、将来にわたり機能が維持されるよう、国による適正管理が必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還方針が合意されていない施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者・周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 跡地利用に必要な道路や公園整備など、市事業への支援
- (5) 跡地利用検討を進めるうえで必要な調査等への十分な支援及び特段の配慮

3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- (1) 早期引き渡しに向けた原状回復作業の迅速的な実施と、地権者や周辺住民等への丁寧な対応
- (2) 文教地区や公園等の市の利用方針に沿った国有地の処分条件への特段の配慮
- (3) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や事件・事故等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底
- (4) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保

参考 横浜市内の米軍施設・区域

鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック 52ha 国有43ha(81%) 水域11ha

全部返還 根岸住宅地区 43ha 国有27ha(64%)

令和元年度にまちづくりの方向性、基本的考え方を取りまとめ、「根岸住宅地区跡地利用基本計画」の早期策定を目指している。

H27年6月返還 旧上瀬谷通信施設 242ha 国有110ha(45%)

令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定。郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、新たな交通など基盤整備の検討を進めている。

H21年5月返還 旧富岡倉庫地区 3ha 国有3ha(100%)

平成23年7月に策定した「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」の実現に向け、跡地利用の検討を進めている。

H26年6月返還 旧深谷通信所 77ha 国有77ha(100%)

平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定。緑豊かな環境を生かした健康・スポーツの拠点形成を目指し、各施設の基本計画策定の手続きを進めている。

小柴水域 42ha

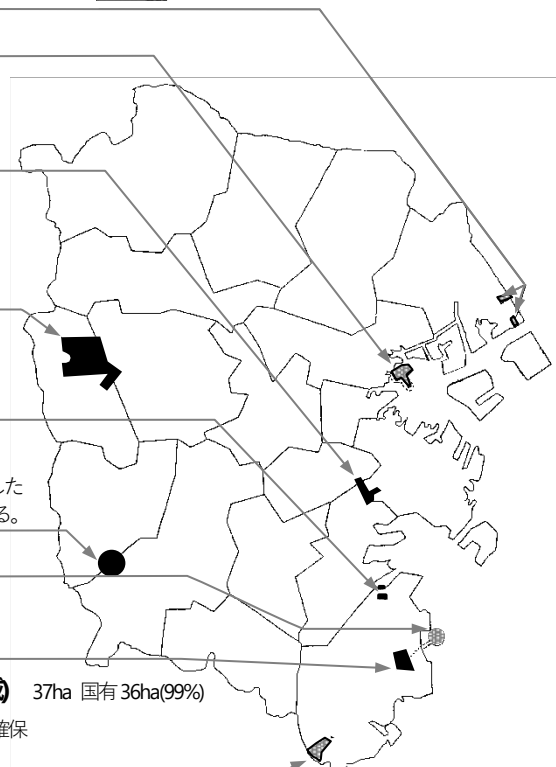
H17年12月返還 旧小柴貯油施設 53ha 国有51ha(97%)

令和2年度末の第一期エリアの一部公開を目指し、公園整備を進めている。

飛び地(1ha)の返還 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有36ha(99%)

大規模震災発生時の飛び地への確実な出入りなど、広域避難場所としての機能の確保に向けた要望を国に行っている。

内は日米合意内容
 は平成16年に返還合意されている施設・区域
 は返還合意されていない施設・区域



郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 国有地の早期処分に向けた迅速な対応と処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壌汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- AIIPH に国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催を申請し、承認（令和元年 9 月）。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 令和 4 年度の事業着手に向け、土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価の手続きに着手（令和 2 年 1 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方などを示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 国有地の早期処分に向けて、国において、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壌汚染調査結果への対応を迅速かつ適切に実施し、早期の処分の実現を進めることが必要。
- 接収により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に新たな土地利用を図る上でも、必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要。

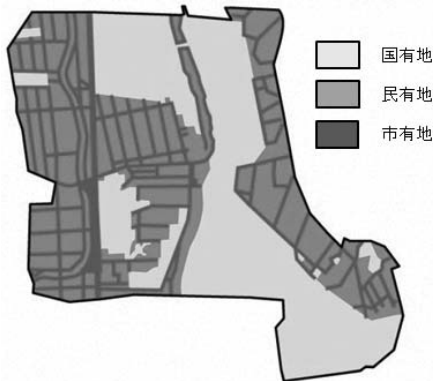
提案・要望内容

- 1 国有地の早期処分に向けた境界調査等による権利関係の整理や土壌汚染調査結果への迅速かつ適切な対応、長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るための国有地の処分条件の特段の配慮
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- ・平成 27 年 6 月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約 242ha という首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

- 総面積** 242.2ha
 - ・民有地 110.0ha (45.4%)
 - ・国有地 109.5ha (45.2%)
 - ・市有地 22.7ha (9.4%)
- 地権者数** 約 250 名



- 接收以降の経緯**
 - ・昭和 26 年 3 月 米軍が接收
 - ・平成 27 年 6 月 上瀬谷通信施設の全域が返還
 - ・平成 29 年 11 月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
 - ・平成 30 年 12 月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
 - ・令和 2 年 1 月 構造改革特別区域計画の申請・認定
 - ・令和 2 年 3 月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定

参考2 まちづくりの方向性

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通利便性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つのゾーンの土地利用の検討をしている。
- ・まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の 2027 年開催に向けた検討を進めている。



子どもの医療費助成の充実

厚生労働省

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 全国一律の負担軽減制度の構築までの間の市区町村への財政支援の実施

現状・課題

国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は 2 割、就学後は 3 割が自己負担とされている。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なっている。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成 30 年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止されるなど、市区町村による取組への支援に進展があった。

横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、平成 31 年 4 月から、通院助成の対象を中学校 3 年生まで拡大。



子どもの医療費に関して、国の責任で全国一律の負担軽減制度を構築することが必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべき。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の負担軽減制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築**
- 2 全国一律の負担軽減制度が構築されるまでの間、各市区町村が厳しい財政状況の中にあっても子どもの医療費助成を安定的に実施できるよう、**子どもの医療費助成を行う市区町村に対しての財政支援の実施**

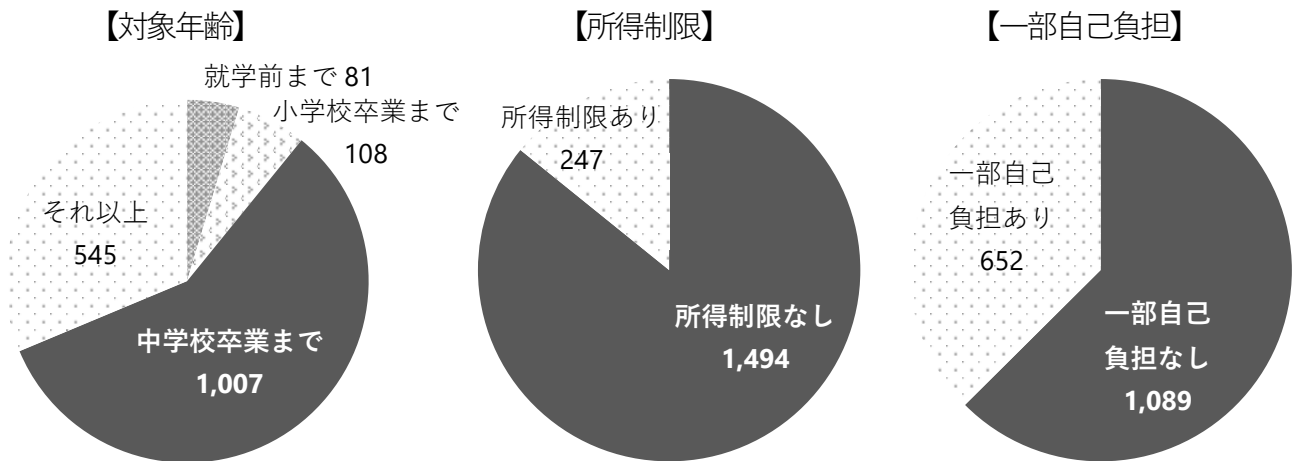
参考1 横浜市の小児医療費助成制度（平成31年4月以降）

年齢	対象診療	所得制限	一部自己負担
0歳	通院・入院	なし	なし（全額助成）
1歳～小学3年生		あり	
小学4～6年生			あり（通院1回500円まで）
中学生			

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

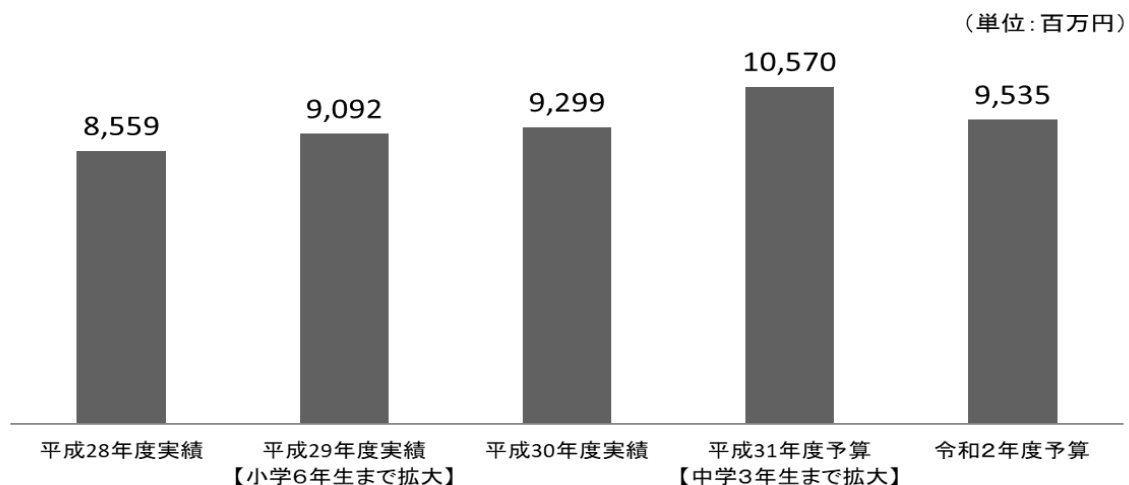
全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>



（出典）厚生労働省「平成30年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移



待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり

内閣府、厚生労働省、文部科学省

1 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上

- (1) 保育の質の確保・向上のための体系づくり
- (2) 乳児からの連続した保育・教育の仕組みづくりのため、幼児教育センターに係る内閣府・厚生労働省・文部科学省の連携強化
- (3) 認可外保育施設の質の確保・向上
- (4) 老朽民間児童福祉施設整備の補助率の引上げ

2 保育者確保に向けた更なる取組の推進

- (1) 保育士の処遇改善の着実な実施
- (2) 保育者の定着の取組の更なる実施
- (3) 保育士の効率的配置の促進

3 多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた育児・介護休業法等の改正

4 多様な保育サービスの充実に向けた一時預かり事業の補助制度の拡充

- (1) 幼稚園2歳児受入に係る運営費補助の拡充と開設準備経費補助の創設
- (2) 病児保育事業に係る保育士及び看護師を対象とした病児保育事業に対する処遇改善加算の創設
- (3) 地域による人件費や賃料等の格差是正のため、地域区分の設定

現状・課題

幼児教育・保育における国・横浜市の現状

- 国は、保育士等キャリアアップ研修や、「幼児教育・保育の無償化」を契機とした睡眠中の事故防止対策などの認可外保育施設の質の確保・向上に加え、平成28年から地域の幼児教育の拠点として幼稚園教諭・保育士等を対象に研修等を行う、幼児教育センター設置に取り組んでいる。
- 企業主導型保育事業の指導監査等の実務を担う実施機関（公益財団法人児童育成協会）が選定され、指導、監査の実施情報等の共有等の地方自治体との連携の重要性が示されている。
- 横浜市では、乳児期を含めた保育・幼児教育の拠点「保育・幼児教育センター」の検討や研修代替保育士の雇用経費の独自助成による質の確保の体系・体制づくりに取り組んでいる。
- 公立園長OB等市職員による各施設の巡回訪問の強化など、幼児教育・保育の無償化を契機として認可外保育施設を含めた保育施設の質の確保・向上にも取り組んでいる。さらに老朽化した施設の建て替えを毎年約3件ずつ実施し、保育環境と安全性の確保・向上に取り組んでいる。

全ての幼児教育・保育の質の確保・向上が必要

- 研修受講時の代替保育士の費用として年間一人当たり3日分しか公定価格に算定されておらず、保育士の研修受講機会は不十分。また、国の処遇改善の対象の研修が保育士等キャリアアップ研修のみであるため、継続した専門性向上のため質の確保・向上のための体系づくりが課題。
- 幼児教育センターは文部科学省が中心のため、幼児教育中心の制度であるが、乳児からの連続

した保育・教育の仕組みづくりには、**内閣府・厚生労働省・文部科学省の連携強化**が必要。

- 認可外保育施設を対象とした安全対策に係る備品導入補助は対象が限定され、不十分。安全対策の補助制度の拡充や、企業主導型保育事業に係る国と自治体との一層の連携による、**認可外保育施設の質の確保・向上**が必要。
- 横浜市では築 40 年以上の保育所が 50 施設を超え、年々進む施設の老朽化が課題。老朽化による閉園など受入児童数の縮減を防ぎ、安全で質の高い保育所運営を継続するため、**老朽施設の改修に係る補助率の引上げ**が必要。

保育者確保における国・横浜市の現状

- 国は、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保を図るため、修学資金貸付事業等による人材確保支援、宿舍借り上げ支援事業等による定着支援など総合的に支援。
- 横浜市が、平成 30 度を実施した保育士意識調査では、勤務を続けていくうえで「職場環境」がより重視されており、休憩室を設置した保育所等への整備費の加算による職場環境の改善や市独自の処遇改善の実施、さらには令和 2 年から、待機児童対策に寄与している幼稚園預かり実施園等を対象に住居手当補助を実施し、幼稚園教諭も含めた保育者の定着支援を進めている。
- 横浜市では、ニーズの落ち着いている 0 歳を 1、2 歳に定員構成を変更し、効率的な保育士配置が進むよう支援している。



保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

- 人材紹介料の高騰により、保育士等の人件費が圧迫されている。さらには新型コロナウイルス感染症の対応において、いわゆるエッセンシャル・ワーカーとして社会生活の維持に必要な事業と認知されているにもかかわらず、依然として全産業平均に比べ保育士の平均年収は低く、処遇改善が不十分。人材紹介会社の紹介料の上限設定や給与のベースアップなどによる**保育士の処遇改善の着実な実施**が必要。
- 働きやすい職場環境づくりの支援や、宿舍借り上げ支援事業の補助期間の見直し、さらには幼稚園教諭への対象拡大などの制度改正による**保育者の定着の更なる取組**が必要。
- 0 歳児と 1、2 歳児の公定価格の単価の差や、0 歳児の利用が要件の加算があることから、定員構成の変更が進んでいない。運営費加算額の制度変更など**保育士の効率的配置の促進策**が必要。

多様な働き方を選択できる社会に向けた国・横浜市の現状

- 育児・介護休業法では、子どもが 1 歳と 1 歳 6 月に達した各時点で保育所に入所できなかった場合に限り、2 歳まで育児休業の延長、育児休業給付金の受取が可能。一方、平成 31 年 2 月に、育児休業延長を許容できる場合は利用調整の優先順位を下げる運用上の工夫が示された。
- 横浜市では、育児休業中の方の約 52% が 2 歳までの育児休業取得を希望。国に合わせ、令和 2 年度利用申請から育児休業延長を許容できる方の調整指数等の減点を行い、約 1,000 名が申請。



多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた育児休業制度の改善が必要

- 運用上の工夫だけでは、保護者の意向に反する利用決定や保護者の申請の手間は残り、意に反する保育所利用決定もある。多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、父母の交互の育児休業取得も含め、**子どもが 2 歳になるまでは、自由に育児休業を取得できる制度**が必要。

多様な保育サービスの充実にに向けた国・横浜市の現状

- 国は、幼稚園での2歳児受入れについて、平成30年から制度化。また、利用児童数に応じた補助基準額の設定等、一時預かり事業の充実が図られている。病児保育事業については、ICT化を行うためのシステム導入など円滑な運営のための拡充を進めている。
- 横浜市では、令和2年から、幼稚園での2歳児受入れの更なる推進のため、運営費補助の加算及び開設準備経費の増額補助を実施。



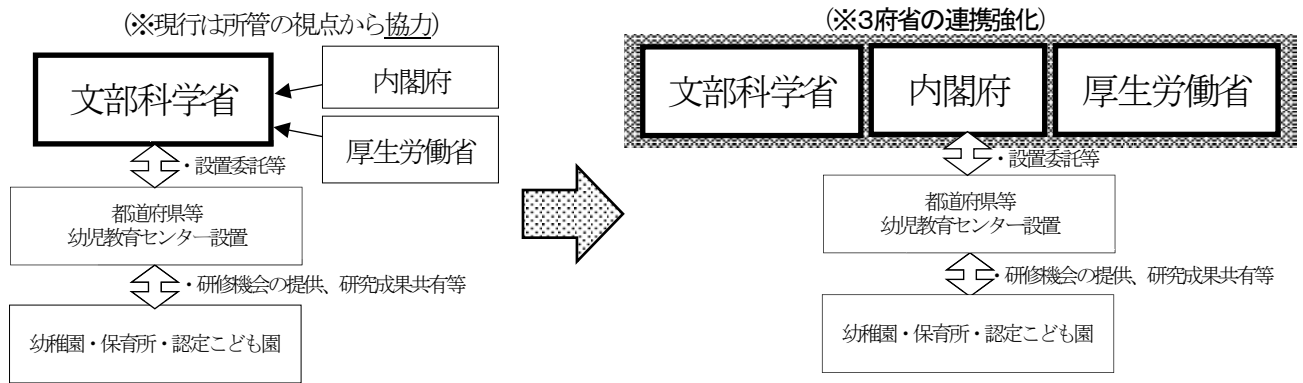
多様な保育サービスの充実にに向けた補助制度の拡充が必要

- 幼稚園の2歳児受入れは、運営費補助が実態に見合っていないことや開設準備の経費がないことから、**幼稚園の新たな取組を促すものとしては不十分**。
- 一時預かり事業や病児保育事業は、運営費等が低く採算が合わないため実施が進んでいない。また、病児保育事業の担い手には高いスキルを求められるが、処遇改善が進んでいないため、人材確保が難しい状況であり、**一時預かり事業や病児保育事業の補助制度の拡充が必要**。

提案・要望内容

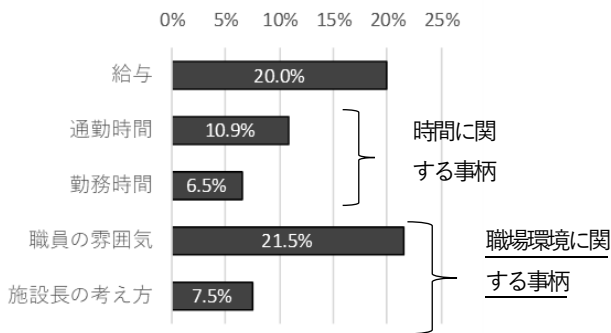
- 1 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上
 - (1) 保育士の研修機会の確保等のための**ローテーション保育士の雇用経費の充実**、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた、**教員免許更新制度に準じた仕組みの導入**による研修体系の更なる充実による保育の質の確保・向上のための体系づくり
 - (2) 乳児からの連続した保育・教育の仕組みづくりのため、幼児教育センターに係る**内閣府・厚生労働省・文部科学省の連携強化**
 - (3) 子どもの健康診断等の**衛生・安全対策事業の拡充**、安全性向上に資する備品への導入助成拡大、さらには企業主導型保育事業における**国での審査の厳格化の継続**と、**地方自治体との連携の継続的検証**による、認可外保育施設の質の確保・向上
 - (4) 子育て安心プラン採択自治体については、**老朽民間児童福祉施設整備の補助率を保育所等整備等交付金と同等まで引き上げる**こと。
- 2 保育者確保に向けた更なる取組の推進
 - (1) 全国一律での**人材紹介会社の紹介料の上限設定**や**保育士給与のベースアップ**などによる保育士の処遇改善の着実な実施
 - (2) 宿舍借り上げ支援事業に係る**補助期間、対象期間の見直し**、**地域による基準額の格差の撤廃**、さらには**幼稚園教諭に対する宿舍の借り上げ支援事業の創設**。また、**職場環境改善への取組や事務職員の配置に係る公定価格の加算充実**による保育者の定着の取組の更なる実施
 - (3) 0歳児から1、2歳児への定員の変更をした場合に、**一定期間0歳児と同額まで運営費を加算**することや、**0歳児利用を要件とした加算要件の緩和**などの保育士の効率的配置の促進
- 3 多様な働き方を選択できる社会に向けて、**子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられる**よう、育児・介護休業法等の改正
- 4 多様な保育サービスの充実にに向けた一時預かり事業等の補助制度の拡充
 - (1) 幼稚園2歳児受入に係る**運営費補助の拡充と開設準備経費補助の創設**
 - (2) 病児保育事業における**保育士及び看護師を対象とした処遇改善加算の創設**
 - (3) 地域による人件費や賃料等の格差是正のため、**公定価格と同様の地域区分の設定**

参考1 幼児教育センターにおける3府省連携のイメージ

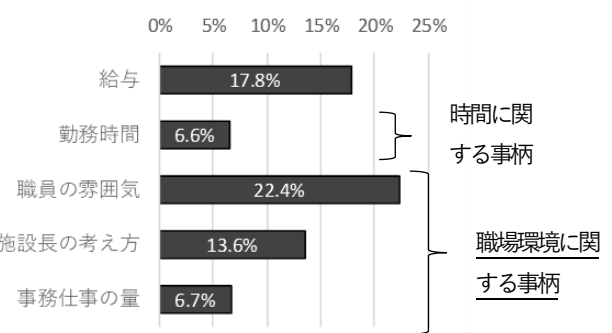


参考2 保育士意識調査

●現役保育士の勤務を続けるうえで特に重視する上位5つの事柄



●現役保育士の転職・退職のきっかけとなりうる上位5つの事柄

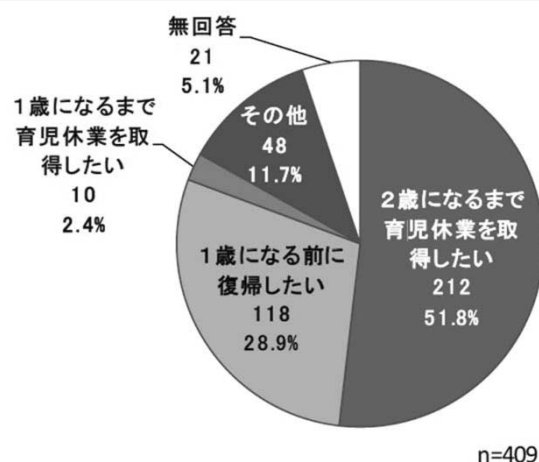


<出典>
横浜市保育士意識調査結果
(平成30年12月～平成31年1月実施)

参考3 育児休業の取得希望

育児休業中の方が、1歳もしくは、2歳になったときに必ず預けられる事業がある場合に育児休業の取得を希望する期間

<出典>
横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査
(平成30年11月)



提案の担当 /	子ども青少年局子育て支援部保育・教育人材課長	甘粕 亜矢	TEL 045-671-2706
	子ども青少年局子育て支援部子ども施設整備課長	白井 正和	TEL 045-671-2376
	子ども青少年局子育て支援部保育・教育運営課長	小田 繁治	TEL 045-671-2365
	子ども青少年局子育て支援部保育・教育運営課運営指導等担当課長	柿沼 千尋	TEL 045-671-2386
	子ども青少年局子育て支援部保育対策課長	渡辺 将	TEL 045-671-3955
	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長	田口 香苗	TEL 045-671-2701

小学生の放課後対策の推進

厚生労働省

市町村の実情を踏まえた財政措置の実現

現状・課題

国

- 小1の壁打破・女性の就業率上昇への対応を目的に、**小学生の放課後の受け皿を5か年で30万人分整備**する「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）や放課後児童クラブ運営指針を策定（平成27年）するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置。
- 地方分権改革に関する提案募集方式による提案を受け、人員配置基準の参酌化（地方の実情に応じた基準を制定）について、令和元年5月、省令や**児童福祉法を改正**。

横浜市

- **小学校を活用した公設民営の「放課後キッズクラブ事業」と民間施設を活用した民設民営の「放課後児童クラブ事業」と**で、受け皿を確保。（第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における、令和6年度の確保方策：30,563人（令和元年度実績値：23,585人））
- 両事業ともに、運営費の補助等による運営の支援、低所得者世帯への利用料減免に対する補助や民間施設の家賃補助など、国の補助メニューにはない独自の補助を実施。
- 放課後キッズクラブの全小学校への設置等による量の拡充と並行し、放課後児童支援員の人材確保や人材育成等といった質の向上に取り組んでいるが、処遇面の課題等により、現場の人手不足の課題は解消されていない。



市町村の実情に合わせた国庫補助制度の弾力的運用及び補助対象を拡充することが必要

- **市町村により事業の実施手法は様々**であり、目的ごとに細分化された国庫補助では要件に該当しないなどの理由から、市町村によっては**十分に活用出来ない事業がある**。一方で、利用者等からの要望がある低所得者への利用料減免制度は国庫補助の対象外。

量の拡充や質の向上に向けた市町村の取組を加速化させる財政措置が必要

- 国により、資格化された放課後児童支援員には、障害のある児童への対応など、専門性が求められる、**人材確保のためには、放課後児童支援員の更なる処遇改善を図ることが重要**。
- 増加するニーズに対応するために、家賃補助を拡充し、民間施設や民間事業者を活用するなど**持続可能な事業スキームが必要**。
- **公費部分の負担割合は、国、県、市で3分の1**ずつになっており、市町村が積極的に事業充実に取り組めるよう、**国庫補助率のかさ上げが必要**。

提案・要望内容

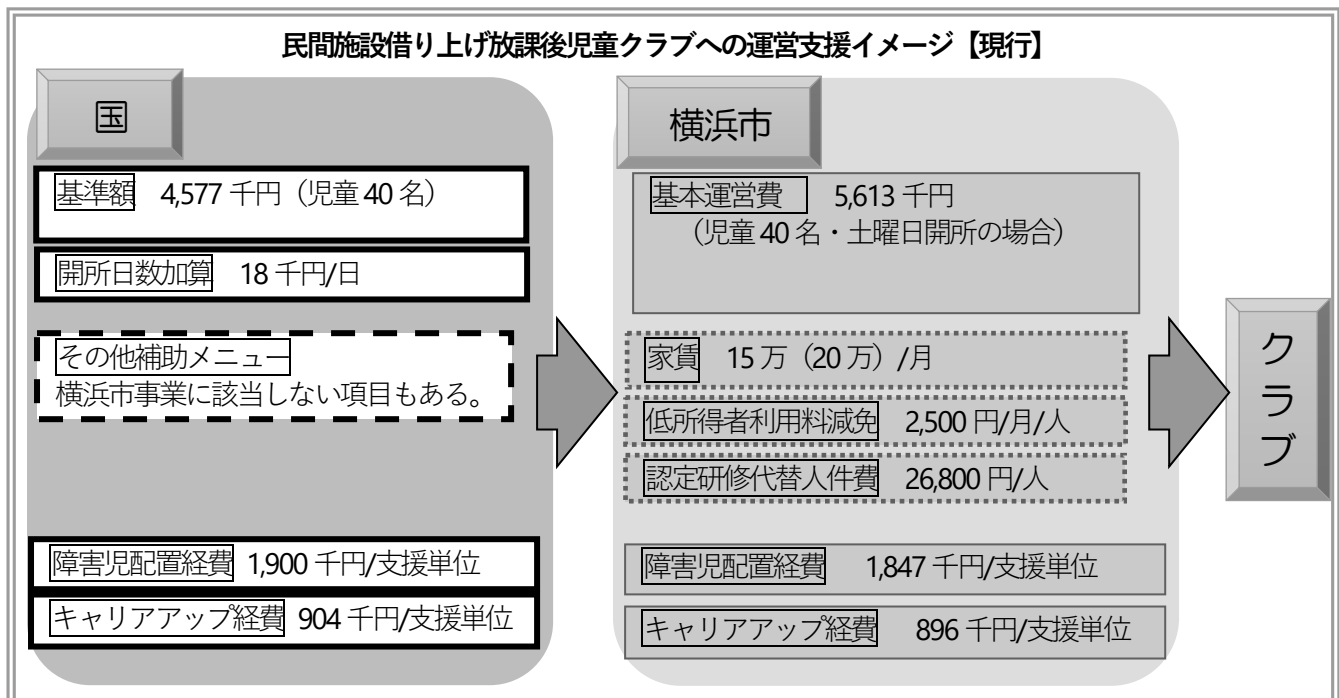
- より市町村の実情に応じた事業として展開するため、放課後児童健全育成事業の**利用料減免を補助対象に加えるとともに、補助基準額の大幅な引上げと補助率のかさ上げを行うこと**

参考1 横浜市の放課後児童健全育成事業の設置と登録者数<平成31年(2019年)4月現在>

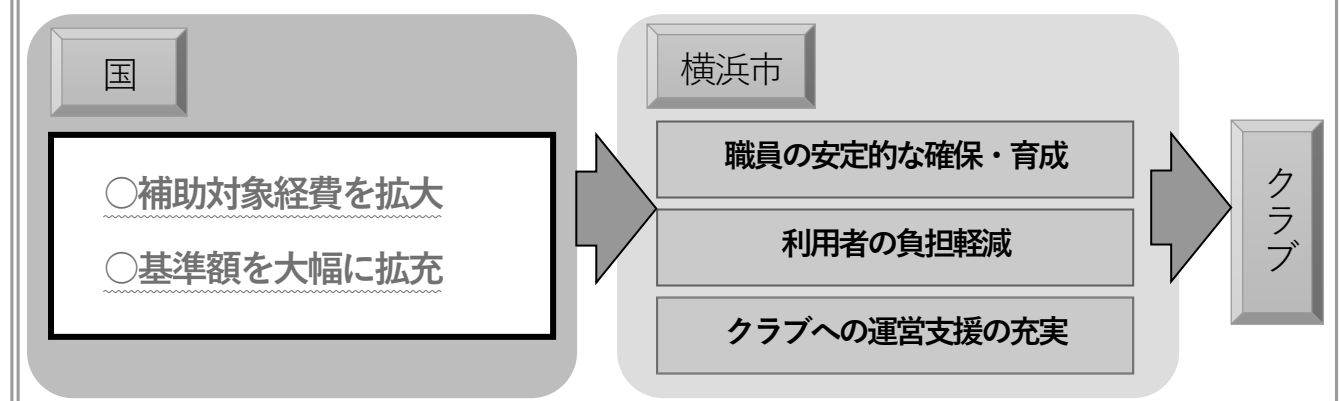
事業	箇所数	登録児童数	運営形態	運営主体
放課後キッズクラブ	294箇所	8,566人※	公設民営	法人(営利含)
放課後児童クラブ	225箇所	10,111人	民設民営	運営委員会、法人(非営利)
合計	519箇所	18,677人	—	—

※健全育成事業利用部分のみ

参考2 提案内容のイメージ図



■地域の実情を踏まえ、より一層、安全・安心な放課後の居場所の実現



持続可能な GIGA スクール構想の実現に向けた支援の拡充

文部科学省

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末の国庫補助による全台整備と国庫補助対象の拡充
- 2 モバイルルータ通信費及び令和 3 年度以降の端末整備費の財政支援
- 3 校内通信ネットワーク整備事業補助対象の拡大及び事業実施期間の延長
- 4 ICT 支援員及び GIGA スクールサポーター配置に対する継続した財政支援

現状・課題

国

- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示された。
- この「GIGA スクール構想」の実現に向け、「校内通信ネットワーク整備事業」と「児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業」を令和元年度補正予算に計上。
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、児童生徒 1 人 1 台端末の整備スケジュールの加速、学校現場への ICT 技術者の配置支援、在宅・オンライン学習に必要な環境整備を図るとともに、在宅での PC 等を用いた学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指すこととされた。これを踏まえ、令和 2 年度補正予算において、GIGA スクールサポーター（急速な ICT 化を進める地方自治体を支援するための ICT 企業 OB などの ICT 技術者）の配置経費やモバイルルータ（LTE 通信環境）整備費（上限 1 万円/台）が盛り込まれた。

横浜市

- 令和 2 年 3 月末現在、義務教育学校を含む全小・中学校に、各校 40 台のパソコンとタブレット端末を整備した。ネットワークについては、義務教育学校を含む全小・中学校の普通教室及び特別教室に有線 LAN を整備するとともに、無線 LAN アクセスポイントを各校 5 台配当。
- 国の地方財政措置を活用し、令和 3 年度を目途に ICT 支援員をおおむね 4 校に 1 人配置。ICT 支援員による授業支援、教員支援、トラブル発生時の連携により、教職員の負担軽減や、授業での積極的な ICT の活用につながっている。

端末の継続的かつ十分な財政支援が必要

- 児童生徒の端末のうち、1/3 の台数分は、平成 30 年度から令和 4 年度までの地方財政措置。
- 端末整備が前倒しとなり、令和 2 年度に小・中学校全学年の端末を整備する必要がある。
- 地方財政措置される今年度分の端末購入費には、地方創生臨時交付金を充てられる制度になっているが、端末購入費で交付額の大半を占めることになり、十分な金額が確保できていない。
- 令和 3 年度以降の端末の保守管理及び端末更新時の費用について、計画が明示されていない。

モバイルルータ（LTE 通信環境）の通信費を含めた継続かつ十分な財政支援が必要

- モバイルルータの整備について、通信費は財政支援が予定されておらず、令和 3 年度以降の端末の整備費用についても、計画が明示されていない。

事業実施期間の延長や補助対象の拡大が必要

- 校内通信ネットワーク整備事業は、令和 2 年度内の事業完了を前提とした国庫補助事業とされているが、建替え校等を除く 493 校が対象である横浜市においては単年度での対応は困難であり、全ての学校の校内 LAN を整備するためには、事業実施期間の延長が必要。
- 学校からインターネットに接続する回線の整備及び維持管理等に係る費用は、国庫補助の対象となっていないが、端末数の増加、クラウド利用などから、通信回線の増強等が必要。

ICT 支援員及び GIGA スクールサポーターの補助拡大が必要

- 端末数の増加及びクラウド環境利用に伴う教員の負担の軽減や円滑な授業支援等のため、ICT 支援員の学校への訪問回数の増加及び全学校への GIGA スクールサポーターの訪問が必要。

提案・要望内容

- 1 地方財政措置分を含め、児童生徒 1 人 1 台端末を全全国庫補助対象とし、その初期設定費、保守管理及び更新時の費用にも拡大
- 2 モバイルルータの通信費も全額国庫補助の対象とし、令和 3 年度以降については、端末の整備費用を含む継続した財政支援
- 3 学校外の通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用や、電源キャビネット及び無線 LAN アクセスポイントの可動式のものも国庫補助対象とするなど、校内通信ネットワーク整備事業の国庫補助対象の拡大と、事業実施期間の延長
- 4 ICT 支援員の訪問回数の増加のための更なる財政支援及び GIGA スクールサポーター制度の令和 3 年度以降も継続した財政支援

参考 1 横浜市における端末整備予定台数、整備概算額（5 年程度の周期で同額の更新費が必要）

整備予定台数：(国庫補助分) 171,776 台 (小 120,151、中 51,125、特 500)
 (地方財政措置分) 101,076 台 (小 60,076、中 25,563、特 250、教員 15,187) 計 272,852 台
 整備概算額：(国庫補助分) 7,707,420 千円 (地方財政措置分) 4,537,170 千円 計 12,244,590 千円
 ※学年別児童生徒数は令和元年 5 月 1 日現在 ※想定端末整備費：4.5 万円/台

参考 2 国における国庫補助事業の内容

事業名	概要
校内通信ネットワーク整備事業	全ての学校の校内 LAN を整備するために要する経費の 1/2 を国庫補助
児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業	小・中・特支の児童生徒が使用する PC 端末等を整備できるよう、定額 4.5 万円/台の国庫補助 ※全児童生徒数の内、1/3 地方財政措置、2/3 本補助事業対象

参考 3 横浜市における令和 2 年度 ICT 支援員の実施状況・実施予定と業務内容

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	実践推進校 2 校 (42 回/年)	実践推進校 2 校 (48 回/年) 全校(21 回/年)	全校(21 回/年) ※概ね 2 回/月	全校(48 回/年) ※概ね 1 回/週 ※概ね 1 名/4 校	全校(96 回/年) ※概ね 2 回/週
中学校	未実施	実践推進校 2 校 (48 回/年)	実践推進校 2 校(48 回/年) プログラミング推進校 2 校 (48 回/年) メンテナンス全校 (1 回/年)	全校(48 回/年) ※概ね 1 回/週 ※概ね 1 名/4 校	全校(96 回/年) ※概ね 2 回/週

小学校高学年における「チーム学年経営」の推進

文部科学省

- 1 「教科担任制」だけでなく、「教科分担任制」の導入についても検討すること
- 2 学級を持たない教員であるチーム・マネージャーを教職員定数に位置付けること

現状・課題

国

- 平成31年4月に中央教育審議会に対して小学校高学年における教科担任制導入の検討を諮問。令和元年12月の論点取りまとめでは「令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである」旨が示された。
- この論点取りまとめでは、「教科分担任制」や学級を持たない学年主任であるチーム・マネージャーの教職員定数への位置付けについては触れていない。

横浜市

- チーム・マネージャーが学年マネジメントを行うとともに「教科分担任制」を実施する「チーム学年経営」の研究を平成30年度から開始。令和2年度は85校で効果検証等を実施。
- 令和元年度までの研究における検証校の管理職及び教員を対象としたアンケートから、「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」につながる成果が見られている。



現行の仕組みの活用が必要

- 小学校に教科担任制を導入する際は中学校同様の大規模な人員加配が必要となり、令和4年度に全国の自治体で一斉に人員の調整を行うのは容易ではない。
- 学級担任制を基本とする一部教科分担任制は、現行の免許制度を活用できることに加え、5・6年生に各1名ずつチーム・マネージャーの正規加配で実施できるため、早期の実現が可能となる。

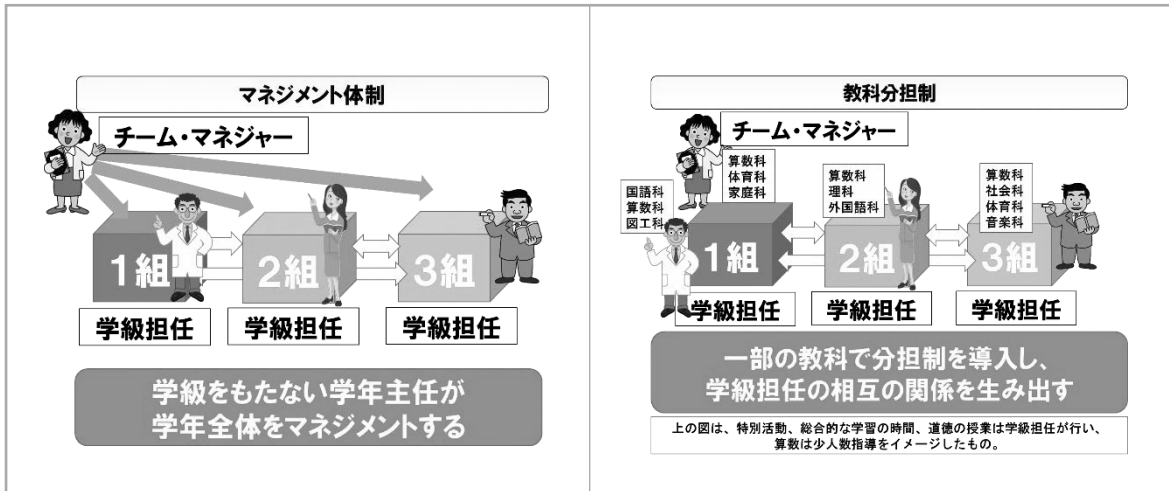
教科を分担する上での取組の持続可能性が必要

- 中学校に比して教員定数が少ない小学校に教科担任制を導入する場合、教科を分担する際に、各教科の週の授業時数、担当教員、図工室や音楽室・校庭や体育館などの使用割り当て等を総合的に考える煩雑な調整が必要となり、現在の教職員定数での実現は極めて困難である。
- 「教科分担任制」では、チーム・マネージャーが学年をマネジメントすることにより学年経営が円滑に行われるほか、教員育成、教員の休暇取得等に関する負担軽減等も推進され、教科分担やチームによる学年経営の持続可能性が高まる。

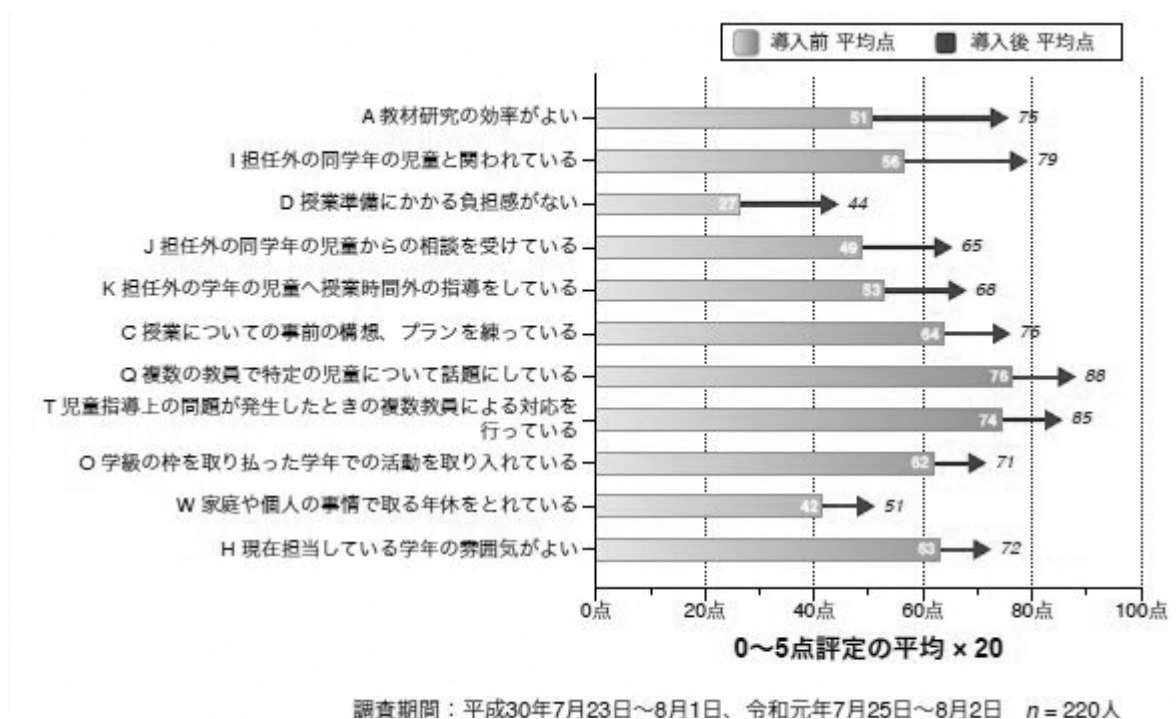
提案・要望内容

- 1 中央教育審議会において議論されている「教科担任制」だけでなく、**小学校高学年における「チーム学年経営」の推進に有効な「教科分担任制」の推進についても併せて検討すること。**
- 2 取組の持続可能性を高めるために必要な、**学級を持たない教員であるチーム・マネージャーの存在が重要であり、教職員定数に位置付けること。**

参考1 チーム学年経営のイメージ



参考2 チーム学年経営の導入前と導入後の評定平均（導入後の伸びが大きい上位項目の抜粋）



小学校の児童支援を専任する教員の定数化

文部科学省

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるための小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

現状・課題

国

- 令和2年度は、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、専科指導の充実を中心に教職員定数の改善を実施。
- いじめや不登校等への対応については、中学校を対象に支援体制の強化としての教職員定数の増（100人）と、補助金による専門スタッフや外部人材の拡充が行われている。

横浜市

- いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題など、児童指導上の諸問題に対応するために、平成22年度から小学校に「児童支援専任教諭」を段階的に配置し、平成26年度から全小学校へ1名ずつ配置。
- 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、原則として学級担任を持たず、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となっている。
- 特に小学校では、学級担任が1人で抱えることがないよう児童支援専任教諭を中心とした校内体制を確立することで、組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、さらに特別支援教育の充実を図ることで、複雑化・多様化する子どもの問題の早期解決につながっている。



小学校の「児童支援専任教諭」の定数化が必要

- 児童支援専任教諭は、いじめ等への対応のみならず、未然防止に資するため、日常的に児童や担任教諭の身近にいて支援・指導を行う必要がある。また、関係機関との連携窓口として信頼関係の構築や、組織対応の中心的役割、緊急事案への対応等が求められるため、児童支援の豊富な経験を持つ教諭を定数配置する必要がある。
- 平成29年度からは、教職員配置の権限が県から市に移譲され、児童支援専任教諭の定数を配置できるよう工夫しているが、現行の標準法の基準では、全小学校に配置することは困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数等を軽減するため、非常勤講師等を配置せざるを得ない。そのため、各地方自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が非常に大きくなるなどの課題がある。
- いじめの早期解決や再発防止を進める上でも、校内での児童支援体制の確立が必要であり、これまでも増して、児童支援専任教諭の役割が重要。

提案・要望内容

- 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある「児童支援専任教諭」について、法令改正等により定数化し、配置を全国的な制度とすること。

参考1 児童支援専任教諭の配置の推移

- ・横浜市では、平成22年度から毎年小学校70校ずつ段階的に配置し、平成26年度に全小学校に1名ずつ配置。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)

※ 児童支援専任教諭の授業等を軽減する目的で配置している非常勤職員の常勤化を拡充

H29：40校 → H30：90校 → R1：140校 → R2：190校

(うち50校は市単独予算で対応)

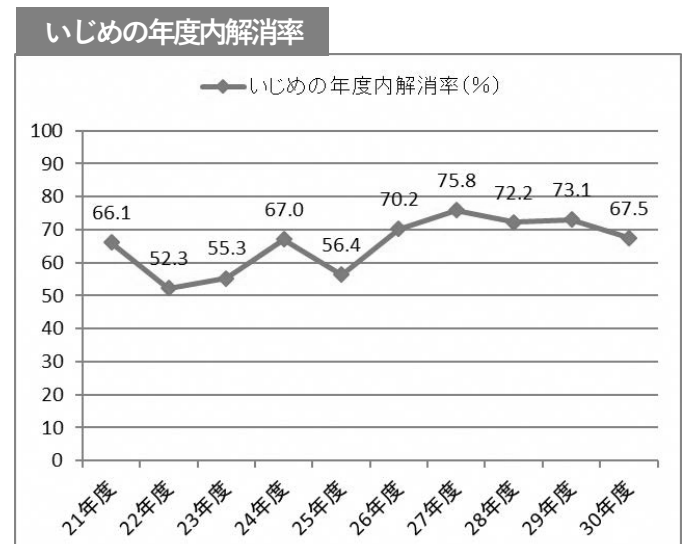
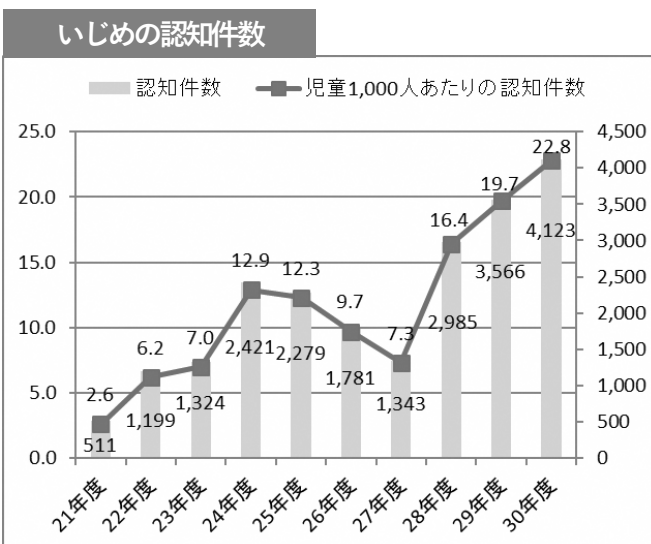
参考2 児童支援専任教諭の配置効果

(1) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **8.8倍増加** (平成21年度2.6件 → 平成30年度22.8件)

(2) いじめの年度内解消率

配置前と比べ **1.4ポイント向上** (平成21年度66.1% → 平成30年度67.5%)



持続可能な学校への変革

文部科学省

- 1 教職員定数の算定根拠の見直し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化
- 2 教育の質の確保に向けた、教育課程の弾力的な編成
- 3 部活動指導員の配置拡充に向けた補助制度の改善
- 4 部活動が参加する全国大会等の運営手法の見直し

現状・課題

国

- 中央教育審議会答申を受け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）を策定。
- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に基づき、令和2年1月に文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を策定。

横浜市

- 平成30年3月、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定。上記指針を受け、令和2年3月、「横浜市立学校の教育職員が行う業務の量の適切な管理等に関する規則」を制定。
- 時間外勤務月80時間超の教職員の割合が令和元年度11.6%（4月～2月の期間では12.6%）。
- 各校種の時間外在校等時間の平均値で比較すると、年間を通じて中学校が最も高い（小・中・特別支援学校全体の月平均 約42時間に対し、中学校 約55時間）。また、中学校の時間外在校等時間のうち、部活動に従事する時間が占める割合が約3割（17時間）。



新学習指導要領を着実に実施しながら、時間外在校等時間月45時間以内、年360時間以内となるよう、教育職員の業務量を管理するためには、次の4点の課題の解決が必要。

- **【教職員の定数】** 教職員定数のうち「基礎定数」については、学級数等を算定根拠にしており、業務量と明確な関係がある標準授業時数の増加には対応できていない。また、「加配定数」は、個別の必要性に応じて毎年の予算で決まるが、日本語指導が必要な児童生徒（平成21年からの10年間で2.1倍、令和元年度2,705人）、個別支援学級や通級指導教室を利用する児童生徒（平成21年からの10年間で1.8倍、令和元年度10,254人）が増加するなど、多様な児童生徒に対する個別対応は、一時的な環境変化とはいええないほど常態化しており、現状に即しているとはいえない。また、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、教職員との連携、児童生徒や保護者との信頼関係の構築が不可欠だが、心理・福祉等高度な専門知識と現場経験が求められるため、学校全体でのチーム支援が可能になるまでの育成に時間がかかる。国による単年度補助事業では、支援の質の向上や平準化を図ることが難しく、また、不安定な雇用では人材の確保も困難を極める。


- **【教育課程の運用】** 学校教育法施行規則に示されている標準授業時数は、不測の事態を除き最低限確保に努める時数とされているが、児童生徒・学校・地域の実態が様々であるため、各教科等により、児童生徒の学力の定着のため規則に示されている時数以上の授業時数を設定することもあれば、規則に示されている時数ほどは必要ないこともある。規則で各教科等の時数が画一的に定められていることは、各学校が実情に応じた柔軟な運用をする上での課題となっている。
- **【部活動指導員の配置】** 横浜市では、「補習等のための指導員等派遣事業」の補助金を活用し、平成 30 年度より部活動指導員の配置を進めているが、指導員一人につき、最大 3 年までしか補助金を充当できないことから、配置 4 年目以上の指導員については全額市費負担となり、財源確保が大きな課題となっている（令和 2 年度予算約 2 億 2300 万円のうち国費約 5600 万円（配置人数 310 人））。
- **【部活動が参加する全国大会等の持続可能な運営に向けた見直し】** 全国大会等の日程や試合形式などの運営が、参加生徒や運営に係る教員に負担感を生じさせ、日常の過度な活動につながる。持続可能な形で大会を継続するために、スリム化して、よりコンパクトな大会運営に向けた見直しが必要である。

提案・要望内容

- 1 教職員定数の算定根拠を学校の業務量の実態に即したものにへ見直し。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて基礎定数化
- 2 各教科等の標準授業時数の示し方を見直し、標準授業時数を基準としつつ、全体として総授業時数を満たすことができれば、児童生徒の学習状況や地域の実態に応じて、各学校の裁量により各教科等について一定の時数増減ができる等、教育課程の弾力的な編成を可能とすること。
- 3 部活動指導員について、資質能力があり、かつ、生徒や保護者との信頼関係を構築している人材を継続して配置できるよう「補習等のための指導員等派遣事業」を改善し、配置 4 年目以降も補助金の対象とすること。
- 4 全国大会等について、運営方法を抜本的に見直し、生徒にとってより良い大会にするとともに、運営に係る教員の負担軽減が図られるよう、日本中学校体育連盟等の関係団体と協議を行うこと。

参考 学習指導要領の標準授業時数見直しのイメージ（教育課程の弾力的な運用）

	各教科の授業時数				総授業時数
	国語	社会	算数・数学	…	
小 1	306	—	136	…	850
小 2	315	—	175	…	910
小 3	245	70	175	…	980
小 4	245	90	175	…	1015
小 5	175	100	175	…	1015
小 6	175	105	175	…	1015
中 1	140	105	140	…	1015
中 2	140	105	105	…	1015
中 3	105	140	140	…	1015



	各教科の授業時数				総授業時数
	国語	社会	算数・数学	…	
小 1	300~310	—	130~140	…	850
小 2	310~320	—	170~180	…	910
小 3	240~250	65~75	170~180	…	980
小 4	240~250	85~95	170~180	…	1015
小 5	170~180	95~105	170~180	…	1015
小 6	170~180	95~105	170~180	…	1015
中 1	135~145	100~110	135~145	…	1015
中 2	135~145	100~110	100~110	…	1015
中 3	100~110	135~145	135~145	…	1015

女性活躍の推進による社会・経済の活性化

内閣府

- 1 新型コロナウイルス感染症危機においてジェンダー平等の視点を確保するとともに危機を社会変革のチャンスにとらえ女性活躍を一層推進
- 2 女性活躍を一層推進するために女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の4つの基礎項目の公表義務化

現状・課題

国

- 日本経済の低迷や国際的な女性の社会参画の遅れから、平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」で女性活躍推進を最重要分野に据え「女性活躍推進法」「女性活躍加速のための重点方針」等で取組を推進。
- 女性活躍推進法の改正により、令和2年6月1日から常時雇用する労働者数301人以上の企業について、一般事業主行動計画の策定や情報公表の取組を強化。また、令和4年4月1日から、労働者数101人以上の企業まで、一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務を拡大。
- しかしながら、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数2020で日本は過去最低の121位/153か国、経済分野と政治分野の遅れが顕著。
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による外出自粛や休業による生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化が懸念。女性が受けやすい様々な負の影響が顕在化。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、令和2年4月に新たな相談窓口「DV相談+（プラス）」（24時間対応）を開始。また、労働者や企業のための給付金などの様々な支援策を実施。

横浜市

- 新型コロナウイルス感染症による地域経済の悪化。景況判断指標の一つである横浜市内企業の自営業況BSIは令和2年4月～6月期では全産業でマイナス64.0ポイント。来期も新型コロナウイルス感染症によるマイナス影響が拡大する見通し。DV相談支援相談窓口で、新型コロナウイルス感染症危機によるDV相談内容が深刻化。
- 横浜市調査によると、市内企業の正社員のうち女性は約3割。一方で、市内企業で働く女性はパートタイマーなど非正規雇用が多い。既婚女性（20～49歳）の9割超が家事・育児・介護を「ほとんど・主に」「自分が担っている」と回答。
- 新型コロナウイルス感染症による休業や失業が増加。相談現場では経済的困難や子どもの休校・休園等の影響による女性の家庭生活の負担増の声が深刻化。

危機的状況下においてもジェンダー平等の視点が必要

- 将来的な社会・経済の活性化に女性参画は不可欠であり、女性活躍に関する取組の更なる重点化や加速化が必要。新型コロナウイルス感染症への対応策を効果的かつ持続的なものにするためにも、危機的状況下にあっても女性活躍推進の取組を後退させることなく、負の影響を受けやすい女性のニーズを確実に社会で共有しジェンダー平等の視点に基づく対応策を進めることが必要。方針への意思決定の場に女性の参画を図ることも重要。

危機を社会変革のチャンスととらえることが必要

- 在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムなどの多様で柔軟な働き方を浸透させるチャンス。また、ICTの一層の活用で、効率的な働き方や新しいコミュニケーション手段の浸透を促進。
- 女性の労働問題（非正規雇用、低収入、家庭内労働の負担・偏り）を社会全体で共有し、課題解決を促進。
- 外出自粛や在宅勤務などにより在宅機会の増えた男性の家事、育児、介護への継続的な参画や長時間労働の見直しを加速化。

「女性活躍推進法」において基礎項目全ての公表を原則義務化することが必要

- 一般事業主行動計画を策定するにあたり必ず把握すべき4つの基礎項目（①女性採用比率、②勤務年数の男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率）については、301人以上企業にも公表が義務付けられておらず、公表の義務化が必要。
- 基礎項目全ての公表を義務化することで、求職者にとって企業間での比較が容易になり、雇用のミスマッチを防ぐ効果が期待。女性活躍や働き方改革を進めている企業においては優秀な人材の確保につながることを期待できる。

提案・要望内容

- 1 社会・経済的な危機を乗り越えるにあたっては、特に女性が受けやすい社会的・経済的な負の影響を十分に踏まえ、ジェンダー平等と女性活躍推進の視点に基づく対応策の必要性を社会で共有し、国や地方自治体、企業等の連携で強力に推進していくとともに、社会変革のチャンスととらえる視点を打ち出し施策を推進すること。
- 2 女性活躍推進法において、企業規模によらず、一般事業主行動計画の策定・届出義務のある全ての企業において、状況把握が必須の4つの基礎項目全ての公表を義務化。あわせて、労働者数301人以上企業においては任意項目についても各区分1つつ以上以上の公表を義務化するなど、企業規模に応じた更なる情報公表を拡充すること。

参考1 一般事業主行動計画策定状況

市内企業（労働者数101人～300人）の策定状況

70社（※1）／**672社**（※2）

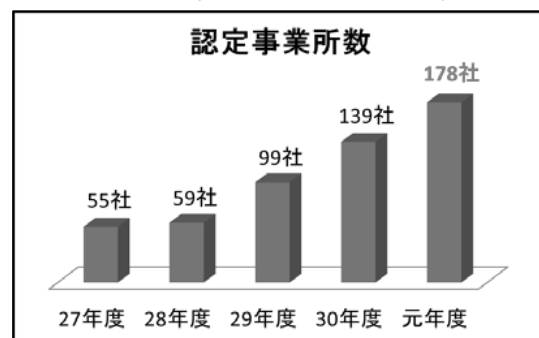
【令和2年3月末時点】

※1 神奈川県労働局への行動計画策定届出済企業数

※2 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の届出対象企業数（次世代育成支援対策推進法は、行動計画の策定等を101人以上企業に義務付け）

参考2 横浜市の取組「よこはまグッドバランス賞」

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女がともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定する事業を行っています。 認定企業数：178社



国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

内閣府、厚生労働省

- 1 「子どもの生活支援事業」への国庫補助の創設
- 2 母子家庭等就業・自立支援センターにおける支援機能の強化
- 3 一時預かり事業、病児保育事業における低所得世帯等の減免制度の創設

現状・課題

国

- 平成 31 年 4 月施行の改正生活困窮者自立支援法より、子どもの学習支援事業が、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- ひとり親家庭の自立支援機関として、都道府県並びに指定都市に、母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就労をはじめとした自立支援を実施。
- 地域子ども・子育て支援事業として、市区町村は一時預かり事業及び病児保育事業を行うこととしているが、低所得世帯やひとり親世帯に対する減免制度は限定的。

横浜市

- 学習支援と生活支援では支援の目的や手法等が異なるため、法改正以前から、別事業として生活支援事業を実施。別事業として実施することで、学習や将来の自立の土台となる生活習慣の習得、コミュニケーション能力の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ている。
- 近年、メンタルヘルス等の問題を抱えるひとり親家庭の保護者が増えており、母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員に対し、就労支援の資格だけでなく、心理カウンセラー等の心理資格の取得の促しや、心理資格保持者を採用するように努めている。
- 認可保育施設等の一時預かり及び病児保育において、経済的な理由で事業を利用できないことを防ぐ目的で、低所得世帯等の利用料を減免している。

支援の目的・手法が異なる学習支援と生活支援を別事業とすることが必要

- より効果的に学習支援と生活支援を行うために、支援の目的や手法等が異なる学習支援と生活支援を別事業とすることが必要。

ひとり親家庭の自立支援には心理支援に長けた有資格者の確保が必要

- ひとり親家庭への就労支援機関の持つべき機能として、心理面の支援機能の強化は有効であると考えられるため、心理資格を持つなどスキルの高い支援員の安定的な確保が必要。

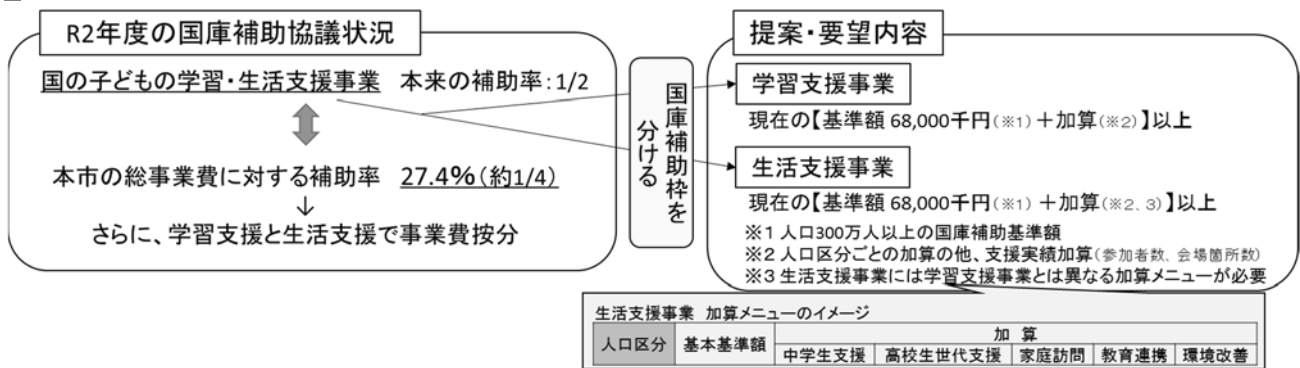
経済的理由により、一時預かり事業等を利用できない環境の解消が必要

- 心身の不調により就労困難な生活困窮世帯やひとり親世帯、離婚等によりひとり親となった直後の世帯の子どもの養育環境整備、親の就労に向けた支援等のため、一時預かり事業や病児保育事業を経済的負担なく利用できる環境整備が必要。

提案・要望内容

- 「子どもの学習・生活支援事業」において、学習支援事業と生活支援事業を分けた上で、事業ごとに現在と同等以上の国庫補助基準額の設定及び加算額の創設
- 地方自治体の取組を後押しするため、心理支援に長けた有資格者の配置に対する加算設定など、母子家庭等就業・自立支援センターにおける支援機能の強化
- 一時預かり利用時の低所得世帯、ひとり親世帯の利用料減免制度の創設及び病児保育利用時のひとり親世帯の利用料減免制度の創設

参考1 子どもの生活支援事業における基本基準額及び加算のイメージ



参考2 ひとり親アンケート調査 (横浜市実施)

近年、メンタルヘルス等の問題を抱えるひとり親に対し、精神的な安定を図りながら自立を支援し、子の育成環境を整えていくという、難しい役割が求められている。

○今は働けないがそのうち働きたいと考える人が働けるようになる状況

	平成20年度 (TOP 3)		平成29年度 (TOP 3)	
1	自分の問題 (健康など) が解決したら	39.1%	<u>自分の問題 (健康など) が解決したら</u>	<u>57.1%</u>
2	子どもの問題 (健康など) が解決したら	23.2%	子どもの問題 (健康など) が解決したら	17.5%
3	仕事に必要な資格や技能を身につけたら	20.3%	仕事に必要な資格や技能を身につけたら	11.1%

参考3 一時預かり事業及び病児保育事業における国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
一時預かり事業	低所得世帯	なし	<認可保育施設等> あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、独自に全額減免 <認可外保育施設等> なし
	ひとり親世帯	なし	なし
病児保育事業	低所得世帯	あり ※低所得者減免に対する加算	あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、国の制度に準じて減免
	ひとり親世帯	なし	なし

提案の担当 / こども青少年局青少年部青少年育成課長
 健康福祉局生活福祉部生活支援課長
 こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課長
 こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課長
 こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課加算教育・保育無償化担当課長
 こども青少年局子育て支援部子育て支援課長

金子 利恵 TEL 045-671-2297
 岩井 一芳 TEL 045-671-2367
 奥津 正仁 TEL 045-671-2364
 小田 繁治 TEL 045-671-2365
 古石 正史 TEL 045-671-0201
 田口 香苗 TEL 045-671-2701

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 自立生活援助に係る報酬額の引上げ
- 2 自立生活援助に係る利用期間の見直し

現状・課題

国

- 平成30年4月から「自立生活援助」として、障害者施設や精神科病院等から一人暮らしに移行した障害者で、理解力や生活力等に不安を持っている方に対して、**支援員が月2回以上居宅に訪問し**、日常生活に関する**相談や助言、情報提供**などを実施。
- 一人暮らしの障害者の中には、課題があっても本人に障害認識がない方や、支援員に対して拒否感を抱く方も多く、**利用に結びつくまでには相当の期間を要することが多い**ため、その間の人件費等の運営コストは事業者の持ち出しとなっている。また、利用開始後も、自宅での面談を拒否される場合や、自宅以外での面談を希望される場合がある。
- 自立生活援助事業の**利用期間は、原則1年、最大で2年**だが、自立生活が定着・安定するまでには数年かかる障害者も多い。

横浜市

- 平成13年10月から、国の自立生活援助事業とほぼ同趣旨の「**障害者自立生活 アシスタント事業**」を独自に実施し、居宅や居宅外訪問を通じた相談・助言等を行う。
- 同事業では、**障害支援経験5年以上の支援員を1名以上配置、自立生活が安定するまでには、平均で約5年**。利用開始前も含めた計画的・継続的な支援のため、**支援員2名に対して年間約1千万円を固定費**として支援体制に基づき設定。
- 障害者が地域で一人暮らしを継続していくためには、日常生活全般に渡る様々な課題（消費生活や健康管理、対人関係等）に対して、**障害特性を踏まえた相談や助言、様々な生活場面でのきめ細かな支援が必要**。



自立生活援助に係る報酬額設計の見直しが必要

- 国の自立生活援助事業は、基本報酬の算定要件が厳しいことや報酬額が低いことから、事業開始に躊躇する事業者が多く、首都圏の事業所数が伸びていない状況。事業を開始したものの廃止する事業所もあり、報酬設計の見直しが必要。

自立生活援助に係る利用期間の見直しが必要

- 国の自立生活支援事業では長期的な支援計画や職員配置がしづらく、事業開始に消極的な事業者が多いため、利用期間の見直しが必要。

提案・要望内容

- 1 利用者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行えるよう、**居宅外での訪問、相談・助言を基本報酬の算定要件に加えること**。また、**基本報酬及び加算を引き上げること**。
- 2 利用者の個々の状況に応じた計画的かつ継続的な支援を一人暮らしが定着するまで行えるよう、**利用期間を見直し、現行の原則 1 年（最大 2 年）から、支援開始当初に策定する支援計画に基づく期間とすること**。

参考 1 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国の制度】 自立生活援助	【横浜市独自の制度】 障害者自立生活アシスタント事業
開始時期	平成 30 年 4 月	平成 13 年 10 月
対象者	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む)	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む) 一人暮らしを目指す方
支援内容	支援員による月 2 回以上の居宅訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応	支援員による居宅や 居宅外（職場・通所先、病院等） 訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則 1 年 (市町村審査会の個別審査で認められた場合は最大 2 年)	平均 5 年 (支援開始当初に策定する支援計画に基づく期間)
支援員	利用者 25 人に対して支援員 1 人が目安 (支援員の経験は問わない。別途、サービス管理責任者も配置)	利用者 25 人に対して 支援員 2 人 が目安 (1 人は障害者支援の 経験が 5 年以上)
報酬額	変動 (年間約 414 万円*) (居宅訪問月 2 回以上の利用者数等に応じて決定)	固定 (年間約 1,000 万円) (支援体制に基づき設定)

※自立生活アシスタント事業の過去 3 年間（平成 28～30 年）における 1 事業所あたりの平均利用実績を参考に算出

参考 2 九都県市の「自立生活援助事業」の指定状況

【指定事業所数】 <単位：か所>

(令和 2 年 5 月 1 日時点)

東京都	神奈川県				埼玉県		千葉県	
	横浜市	相模原市	川崎市	さいたま市	千葉市			
56	6	35	0	0	14	3	11	3

※横浜市の**自立生活アシスタント事業所**に対し、国の自立生活援助事業の積極的活用を働きかけた結果、**31 か所が実施**。

医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、内閣府

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置
- 2 医療的ケア児・者等に対する訪問看護の保険適用拡大
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 災害時の医療的ケア児・者等とその家族への支援制度創設・対策推進

現状・課題

国

- NICU（新生児集中治療室）等から退院後、在宅での人工呼吸器使用や、たん吸引等の**医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加**。平成 28 年、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、必要な体制整備を行う努力義務が地方自治体に課された。

横浜市

- 平成 30 年から、**医療的ケア児だけでなく 18 歳以上の者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）に対象を拡大した、医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、配置**。
- 医療的ケア児の受入れにあたって、保育所等では、既に配置されている看護職に加え、非常勤看護職配置経費を独自に助成。小・中学校及び特別支援学校でも看護師派遣や配置を実施。
- 災害時にも支援の主体となる地方自治体は、**医療的ケア児・者等を把握することができていない**。

支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- 国の制度として障害福祉と医療・看護の総合調整、児童と成人を包括した支援体制構築が必要。
- 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

医療的ケア児・者等への訪問看護の保険適用拡大が必要

- 医療保険上、居宅以外では、日頃から状態を把握している訪問看護の利用は認められず、保護者に多大な負担を強いている。居宅と保育所・学校でのケアの継続性の確保が課題。

保育所・学校等における医療的ケア児等の受入れへの支援が必要

- 保育所や学校等における医療的ケア児の受入れを増やすため、看護職雇用や施設改修への国の支援が必要。また、受入れのための研修ガイドラインの策定が必要。

災害時の医療的ケア児・者等とその家族への支援の創設・対策推進

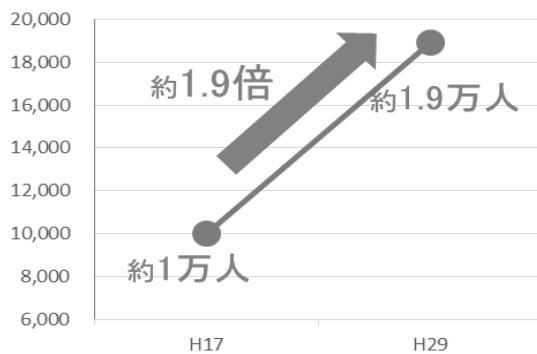
- 医療的ケア児・者等が使用する要電源医療機器の停電対策や新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における衛生物品の確保など、リスクに対応した制度創設と支援の充実が急務。また、地方自治体が医療的ケア児・者等の実態を把握し、災害時の支援に生かすため、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の活用や訪問看護ステーションからの情報提供等の仕組みづくりが必要。

提案・要望内容

- 1 医療的ケア者等支援のための体制整備について障害者総合支援法に規定し、**児童と成人を包括した国における制度を創設**するとともに、質の高い研修内容と充実した研修環境によりコーディネーターを養成し、**相応しい人材を配置促進**することができるよう**補助金額を拡充**すること。
- 2 医療的ケア児・者等の**居宅以外での訪問看護を保険適用**できるように**制度改正**すること。
- 3 保育所・学校等における看護職配置や施設改修等を促進するための補助の創設や研修ガイドラインの策定など、**受入環境整備促進のための財政支援策等の充実**を図ること。
- 4 医療的ケア児・者等の実態を**継続的に把握**する方法を構築したうえで、**災害時等の支援制度を創設**すること。

参考 医療的ケア児の状況と横浜市における医療的ケア児・者の状況

○増加する医療的ケア児



出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）

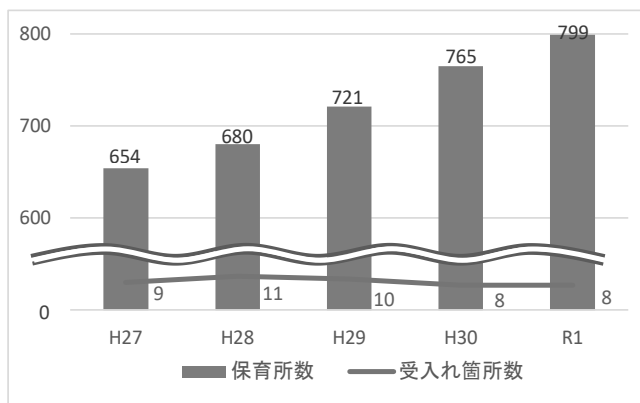
○首都圏の医療的ケア児

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市※	515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）
横浜市※：神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」（平成27年）における推計

○市内保育所における医療的ケア児の受入状況

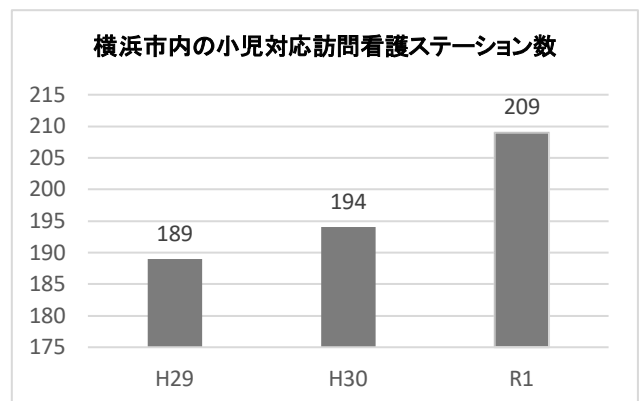
医療的ケア児を受け入れている施設数は横ばいとなっている。



横浜市作成：横浜市内の保育所数及び医療的ケア児を受け入れている保育所数の推移

○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入れ状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加している。



出典：かなかわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

提案の担当 / こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長

内田 太郎 TEL 045-671-4277
小田 繁治 TEL 045-671-2365
佐渡 美佐子 TEL 045-671-3569
西野 均 TEL 045-671-3609
藤原 啓子 TEL 045-671-3187

総合的な依存症対策の充実に向けた支援

厚生労働省

- 1 総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充
- 2 国による医療人材の育成・確保、専門的医療の確立
- 3 国と地方自治体による調査の実施にあたっての連携強化
- 4 ゲーム障害についての実態把握及び対応方針の確立

現状・課題

国

- 総合的な依存症対策について、アルコール及びギャンブル等依存症の基本法及び基本計画が策定され、依存症対策総合支援事業により、国と地方が一体となった取組が進められている。
- 実態調査については、ギャンブル等依存症対策推進基本計画において、国内の疫学調査（平成29年度）の継続的な実施などに取り組むとされている。
- 令和2年度の診療報酬改定において、ギャンブル等依存症についても、依存症専門医療機関での依存症集団療法の保険診療が認められた。

横浜市

- これまでも依存症の当事者や家族の支援に取り組んできたが、近年、専門相談や回復プログラムを開始するなど、総合的な依存症対策の充実を進めている。
- ゲーム障害等の新たな依存への関心の高まりなど、対策の更なる充実が求められる中、「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、依存症対策を主な施策の一つに掲げている。
- 令和2年度、対策の更なる充実に向けて、依存症対策総合支援事業に基づく地域支援計画の策定に着手。あわせて、市内の依存症者の状況把握のための調査を実施予定。

地域の実情に応じた施策展開や地域の基盤強化が必要

- 早期回復・再発予防には、相談・治療体制だけでなく、民間団体による支援や、当事者や家族どうしの支え合いなど、身近な地域での総合的な依存症対策の充実が不可欠。
- 横浜市内では、多くの民間団体により早くから支援が行われている。それらの民間団体や関係機関の間での連携・協力関係を構築し、地域における支援の基盤を強化していくには、様々な支援の特徴がある団体をつなぐことのできる経験や力量を持つ職員が必要。
- 横浜市内では、依存症治療に取り組む医療機関は必ずしも多くなく、専門医療機関や専門医の増加に向けて、国とともに取り組むことが必要。
- 身近な地域での総合的な依存症対策の充実には、各地方自治体の相談支援における相談内容の分析や、利用者・支援者からの情報収集など、地域の実情をきめ細かく把握する調査が必要。また、各地方自治体の調査結果を全国で比較できるようにすることや、ギャンブルだけでなくアルコール・薬物も含めた依存症者の状況把握の調査も必要。
- ゲーム障害については、国の調査でも若年層への問題の広がりが示唆され、対策の検討が必要。

提案・要望内容

- 1 地域における総合的な依存症対策の充実に向けて、地方自治体が主体的に施策を実施できるよう、新たな施策への柔軟な対応や、地域における支援基盤の強化に必要な人的負担を考慮し、**依存症対策総合支援事業の必要な事業費の確保**とともに、**対象経費の拡充や国庫補助割合の引上げなど、総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充**を図ること。
- 2 依存症を専門とする医師等の**医療人材の育成・確保**とともに、診療実績が少ないギャンブル等依存症などの**専門的な医療の確立や診療報酬の拡充**を引き続き実施すること。
- 3 地域の実情のきめ細かな把握とともに、アルコール・薬物・ギャンブル等の幅広い分野の実態把握に向け、**今年度実施予定の国の実態調査や、地方自治体による調査の実施にあたって、調査項目等の整理、調査結果の共有、国の専門的な知見の提供等**において、**国と地方の連携**を図ること。
- 4 **ゲーム障害の実態を把握し、地方自治体とも情報共有**を密に行うとともに、**治療、支援についての方針を早期に示す**こと。

参考1 国の「依存症対策総合支援事業」

- 実施主体 : 都道府県及び指定都市
- 事業内容 : 相談支援、人材育成、普及啓発、回復支援、家族支援 等
- 国庫補助率 : 1/2

参考2 横浜市における総合的な依存症対策



国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

厚生労働省

医療費の自己負担に助成を行っている地方自治体に対して、 国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

現状・課題

国

- 国は、重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に助成を実施する地方自治体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方自治体が負担すべきとの考え方にに基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- 子どもの医療費助成に係る減額措置は、義務教育就学前の子どもについてのみ、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、平成30年度から廃止。

横浜市

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金の減額措置によって、約17億円（平成30年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。



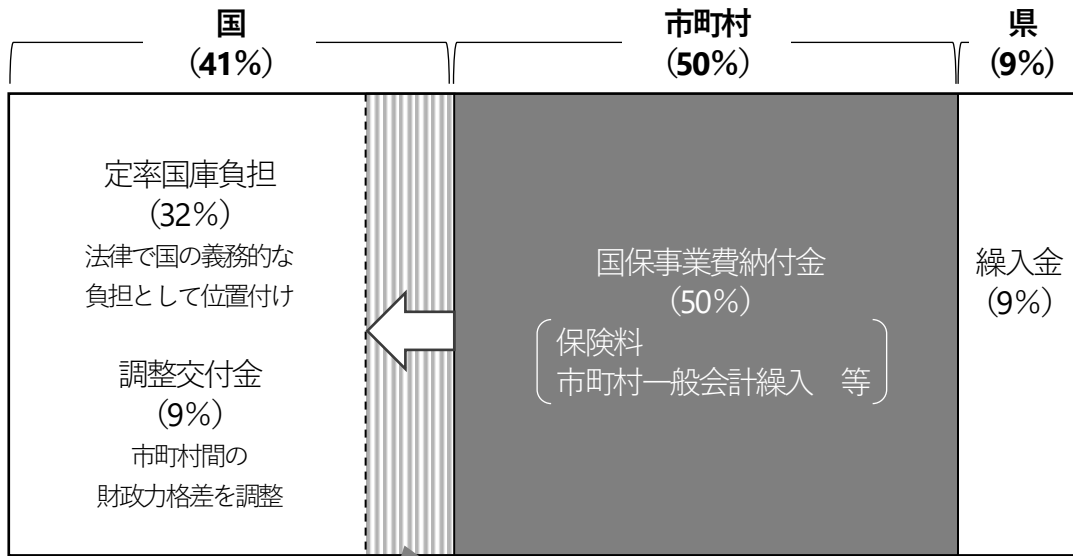
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止が必要

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費は、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金の減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、地方自治体にとっての財政負担は大きい。

提案・要望内容

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、**国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止**

参考1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分 (%は減額前の構成割合)



国庫負担金の減額分は
市町村が一般会計からの繰入等で代わりに負担
(減額措置額は、各市町村での医療費助成額に比例)

参考2 横浜市における国庫負担金 (定率国庫負担) 減額措置額 (平成30年度)

重度障害者	1,554,785 千円
子ども	53,369 千円
ひとり親家庭等	124,861 千円
合計	1,733,015 千円

国土強靱化地域計画に基づく取組の推進

内閣官房

- 1 3 か年緊急対策の期間終了後における財政支援の継続及び拡充
- 2 地域計画に基づく取組への補助金等の重点配分の強化
- 3 補助金等の配分の要件化にあたって、地域計画策定済の地方自治体への柔軟な対応と関係府省間の申合せの実施

現状・課題

国

- 国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年・30 年閣議決定）を策定し、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する強靱な国土形成を推進。
- 国と地方の一体での取組を推進するため、地方自治体による「地域計画」の策定の支援とともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30～令和 2 年度）に基づく重要インフラ等の機能維持のための対策、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年閣議決定）に基づく台風被害を踏まえた対策などを通じて、地方自治体への財政支援を実施。
- 国土強靱化関連補助金・交付金の地方自治体への配分を、地域計画に「明記された」または「基づく」事業に重点化（令和 2 年度～）・要件化（令和 3 年度～）していくことを、内閣官房と関係府省庁間で申合せ（令和元年 8 月）。

横浜市

- 「横浜市強靱化地域計画」を策定（平成 31 年 3 月）し、強靱化につながる平時からのハード・ソフトの取組を幅広く推進するとともに、県と連携し、県下市町村の計画策定を支援。ジャパン・レジリエンス・アワード 2020「国土強靱化地域計画賞」で最優秀の金賞を受賞。
- 今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに見舞われる確率が 82%とされ（平成 30 年政府・地震調査研究推進本部発表）、令和元年台風第 15 号・第 19 号による記録的な暴風・波浪・大雨等の過去最大クラスの災害が続けて発生するなど、大規模災害の発生リスクが高まっており、災害対策への市民の関心も高まっている。



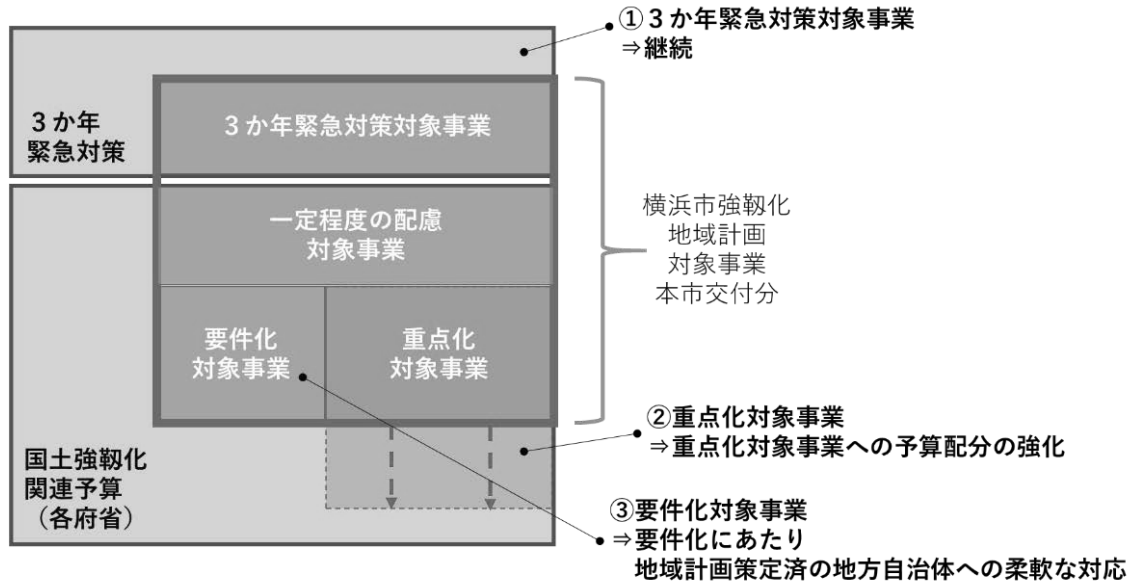
国土強靱化の推進には、地域の課題に対応できる柔軟な支援が必要

- 強靱化につながるハード整備を引き続き推進するため、3 か年緊急対策のような短期・集中的な対策に加えて、整備に 3 か年以上かかる中長期的な取組に対しても新たな財政支援が必要。
- 地域ごとの課題に対応していくには、国土強靱化地域計画を策定済の地方自治体に対する、重点的な財政支援が必要。
- 補助金・交付金の配分の要件化にあたって、地域計画への事業名の明記を求められることは、関係府省庁間の申合せ以前に地域計画を策定した地方自治体にとって、災害発生等の考慮すべき事情の変化とは関係なく、改定のための事務負担を強いられることになる。

提案・要望内容

- 1 **3 か年緊急対策の期間終了後における財政支援の継続及び拡充**
- 2 **地域計画に基づく取組への補助金・交付金の重点配分の強化**（交付額の上乗せの拡充等）
- 3 **補助金・交付金の配分の要件化にあたって、地域計画策定済の地方自治体への柔軟な対応**（地域計画の本体とは別の事業一覧の作成・公表で可とする、次の計画改定までの経過措置を設定するなど）と、その対応を関係府省間で統一的行うための申合せの実施

参考1 提案・要望の考え方



参考2 強靱化の推進を通じた防災性の向上

河川の
護岸改修



無電柱化の
状況



高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用
- 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保

現状・課題

国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時の回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路交通ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。

横浜市

- 令和2年3月に横浜北西線が開通。シールドトンネル工事等、横浜市が首都高に委託した立替施行があり、工事实施の翌年度から5年以内に支払い。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化。
- 整備効果を最大限に発揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線的环境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。

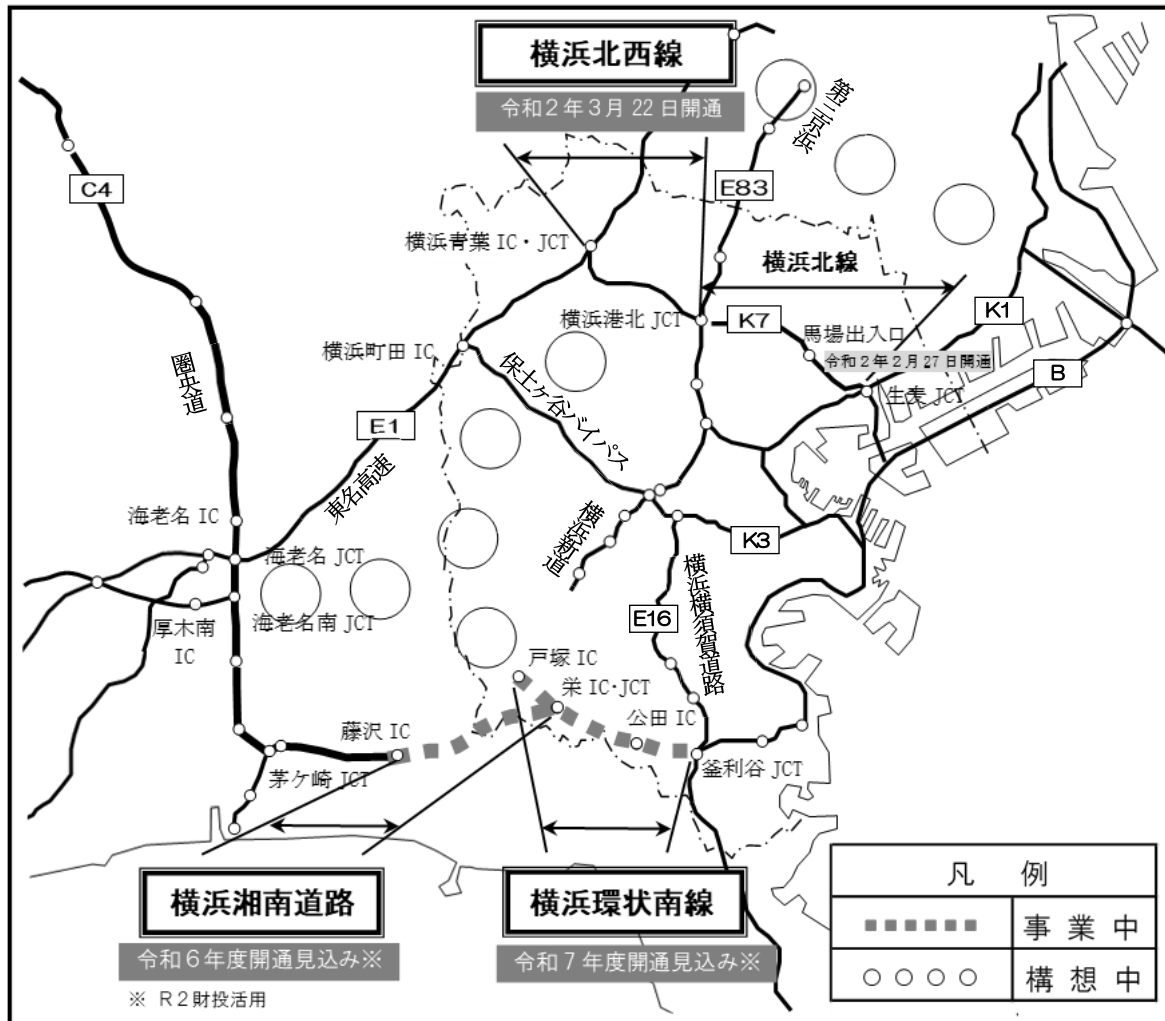
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

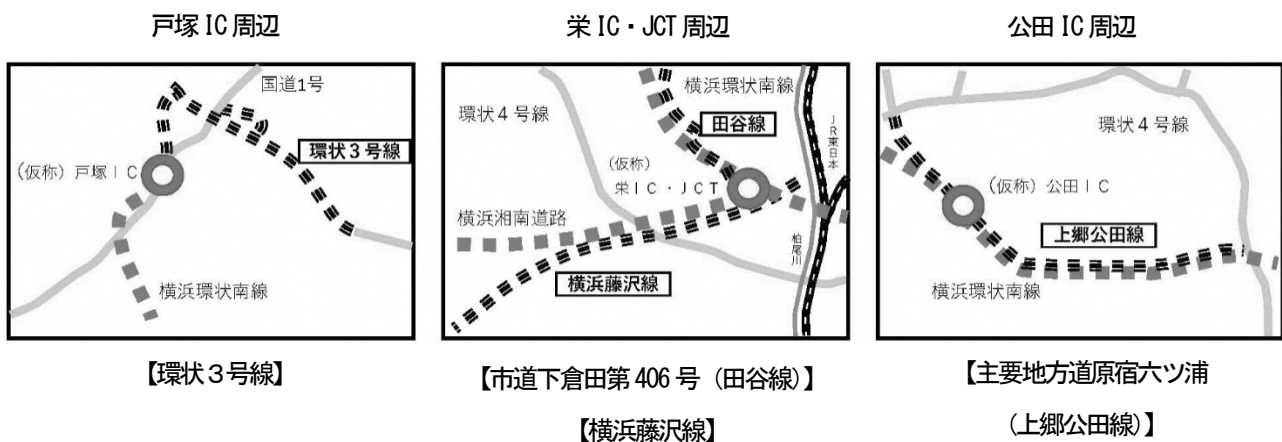
提案・要望内容

- 1 横浜北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保、並びに国・自治体出資金の償還時期の見直しによる有料道路事業の活用
- 2 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 - (3) 本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 関連街路位置図



<p>提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 道路局横浜環状道路調整課長 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長 道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長</p>	<p>森田 真郷 TEL 045-671-2937 青木 隆浩 TEL 045-671-3985 小島 岳生 TEL 045-671-2734 木村 修平 TEL 045-671-2889</p>
--	---

市内幹線道路等の整備推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 重要物流道路の路線指定や、新たな広域道路交通計画の策定に向けて、地域高規格道路のネットワークを再編・検討。
- 子どもの移動経路における安全な歩行空間の確保を目的に、総合的な交通事故抑止対策を推進。
- 踏切道改良促進法において、改良すべき踏切の指定とともに、踏切周辺対策等の関連事業を位置付け、期限を設けて計画的に対策を推進。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響を及ぼしている。

横浜市

- 3環状10放射道路として位置づけられた横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）及び横浜藤沢線は、地域高規格道路の候補路線として指定されているが、整備が進んでいない。
- 幹線道路の整備が不十分のため、子どもの移動経路である生活道路に流入する車両が後を絶たない。
- 国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はまだまだ混雑している状況である。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて、鶴ヶ峰駅付近を次期連続立体交差事業区間として選定し、国の着工準備採択を取得。令和4年度までの事業化に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続きを早急に進めている。



幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 地域高規格道路として整備するために必要な国の指定を受けるとともに、事業費の確保が必要。
- 子どもの移動経路に流入する通過交通を転換するため、必要な幹線道路の整備実現に向けた国の支援が必要。
- 横浜市内の道路の混雑解消に向けて、渋滞対策を国の重点施策の対象とすることが必要。

連続立体交差事業を推進するための支援が必要

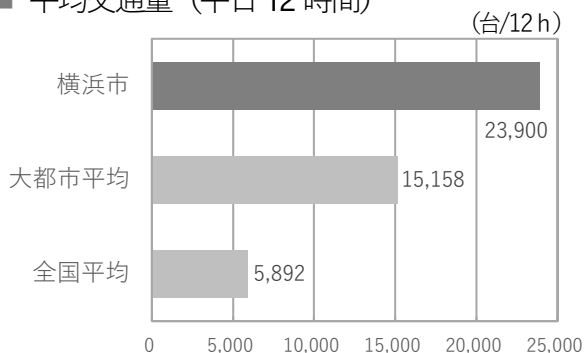
- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 地域高規格道路として整備を目指す横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）や横浜藤沢線への計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）や桜木東戸塚線（平戸地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 一般国道 1 号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進、「首都圏の新たな高速道路料金」に対する激変緩和措置の長期継続
- 6 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の早期事業化に必要な着工準備費の確保
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

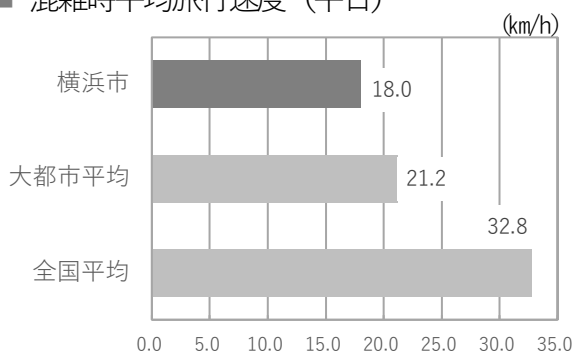
参考 1 横浜市における道路交通の状況

■ 平均交通量（平日 12 時間）※



市内幹線道路における渋滞の様子

■ 混雑時平均旅行速度（平日）※



抜け道として使われている道路の安全対策が必要

(※出典：平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査)

提案の担当 /	道路局道路局計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
	道路局計画調整部企画課長	桐山 大介	TEL 045-671-2746
	道路局横浜環状道路調整課長	青木 隆浩	TEL 045-671-3985
	道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長	栗本 高史	TEL 045-671-2757

道路及び河川における防災・減災、国土強靱化に向けた取組の推進

国土交通省

- 1 道路及び河川における3か年緊急対策期間以降の予算・財源の継続的な確保
- 2 国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の要件緩和
- 3 無電柱化の推進に向けた財源確保と低コスト手法の普及・実用化
- 4 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を平成30年12月に閣議決定し、平成30年度から令和2年度まで実施。
- 無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の期間が平成30年度から令和2年度までとなっており、次期計画の策定に着手としている。
- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を契機として、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築を加速し、治水対策を推進。

横浜市

- 平成31年3月に「横浜市強靱化地域計画」を策定。
- 平成30年12月に「横浜市無電柱化推進計画」を策定。
- 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害（床上・床下浸水、緊急輸送道路の冠水）が発生。



国土強靱化の推進に向けた更なる支援が必要

- 国土強靱化対策を令和3年度以降も推進するためには、3か年緊急対策に替わる継続的な予算・財源の確保が必要。
- 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち3年以内に効果発現する事業が重点要件となっているため、事業期間が3年を超える事業が対象外。

無電柱化の推進のため、財源確保と低コスト手法の普及・実用化が必要

- 無電柱化の推進に関する法律に基づく国の支援は令和2年度までの工事着手を対象としているが、令和3年度以降の計画は示されていない。
- 令和3年度以降も無電柱化を推進するためには、地方自治体への財政面での国の支援が不可欠。
- 限られた予算で早期に無電柱化を進めるためには、直接埋設や小型ボックス活用埋設など、省スペース化が図れる低コスト手法の普及・実用化が必要。

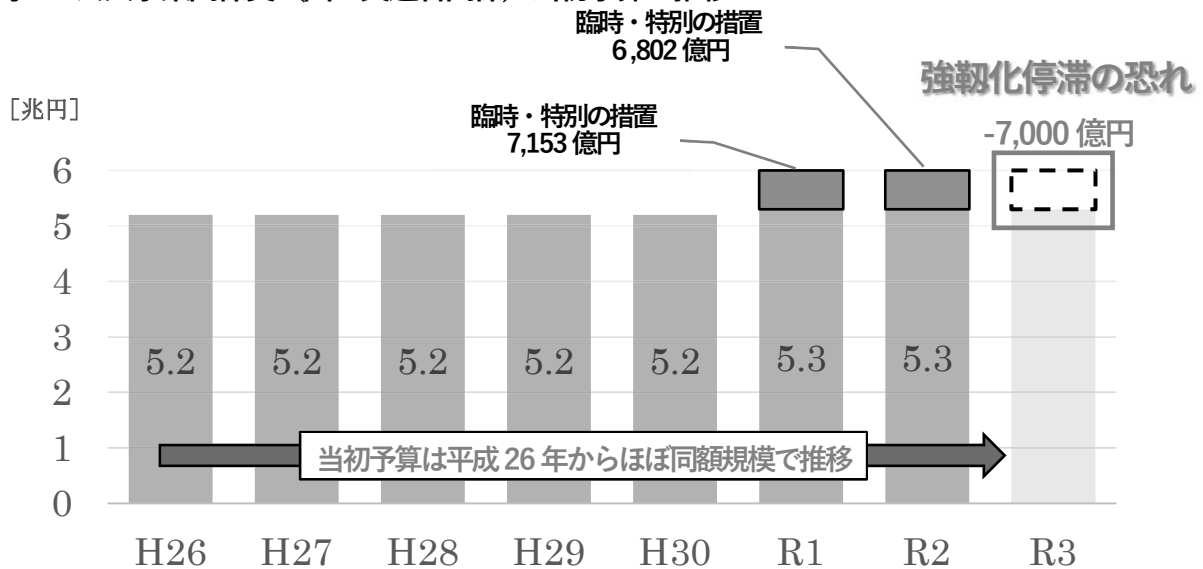
未改修河川への対策を着実に推進するために予算の拡大が必要

- 近年、未改修河川で台風等の大雨による浸水被害が発生しており、早急な対策が必要。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

提案・要望内容

- 1 防災・減災、国土強靱化のため、道路及び河川における3か年緊急対策期間終了後の令和3年度以降も引き続き予算・財源の継続的な確保
- 2 国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件を、現行の3年以内から社会資本総合整備計画の計画期間として認められている5年に延長
- 3 令和3年度以降に着手する無電柱化事業の事業費確保のため財政支援の継続及び低コスト手法の普及・実用化
- 4 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、交付金の所要額を確保するとともに、都市部の中小河川の改修に対して、交付金の重点配分化及び個別補助事業化による予算の拡大

参考1 公共事業関係費（国土交通省関係）当初予算の推移



参考2 河川改修の進捗状況（護岸整備率）と被害発生状況

都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (69.5%)
 - 床上・床下浸水 31 戸 (平成 25 年 4 月 6 日大雨)
 - 床上・床下浸水 18 戸 (平成 26 年台風 18 号)
- ・今井川 (68.5%)
 - 床上・床下浸水 114 戸 (平成 16 年台風 22 号)

準用河川改修事業

- ・日野川 (39.7%)
 - 床上・床下浸水 45 戸 (令和元年 9 月 3 日大雨)



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937
 道路局計画調整部企画課長 桐山 大介 TEL 045-671-2746
 道路局河川部河川事業課長 米多 満芳 TEL 045-671-3981

鉄道整備事業の推進

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進
- 4 高速鉄道4号線の6両編成化事業に対する支援

現状・課題

国

- 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）において、横浜市内では、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付け。
- 駅利用者の安全確保や利便性向上を図るため、鉄道事業者が実施するホームドアの整備や駅の総合的な改善に対して、乗降者数や事業内容等に基づき補助金を交付し、整備を促進。
- 神奈川東部方面線事業については、令和元年11月30日に相鉄・JR直通線が開業。令和4年度下期の相鉄・東急直通線の開業に向けて、国、県、市、関係者が連携して、事業を推進。
- 運輸政策審議会答申第18号（平成12年1月）及び交通政策基本計画（平成27年閣議決定）において定められた、ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を180%以下とする目標はいずれも未達成。

横浜市

- 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。
- 平成26年にホームドアの補助制度を創設し、28駅を対象に整備促進。また、駅を利用する市民から、駅舎のバリアフリー化や新たなホームの設置など、駅機能の改善や高度化の要望。
- 相鉄・東急直通線の開業にあわせて、新駅周辺における都市基盤整備等のまちづくりを推進。
- 高速鉄道4号線（横浜市営地下鉄グリーンライン）は、横浜市域北部から東京圏への通勤・通学等を支える路線として、乗車人員が年々増加し、特に平日の朝ラッシュ時間帯における混雑が深刻。平成29年度に、ダイヤ改正や本数増加による運転間隔の短縮などの対策を実施。

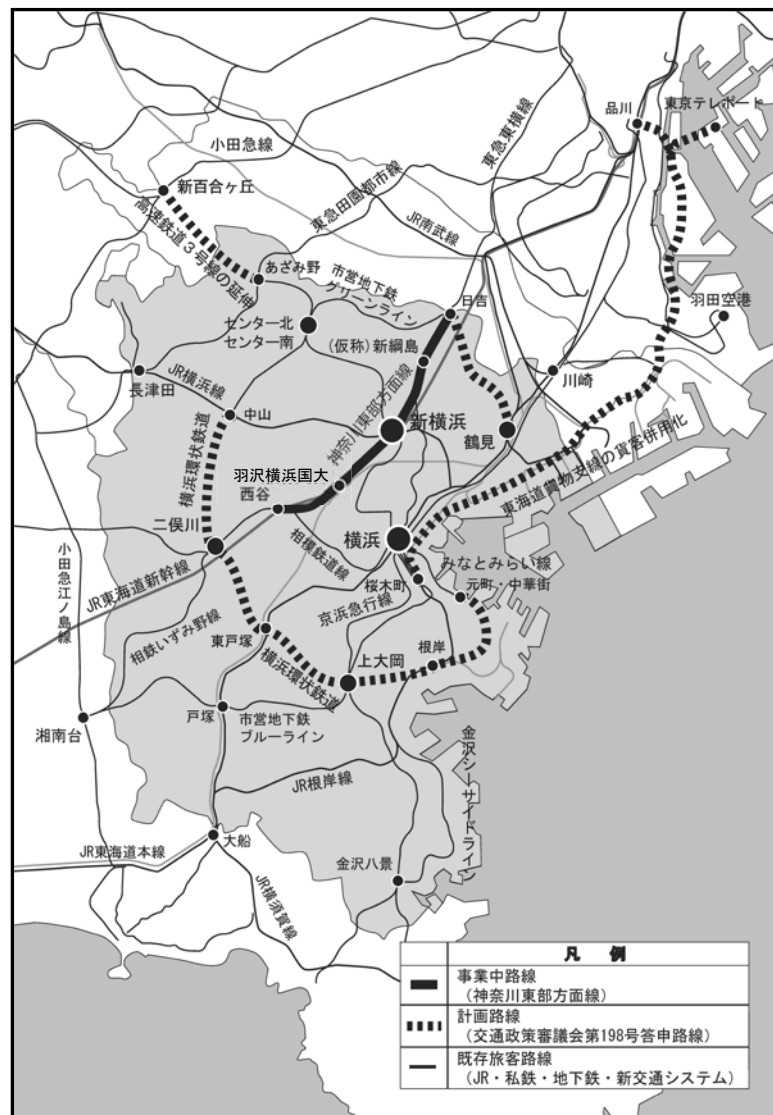
充実した鉄道ネットワークの構築及び利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- 高速鉄道3号線の延伸について、早期の事業着手に向けて、鉄道事業許可に関する協議とともに事業費の所要額の確保が必要。
- ホームドアの整備促進を図るためには、補助対象駅に対する国の支援の継続と確実な予算措置が必要。また、駅ごとの課題解決に向けた取組に対して、柔軟に活用できるよう、補助制度の見直しなど、国による支援が必要。
- 横浜市西部と東京都心方面の速達性向上や沿線地域の活性化を図るため、神奈川東部方面線整備事業の着実な推進が必要。
- 令和元年度には混雑率が163%に達しており、今後も沿線の市街化区域化が予定されているなど乗車人員の更なる増加が見込まれるため、高速鉄道4号線の輸送力増強が必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のための、**高速鉄道3号線の延伸等**の交通政策審議会答申路線への**事業化に向けた取組の支援**や**補助制度の拡充**
- 2 **ホームドアの整備促進**のための**支援の継続と確実な予算措置**。駅機能の改善や高度化を支援する補助制度について、**個々の駅の実情に対応できるように、補助対象の拡充や柔軟な運用**
- 3 **神奈川東部方面線整備事業**について、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構や関係者による**工程管理及び事業費の執行管理の実施**とともに、**事業費の所要額の確保など、事業の確実な推進**
- 4 旅客の安全確保や混雑による負担軽減、定時性確保などを図るための、**高速鉄道4号線の6両編成化事業の円滑な実施に向けた支援**

参考 交通政策審議会答申第198号に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当	／ 都市整備局都市交通部都市交通課長	橋詰 勝彦	TEL 045-671-3515
	都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長	六渡 淳一	TEL 045-671-2716
	交通局工務部建設改良課長	上杉 知	TEL 045-671-3172
	交通局工務部施設課長	渡邊 真幸	TEL 045-671-3148
	交通局総務部経営管理課長	小林 哲也	TEL 045-671-3134

横浜港の物流機能強化

国土交通省

- 1 新本牧ふ頭・南本牧ふ頭の整備や本牧ふ頭再編整備(D5 ターミナル再整備等)の推進、並びにこれらに伴う地方負担の低減
- 2 自動車取扱機能強化のため大黒ふ頭の岸壁改良の推進
- 3 高機能な物流施設の集積による本牧ふ頭のロジスティクス拠点形成への支援
- 4 港湾コスト低減やICT活用による生産性・利便性向上など集貨策の推進

現状・課題

世界

- 海運アライアンス再編、輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。
- 自動車貨物の東日本最大の輸出拠点として、大黒ふ頭の岸壁改良等の機能強化を推進。



大水深・高規格コンテナターミナルやロジスティクス拠点などの施設整備が必要

- コンテナ船の大型化等に対応可能な大水深で高規格な岸壁・ターミナル等の着実な整備が必要。
- 物流機能を強化するため、高機能な物流施設が集積するロジスティクス拠点の形成が必要。

自動車取扱機能を強化するため岸壁改良等が必要

- 大型化が進む自動車専用船に対応するため、岸壁改良等による自動車取扱機能の強化が必要。

国際コンテナ戦略港湾に貨物の集積を図る取組の推進が必要

- 荷さばき地の国有化等港湾コスト低減やICT活用による生産性・利便性向上の取組推進が必要。

提案・要望内容

- 1 急速に進むコンテナ船の大型化等に対応するため、新本牧ふ頭・南本牧ふ頭の整備や本牧ふ頭再編整備(D5 ターミナル再整備等)を着実に推進するとともに、国を支える基幹インフラの整備を自治体の財政状況にかかわらず推進するため、直轄事業実施に伴う地方負担の低減
- 2 自動車専用船の大型化や利用増加に対応するため、大黒ふ頭 P3 岸壁(直轄事業)の早期完成。また、大黒ふ頭 T5~T8 岸壁改良(交付金事業)への支援
- 3 本牧ふ頭 A 突堤のロジスティクス拠点形成を推進するため、高度な物流施設の民間整備に対して行う無利子資金貸付事業について、十分な事業費の確保
- 4 国内・国外の貨物を国際コンテナ戦略港湾に集中させるため、荷さばき地の国有化や拡張に伴う既存施設除去費用の国負担、港湾運営会社への無利子貸付金の割合引上げ、固定資産税の免除等による港湾コスト削減、並びに ICT 等を活用した荷役・輸送作業効率化による生産性向上、東京都心部を迂回する圏央道利用の推進等による利便性向上に向けた取組の推進

参考1 事業位置図



南本牧ふ頭に寄港した超大型コンテナ船



自動車専用船で混み合う大黒ふ頭

参考2 新本牧ふ頭整備イメージ図及び直轄工事における現在の地方負担割合



名称	負担割合	要望
岸壁	3/10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 負担割合低減 </div>
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	

提案の担当	／	港湾局政策調整部政策調整課担当課長	瀬下 英朗	TEL 045-671-7373
		港湾局港湾物流部物流企画課長	蝦名 隆元	TEL 045-671-2714
		港湾局政策調整部政策調整課長	成田 公誠	TEL 045-671-2877
		港湾局港湾物流部物流運営課担当課長	帰山 誠人	TEL 045-671-2919

クルーズ再開に向けた取組と港の賑わい創出

国土交通省、厚生労働省、外務省

- 1 クルーズ再開に向け、市民や利用者の安心のための感染症対策の構築
- 2 山下ふ頭の再開発に合わせた耐震強化岸壁や臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の直轄事業による整備
- 3 港の賑わい創出やクルーズ船寄港による市内経済活性化のため、新港歩行者デッキの整備、赤レンガ倉庫の大規模改修、地元観光資源活用などへの支援
- 4 供用から 20 年が経過する大さん橋国際客船ターミナルの大規模改修への支援

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、世界的にクルーズ船の運航がストップ。
- 感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」と、観光回復を含め、収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」の2つの段階を意識し、経済対策を実行する考え。

横浜市

- 2019年の客船寄港数は過去最高の188回を記録したが、現在寄港キャンセルが相次いでいる。
- 観光回復を見据え、引き続き、来街者を引き付ける都市空間の形成や回遊性向上などによる賑わい創出の取組を推進。



感染症収束後のクルーズ需要の回復を図るため、感染症対策の強化が必要

- 船内の感染症リスクへの不安を解消するため、感染症対策の強化が必要。

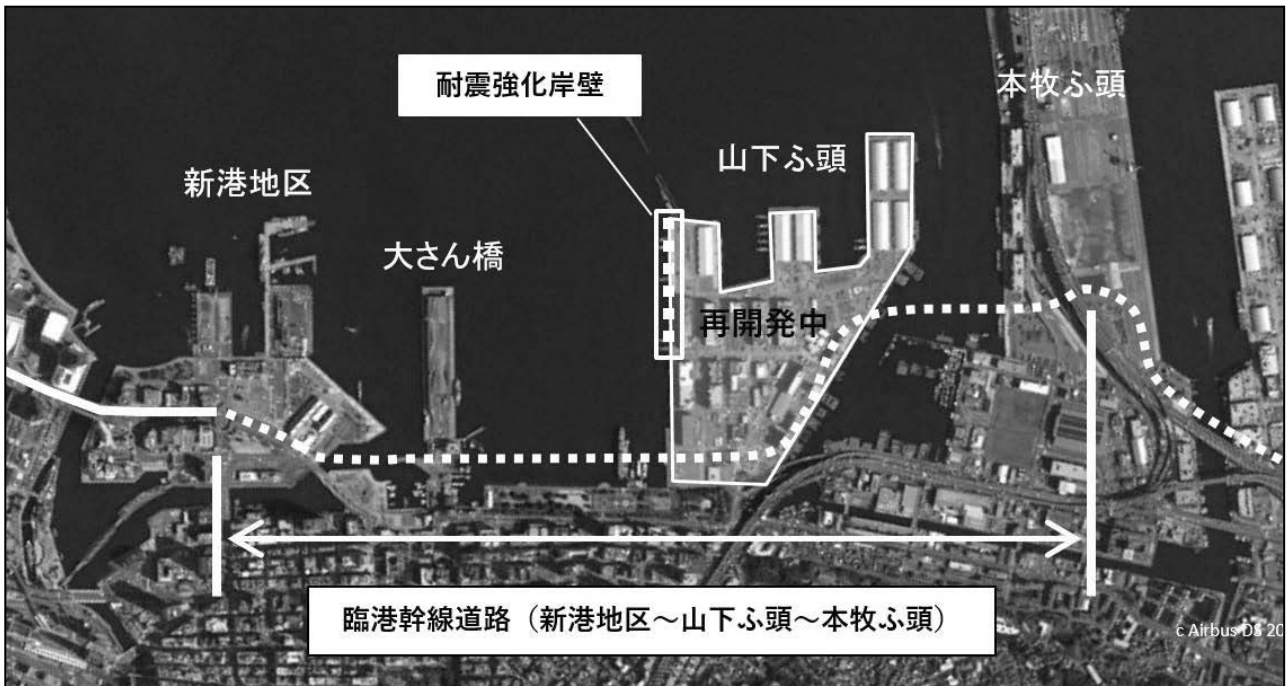
地域経済の活性化を図るため、回遊性に優れた魅力的なまちづくりが必要

- 国内外の観光客を呼び込むとともに、クルーズ船の寄港を市内経済の活性化につなげていくため、都心臨海部の新たな賑わい拠点として山下ふ頭の再開発を進めるとともに、港周辺の既存ストックを活用し、回遊性に優れた魅力的なまちづくりが必要。

提案・要望内容

- 1 クルーズ船運航再開に向け、市民や利用者の安心のため、サーモグラフィー等による乗下船時の健康チェックや、陰圧室など港での隔離スペースの確保、船内での感染者への対応策の具体化など感染症対策を構築するとともに、確実な運用のためのガイドラインを策定すること。
- 2 山下ふ頭再開発に合わせ、防災拠点機能を担うための耐震強化岸壁や、アクセス強化のための臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）を直轄事業により整備すること。
- 3 新港ふ頭客船ターミナルと周辺地区を結ぶ新港歩行者デッキの整備、賑わい拠点である赤レンガ倉庫の大規模改修、地元観光資源（三溪園等）のバス駐車場等の整備への支援を行うこと。
- 4 我が国の玄関口の役割を担う大さん橋国際客船ターミナルの設備等の老朽化等に対応するため、大規模改修（電源浸水対策、空調設備、ポーディングブリッジ改修等）への支援を行うこと。

参考1 山下ふ頭再開発と基盤施設（耐震強化岸壁、臨港幹線道路）の整備



参考2 新港地区周辺の回遊性に優れた魅力的なまちづくり



新港ふ頭客船ターミナルと周辺地区や既存ネットワークと接続

提案の担当	／ 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課長	岸本 弘之	TEL 045-671-7237
	港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長	石井 雅樹	TEL 045-671-2885
	港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長	林 総	TEL 045-671-7325
	港湾局政策調整部政策調整課長	成田 公誠	TEL 045-671-2877
	港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課担当課長	荻原 浩二	TEL 045-671-3870

安心・安全で環境にやさしい港づくり

国土交通省、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス等感染症に対する検疫体制等の強化や船舶の乗員・乗客及び港湾就労者等の感染症対策への支援
- 2 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する事業費の確保
- 3 LNG バンカリング船に係る固定資産税の軽減や LNG 燃料船の普及促進
- 4 SOLAS 制限区域における確実な警備体制確保に向けた支援
- 5 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着防止などへの支援

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症に対し、まん延防止対策や水際対策の実施。
- 切迫する巨大地震や激甚化する気象災害等から国民の生命と財産を守るため、港湾・海岸においてハード・ソフトを総動員した防災・減災対策等を推進。
- SDGs 達成に向け、先進的な環境技術の活用や環境規制への対応を推進。

横浜市

- 我が国の経済を支える港湾機能の確保や港湾就労者等が安全・安心に働ける環境整備。
- 津波・高潮・高波からの被害を防ぐため、大黒ふ頭や金沢地区において海岸保全施設を整備。
- 船舶からの排ガス規制の強化を踏まえた、LNG バンカリング（燃料供給）拠点の形成。



経済の停滞を防ぐための港湾機能維持や海岸保全施設の早期整備が必要

- 検疫体制の強化や船舶の乗員・乗客、港湾就労者等の安全・安心の確保により、感染症発生時にも港湾機能を維持していくことが必要。
- 切迫する巨大地震や激甚化する気象災害に備えて、海岸保全施設の早期整備が必要。

国際的な船舶の環境規制に対応するための機能確保が必要

- 環境負荷が低い LNG を燃料とする船舶に対し、燃料供給を行える機能の確保が必要。

提案・要望内容

- 1 船内等で感染症が確認された場合も港湾機能を確保していくための検疫体制等の強化や港湾就労者等のための感染防止資材（マスク、消毒液等）の確保・提供など感染症対策への支援
- 2 津波・高潮・高波の被害を防ぐため、海岸保全施設等の早期整備に必要な事業費を確保すること。
- 3 LNG バンカリング拠点として円滑な事業運営を行うため、船体の固定資産税に対する特例措置や LNG 燃料船の普及に向けた地球温暖化対策税の還付措置の創設などの支援を行うこと。
- 4 テロ等の脅威から水際で港を守る SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、警備員の増員や労働環境改善に対して支援を行うこと。
- 5 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着を防ぐとともに、「クサギカメムシ」などの在来生物の輸出貨物への付着を防ぐための支援を行うこと。

参考1 港湾における感染症対策のイメージ

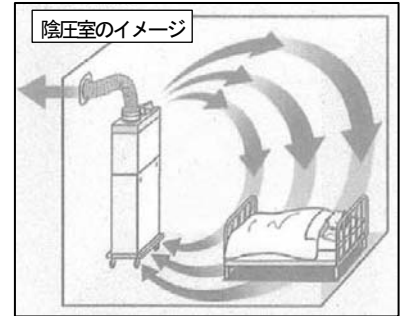
検疫を行う岸壁の確保



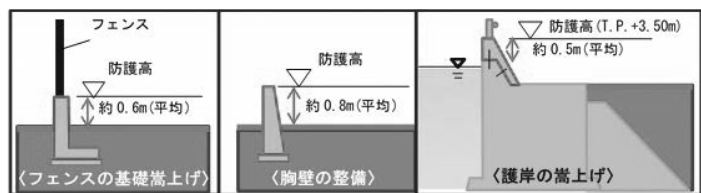
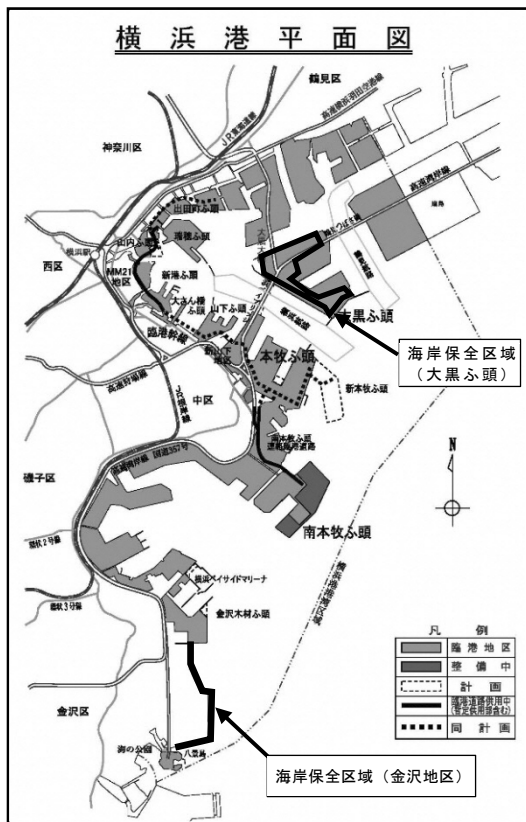
乗船・下船時における健康状態確認の徹底



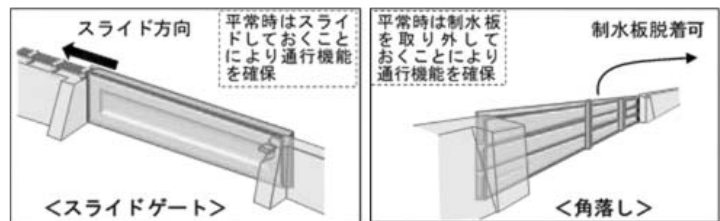
感染の疑い生じた場合の隔離スペースの確保



参考2 海岸保全区域位置図及び海岸保全施設の整備イメージ



海岸保全施設の整備イメージ (胸壁)



海岸保全施設の整備イメージ (陸閘)



【胸壁】



【陸閘】

参考3 LNGを燃料とする船舶向けLNGバンカリング事業

船舶からの排出ガス規制が2020年1月から強化されたことに伴い、重油に比べて環境負荷が低い液化天然ガス (LNG) が新たな船舶燃料として注目され、様々な種類の船舶で、LNGの需要増加が見込まれています。

【LNGバンカリング船イメージ】



■主な仕様
 総トン数：約4,100 t
 全長：約95.57m
 全幅：約15.8m、
 喫水：約4.4m

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流運営課長
 港湾局港湾管財部管財第一課長
 港湾局港湾管財部管財第一課担当課長
 港湾局建設保全部建設第一課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局政策調整部政策調整課担当課長

永田 実 TEL 045-671-2873
 鈴木 康弘 TEL 045-671-7179
 高橋 哲雄 TEL 045-671-2867
 斎藤 慎太郎 TEL 045-671-2879
 成田 公誠 TEL 045-671-2877
 瀬下 英朗 TEL 045-671-7373

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、総務省、文部科学省、環境省

- 1 防災・安全交付金の所要額確保、対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和
- 2 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化
- 3 学校施設の老朽化対策に必要な所要額の確保
- 4 廃棄物処理施設等の更新・基幹改良等への財政措置の拡充

現状・課題

国

- 地方自治体や民間と連携して大規模災害に備えた国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、加えて、**戦略的なインフラ老朽化対策に取り組む**ことで、ハード対策・ソフト対策が一体化した**防災・減災が主流となる安全な社会づくりを実現**。
- 地方自治体に対し、令和2年度までに施設ごとの「個別施設計画」の策定を求めている。
- 平成29年度に公共施設等適正管理事業債の制度が拡充。5年間を事業期間と位置づけており、令和3年度までの措置。対象事業は、市民利用施設等の公共用建物。
- 学校施設等の老朽化対策は、改築に比べ、長寿命化改修をより進める方針となっている。
- 廃棄物処理施設の更新等において、循環型社会形成推進交付金等の**対象となる施設・設備は限られており**、高効率エネルギー回収設備など**一部の設備のみが交付率の上乗せの対象**。

横浜市

- 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設、学校施設、廃棄物処理施設などの公共施設は、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備。**一部の施設については既に老朽化が深刻化**するとともに、**更に今後老朽化する施設が急速に増加**。公共施設の保全や更新については、国が策定を要請した公共施設等総合管理計画に該当する横浜市公共施設管理基本方針に沿って、**今後一層の計画的な実施が求められている**。
- 令和元年度末までに港湾施設や河川など**29の個別施設計画を策定済み**。
- 交付金対象事業が補正予算対応の場合、**スケジュール上、国費を充当できないケースが発生**。
- 小中学校の大部分は敷地面積が狭いうえ増築を繰り返しているため、施設形状に課題があり、国の進める**長寿命化改修では課題が解決しない**。
- 廃棄物処理施設等では**交付対象外の施設・設備の老朽化対策が大きな財政負担**となっており、十分な工事が行われていない。



長寿命化や安全確保を柱とする公共施設の保全・更新の計画的な実施のための財源確保が必要

- **公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させ、老朽化対策を推進するためには、財政面での国の支援が不可欠。**
- 学校施設環境改善交付金については、国の当初予算で十分な金額が確保できず、補正で各自治体が必要としている額を計上することが常態化しつつあるが、例えば、R1 年度補正（R2 年 2 月）を全額繰越して、R2 年度に工事する場合、入札不調等により R2 年度に完成しない場合、交付金の繰越は 1 回までと決められているため、R3 へ繰越することができず、**所要額を当初予算において確保**することが必要。
- 今後、建替対象校の大幅な増加が見込まれるため、長寿命化改修の制度拡充だけでなく**小中学校改築の補助率を見直し、財政面での支援が必要。**

循環型社会形成推進交付金の交付対象となる施設・設備の拡大や、交付率の引上げなど、財政措置の拡充が必要

- 廃棄物処理施設の**老朽化対策が十分になされず、故障による緊急停止等が相次いでいる。**焼却工場の安定的な稼働を確保する上で極めて重要な中央監視制御装置や排ガス処理設備の触媒等は**計画的な更新が不可欠**であり、二酸化炭素排出削減にかかわらず**交付金の対象とし、財政面での支援が必要。**
- 複数年度にわたる事業期間と多額の事業費を要す**焼却工場の更新**については、財政面での**国の支援が不可欠。**
- 災害発生時においても、安全で安定したごみの収集運搬・処理処分を確保するためには、廃棄物処理施設に加え、収集事務所等の**廃棄物関連施設の計画的な更新**が必要。

提案・要望内容

- 1 老朽化対策などを支援する防災・安全交付金について、地方自治体が公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させるとともに実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**防災・安全交付金の所要額の確保、対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**
- 2 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する**公共施設等適正管理推進事業債**について、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設に**対象を拡大**し、また、地方自治体が長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていけるよう、令和 3 年度までの時限措置を**恒久化**
- 3 **学校施設環境改善交付金**について、地方が**事業実施に必要な所要額を当初予算において確保**し、また、**改築についての補助率を見直し、現行の 1/3 から、新增築と同様の 1/2 に引き上げる**こと。
- 4 廃棄物処理施設や収集事務所等の廃棄物処理関連施設の更新及び中央監視制御装置等の重要設備の**単純更新を含む基幹改良**について、循環型社会形成推進交付金での**対象施設・設備の拡大や交付率の引上げなど、財政措置の拡充**

参考1 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和

	現状	提案
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も新設・再建設より低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引上げ。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地のく体等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 老朽化対策事業は、規模要件「事業費が概ね4億円以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川護岸や地下式遊水地のく体等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大。 老朽化対策事業における規模要件緩和。



大黒ふ頭電気防食工事

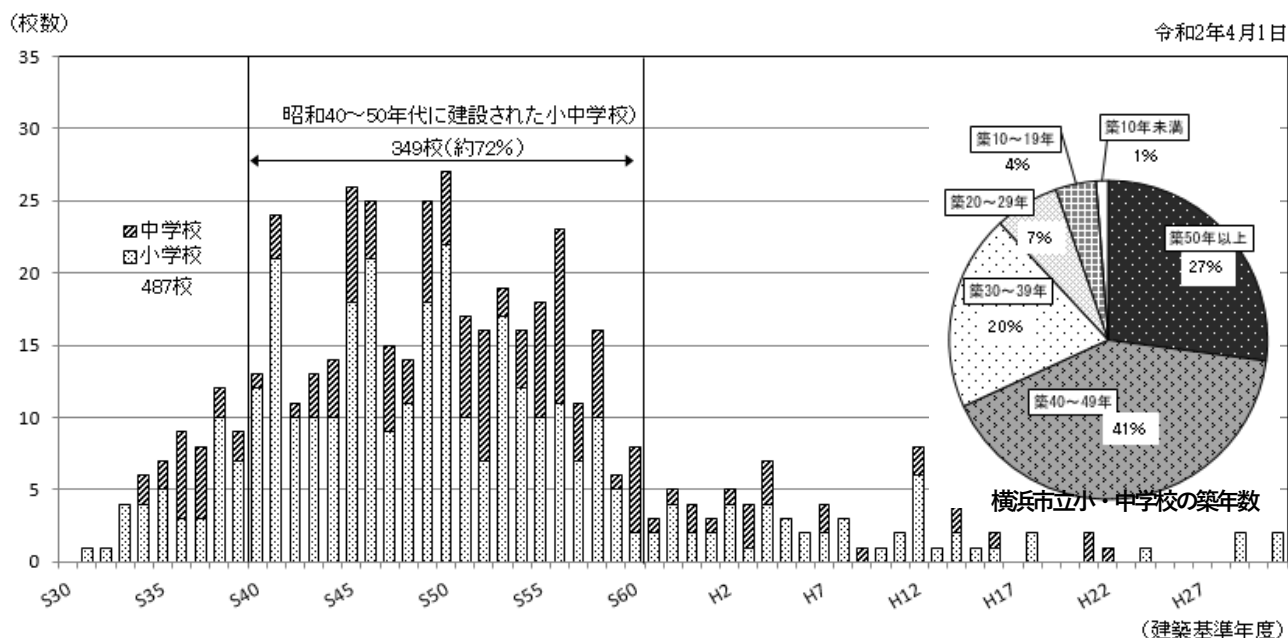


平戸永谷川の河川護岸崩落

参考2 横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備しました。従来は築40年程度で改築を行っていましたが、現状では6割以上の学校が築後40年以上経過しています。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を進めています。

横浜市立小・中学校の建設年度



参考3 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・設備の拡充

		現 状	課 題 等	提案内容
工場更新	交付対象設備	プラント設備等	一体で整備が必要な管理棟などが対象外	管理棟などを対象とする
	交付率	1/3 (高効率エネルギー回収に必要な設備のみ 1/2)	一律で 1/2 とすることが必要	一律で 1/2 とする
基幹改良	対象施設	工場・資源化施設	中継輸送・最終処分場が対象外	中継輸送施設、最終処分場等も対象とする
	対象設備	二酸化炭素の排出抑制に寄与するもの	中央監視制御装置、触媒等の単純更新は対象外	中央監視制御装置等の重要設備の単純更新も対象とする
収集事務所更新		財政措置がなされていない	老朽化対応に支障	財政措置の新設

提案の担当	／	財政局公共施設・事業調整室公共施設事業調整課長	伊勢田 純	TEL 045-671-3918
		財政局財政部財源課長	中林 都	TEL 045-671-2185
		教育委員会事務局施設部教育施設課長	奥村 誠	TEL 045-671-3230
		資源循環局適正処理計画部施設課長	安室 睦芳	TEL 045-671-2527
		資源循環局適正処理計画部施設計画課長	草刈 岳	TEL 045-671-4145

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省、総務省、環境省

- 1 防災・減災、国土強靱化対策のために必要な予算額の確保
- 2 適応策としての浸水対策を進めるためのグリーンインフラの活用への社会資本整備総合交付金の対象拡充や新たな支援制度の創設
- 3 下水道事業に必要な予算額の確保

現状・課題

国

- 平成 30 年度策定の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30～令和 2 年度）を通じて、地方自治体への財政支援を実施。
- グリーンインフラ（自然環境が有する貯留・浸透機能）活用推進のため、令和 2 年度から新たに「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を創設。
- 財政制度等審議会において、汚水処理については「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえ、汚水処理に要する費用を使用料で賄う割合を高め、公費の投入を抑える議論が進められている。
- 総務省の「下水道財政のあり方に関する研究会」において、公共用水域の水質保全・向上を図るため、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）に基づき講じられている地方交付税措置について、見直しに向け検討。

横浜市

- 今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに見舞われる確率が 82%（平成 30 年政府・地震調査研究推進本部発表）。
- 令和元年には、台風第 15 号・第 19 号による記録的な暴風・波浪・大雨等の過去最大クラスの災害が続けて発生するなど、大規模災害の発生リスクが危惧されており、災害対策への市民の関心も高まっている。
- 深刻化する気候変動の適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進。
- 汚泥処理の集約化、PFI 事業、ノズルカメラによる調査などに取り組むなど、経営の効率化に向けた取組を積極的に推進しているが、下水道施設の老朽化が一斉に進んでいることに加えて、国土強靱化や地球温暖化対策等の新たな対応も求められており、今後 20 年間で汚水事業に係る改築事業費が令和元年度に対し約 2 倍となることを見込まれている。

防災・減災、国土強靱化を引き続き推進していくための新たな財政支援が必要

- 都市の強靱化につながるハード整備を引き続き推進するため、3 か年緊急対策のような短期・集中的な対策に加え、整備に 3 か年以上かかる中長期的な取組に対しても新たな財政支援が必要。

局所的大雨等に伴う都市型の浸水被害に対応するための総合的な浸水対策が必要

- 計画的な整備基盤による浸水対策の着実な推進に加え、気候変動への対応策としてグリーンインフラを活用し、被害を最小化・回避する減災の観点を導入した総合的な浸水対策が必要。

安定的に下水道事業を提供していくための必要な予算額の確保が必要

- 国において、下水道事業や使用料のあり方を検討する上では、下水道の公共的・公益的役割を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて国・地方がともに取り組む視点を持って、議論を進めることが必要。
- 公衆衛生の確保（感染症の発生予防等）の観点から、適切な機能を確保するための下水道施設の改築、公共用水域の更なる水質改善が必要。省エネ・創エネの観点から、下水道施設の改築と一体的に行う、高度処理施設や高効率機器等の導入を対象とする社会資本整備総合交付金等の予算額を確保することが必要。
- 公害防止対策事業に係る財政措置は令和2年度末までの時限措置となっており、大都市を中心に公共用水域の水質保全・向上に向けた取組が必要であることを踏まえ、引き続き財政措置を延長することが必要。

提案・要望内容

- 1 都市の強靱化につながるハード整備を引き続き推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降の財政措置や所要額の確保
- 2 今後想定される大規模災害に対応するための適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進するため、社会資本整備総合交付金の対象拡充や新たな支援制度の創設
- 3 下水道施設の改築及び下水道管きよの機能向上への国費負担の継続や、公害防止対策事業に係る財政措置の延長や新たな財政措置の創設などの下水道事業に必要な予算額の確保

参考1 令和2年度台風第15号・第19号の被害に関する資料



図1：マンホールからの雨水噴出例



図2：マンホール蓋損傷例（横浜市磯子区）

参考2 横浜市のグリーンインフラを活用した浸水対策例

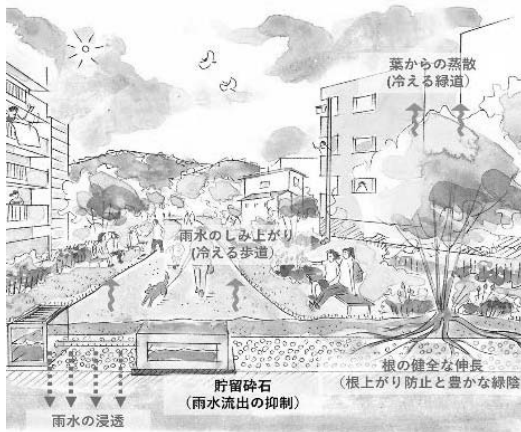


図3：グリーンインフラ活用のイメージ



図4：貯留浸透材の設置状況（横浜市中区柏葉公園）

国及び国の関係機関が発注する公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

- 1 分離・分割発注の推進、地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

現状・課題

国

- 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 2 年 1 月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

横浜市

- 「横浜市中企業振興基本条例」（平成 22 年制定）に基づき、市が発注する公共事業において、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業についても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成 23 年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。



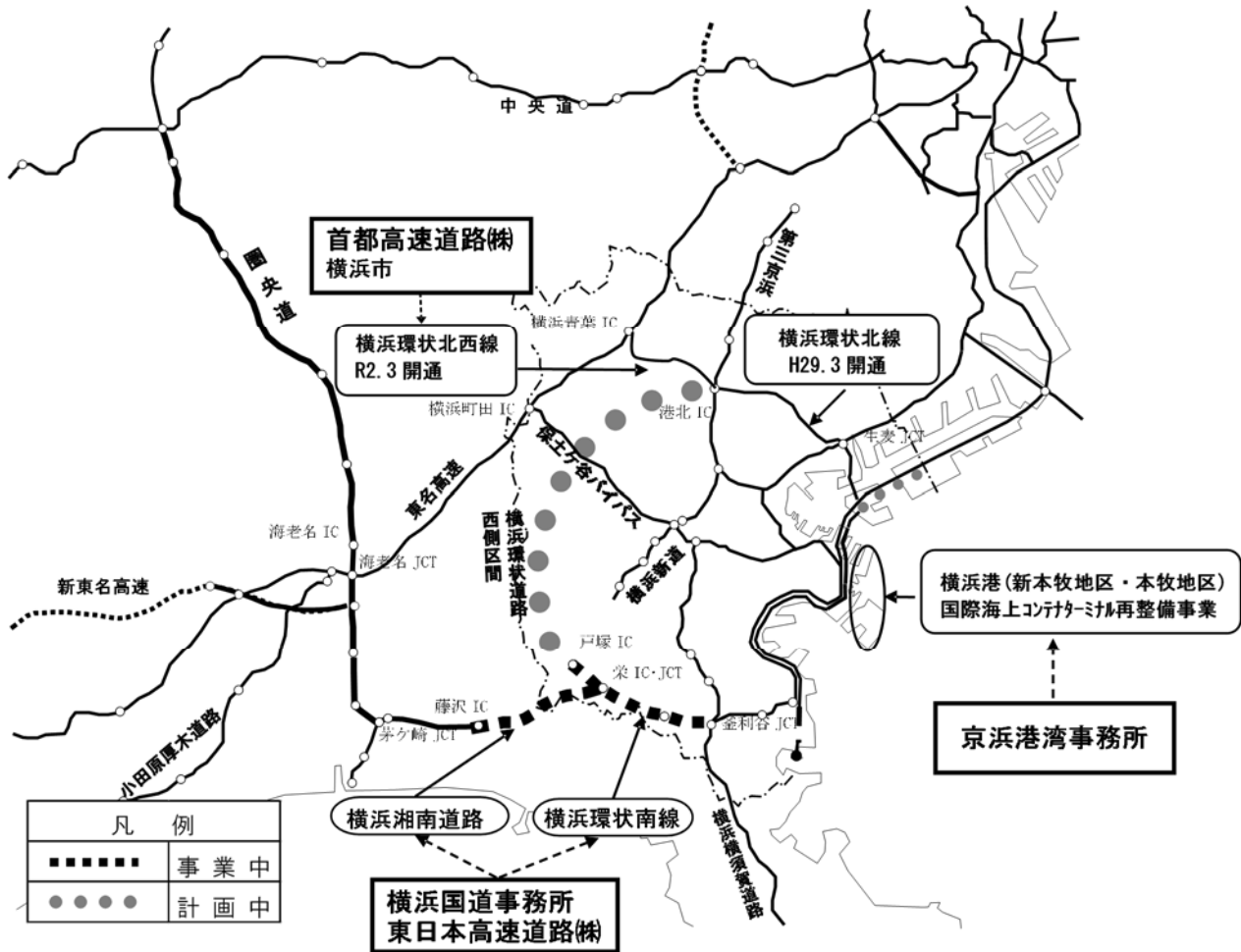
地元経済の活性化の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要

- 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成 23 年度から増加傾向にあったが、平成 30 年度は、WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の減少に伴い、設立時と同等の水準まで減少。

提案・要望内容

- 1 国及び国の関係機関が発注する公共事業における、
 - (1)分離・分割発注の推進
 - (2)地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
 - ・ 地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の推進。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点からの維持・管理工事の地元企業への優先発注
 - ・ 地元企業が参画可能な JV への発注
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成23年度	…	28年度	29年度	30年度
発注額	960億円	…	1,791億円	905億円	1,275億円
(WTOや緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504億円)	…	(617億円)	(609億円)	(428億円)
うち 市内企業受注額	55億円	…	125億円	120億円	57億円

※ 集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路(株)（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路(株)（神奈川建設局・神奈川管理局）。

※ 各機関の発注額は、横浜地域外も含む。

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 国における大都市制度改革の議論の加速化と「特別自治市」の早期実現のための法制化
- 2 当面の対処策として財源確保を前提とする警察事務以外の事務権限の早期移譲

現状・課題

国

- 地方分権改革の推進や市町村合併、人口減少社会の到来・超高齢社会の進展等により、**広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化**。また、都道府県によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なる。ついては、従来の基礎的な地方自治体とそれを包括する広域的な地方自治体の二層制を前提としない、**地方自治制度における大都市の位置付けや役割の検討が必要**。
- 大都市制度の検討については、指定都市制度に関する改正地方自治法の運用も踏まえながら進めていくことが必要だが、**大都市制度改革の議論は行われていない**。

横浜市

- **現行の指定都市制度**は、暫定的な制度として創設されてから 60 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、**大都市がポテンシャルを十分に発揮できるような制度的な位置付けがされていない**。
- 平成 25 年 3 月に、議会との議論を経て、指定都市制度に代わる「特別自治市」制度の基本的考え方を整理した「**横浜特別自治市大綱**」を策定。「横浜市大都市自治研究会」（市長の諮問機関）での議論も踏まえ、「特別自治市」制度の早期実現に向けた制度設計について、**警察以外の事務権限の早期移譲を求めるなど、当面目指すべき具体的対処策**について検討中。
- 「特別自治市」の実現を見据え、「**総合区**」制度も含め、行政区のあり方についても継続的に検討を進めるとともに、**市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を推進**。



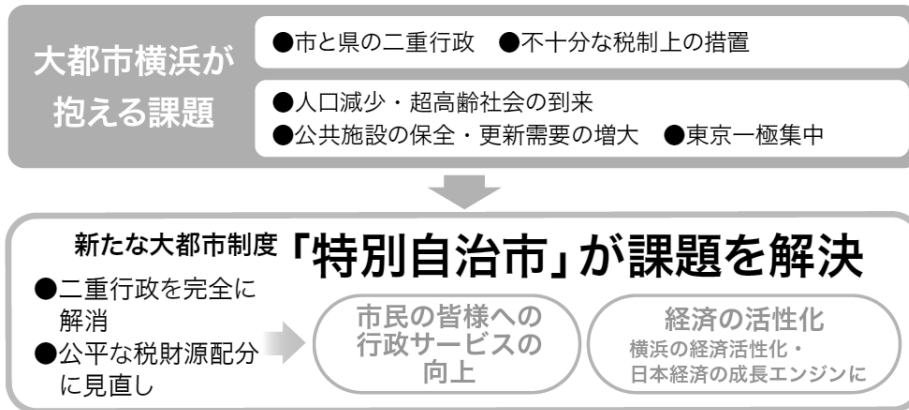
指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の法制化が必要

- 様々な行政課題が顕在化する 2040（令和 22）年頃を見据えると、374 万市民を擁する大都市横浜が、近隣自治体の水平・対等な連携の中心的な役割を果たし、日本経済の成長をけん引するため、**指定都市制度の抜本的な改革と「特別自治市」実現のための法制化が必要**。

提案・要望内容

- 1 大都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるような、地域特性に応じた多様な大都市制度のあり方について、**国における大都市制度改革の議論の加速化と「特別自治市」の早期実現のための法制化**
- 2 当面の対処策として、**財源確保を前提とする警察事務以外の事務権限の早期移譲**

参考1 「特別自治市」制度創設が求められる背景・必要性

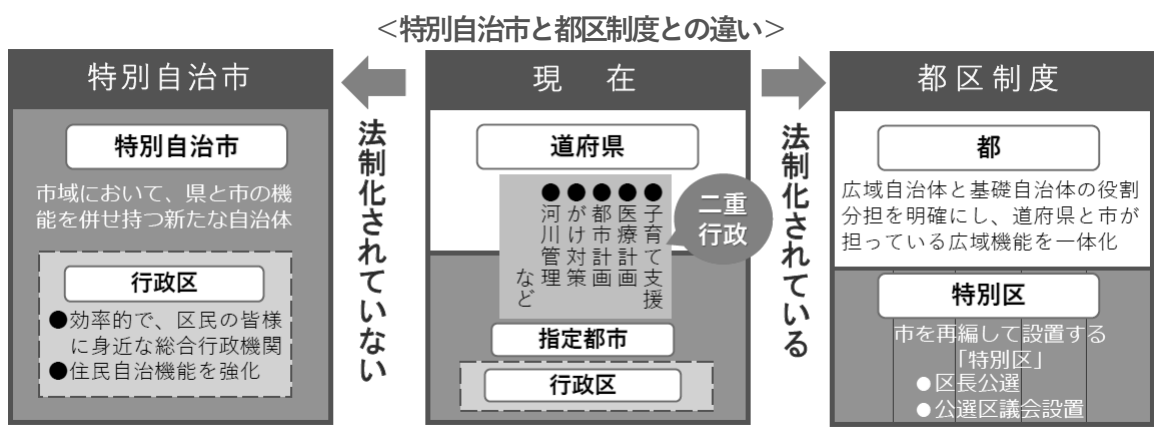


参考2 横浜市が目指す「特別自治市」制度（「横浜特別自治市大綱」より抜粋）

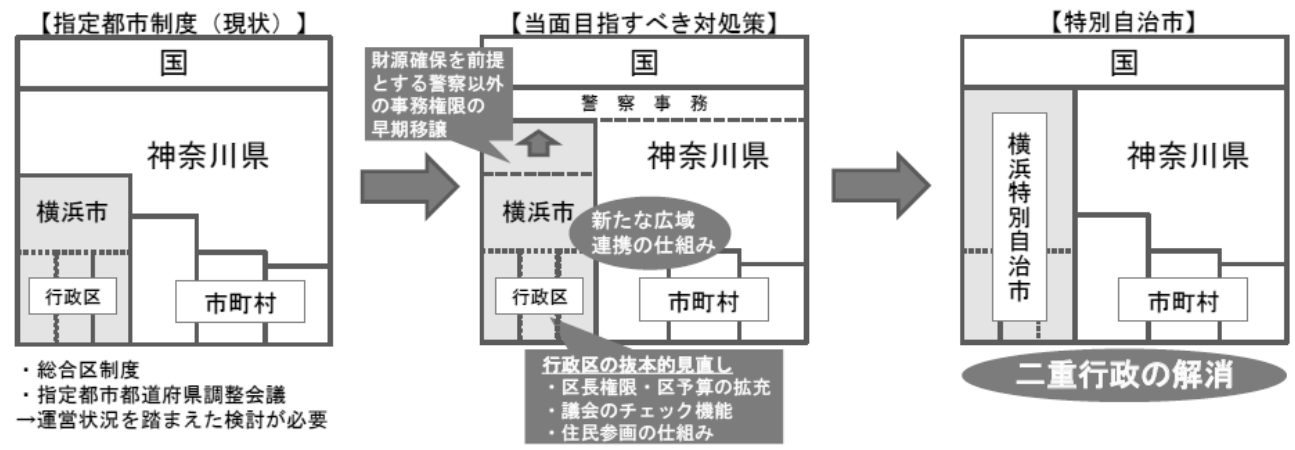
特別自治市の骨子

- 現在県が横浜地域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理
- 市域内地方税の全てを賦課徴収
- 県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 特別自治市の自治構造は、市-区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化

- ポイント1** 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない
- ポイント2** 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す
- ポイント3** 現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく



参考3 当面目指すべき対処策（「第3次 横浜市大都市自治研究会 中間報告」より抜粋）



地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、
国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止

現状・課題

国

- 地方分権改革は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成26年からは、地方からの発意に根差した取組として「提案募集方式」を導入。

横浜市

- 地方分権一括法や神奈川県事務処理特例条例等により、権限移譲が行われている。
- 平成30年に成立した「災害救助法の一部を改正する法律」では、「大規模災害時の応急救助の実施」の権限が、都道府県から、国が指定する救助実施市に対して移譲されることになり、横浜市は、平成31年4月に、救助実施市として指定。
- 神奈川県事務処理特例条例により、令和元年から、一般旅券（パスポート）の発給申請の受理等の権限移譲が実現。市内北部地域に、横浜市センター南パスポートセンターを新たに設置。



指定都市が地域の実情を応じた対応ができるよう、更なる地方分権改革が必要

- 国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向けて取り組む中、地域の実情を把握している指定都市が、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形で住民サービスを提供するため、自らの発想と創意工夫による課題解決を行う必要があるが、市民生活に直結する分野で指定都市が求めている事務・権限の移譲はいまだに実現していない。
- 国・道府県と指定都市との関係では、現在でも、仕事量に見合った税財源配分となっていない。
- 子育て支援の充実や高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が避けられず、地域経済の活性化などの施策が必要。

提案・要望内容

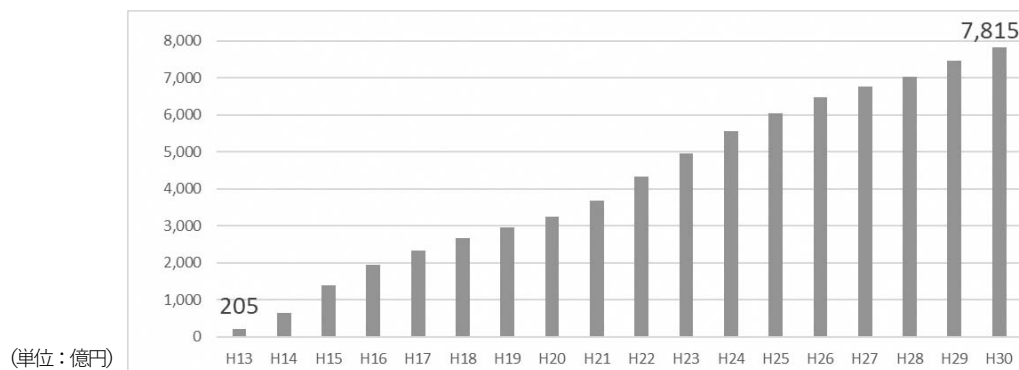
- 1-(1) 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ**指定都市に対する、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付け**（法律による計画策定の努力義務等）**の見直しの更なる推進**
- 1-(2) **提案募集方式**については、導入の趣旨を踏まえ、**市民生活の向上に資するものについては、支障事例にかかわらず地方の発意に基づき提案を受け止める方向で取り組むこと**

- 2-(1) 指定都市への事務・権限の移譲に併せて、国・地方間の税源配分の是正、指定都市への自主財源の充実強化
- 2-(2) 指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金の上乗せ交付など、**大都市特例税制の創設**
- 3-(1) **必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要を踏まえた配分の実施**
- 3-(2) 将来世代への負担の先送りである**臨時財政対策債の廃止**

参考1 指定都市への事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る 事務・権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定に係る 事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区域）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地崩壊対策事業	横浜市では、総合的な崖地対策として「予防・復旧」対策、「発災」対策、「啓発」などに取り組んでいるが、「予防・復旧」対策のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、手続きの簡素化や横浜市独自の崖地対策と併せた対応が可能になる。

参考2 横浜市における臨時財政対策債の残高の推移



提案の担当 / 政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課地方分権担当課長 長久 伸子 TEL 045-671-2109
 財政局財政部限財源課長 中林 都 TEL 045-671-2185
 財政局主税部税制課長 大塚 貴司 TEL 045-671-2188

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携を促進し、継続的に取り組むための新たな支援制度の創設

現状・課題

国

- 第32次地方制度調査会において、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、地域や組織の枠を超えた連携等の方策を講じていくため求められる地方行政体制のあり方について調査審議。
- 地方圏では、核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われており、現在34の圏域が形成されるなど、広域連携の取組が推進。
- 三大都市圏における「地域の未来予測」を踏まえた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携による取組の積極的な推進、関係市町村が担う役割に応じた適切な財政措置の必要性等について指摘。

横浜市

- 平成30年度、隣接する7市と「8市連携市長会議」を設置し、2040年頃の広域的な課題を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等な関係で圏域全体の「行政サービスの維持・向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を目指し、連携策の協議を開始。
- 令和元年度、総務省の「新たな広域連携促進事業」に採択。8市の長期的見通し及び課題解決に向けた連携施策を検討するため、現状や将来推計についての基礎調査等を実施。



中長期的課題を見据え、継続的に取り組むための新たな支援制度が必要

- 三大都市圏には、連携に向けた検討・準備を主目的とした単年度の国の委託事業はあるが、地方圏における「連携中枢都市圏」のように、中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むための支援制度はなく、課題認識を持つ市町村が、限られた予算の中で任意に取り組んでいるのが実情。

提案・要望内容

- 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と相互補完的、双務的な役割分担に基づく連携を更に推進し、地域の中長期的な課題の解決に向け継続的に取り組めるよう、新たな広域連携支援制度を創設すること。

参考1 横浜市と隣接7市※との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8市連携市長会議の開催（平成30年7月9日）

【テーマ】2040年頃における課題（少子高齢社会・公共施設老朽化 東京都区部一極集中等）への挑戦 ～圏域の持続可能な成長・発展に向けた連携のあり方について～



○ 新たな広域連携促進事業（令和元年度）

【主な調査項目】人口・世帯、人口増減、交通・人の移動状況

地形及び土地利用、経済・産業、行政サービスの状況（公共施設を含む）、将来の人口等

【取組の特徴】8市の現状及び今後生じる行政サービスの変化等を分析することで、「8市の特徴」と「8市 連携の意義」を整理し、連携によって目指す3点の方向性をまとめた。

① 将来の脅威に対する備え

例) 行政機関の業務改善・効率化
高齢者支援・外国人支援
健康寿命延伸
災害対応

② 将来の機会を捉えるための備え

例) 交通機関整備
企業誘致
観光振興

③ 各市の保有する資源の有効活用・相互補完

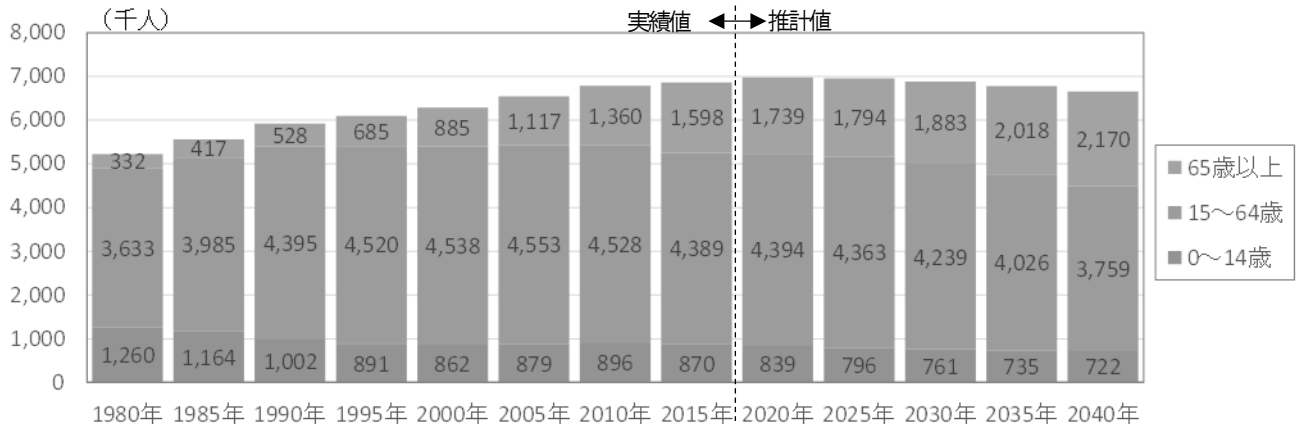
例) 図書館等、公共施設の相互利用
子育て支援等、福祉サービスの相互利用

○ これまでの主な連携事例

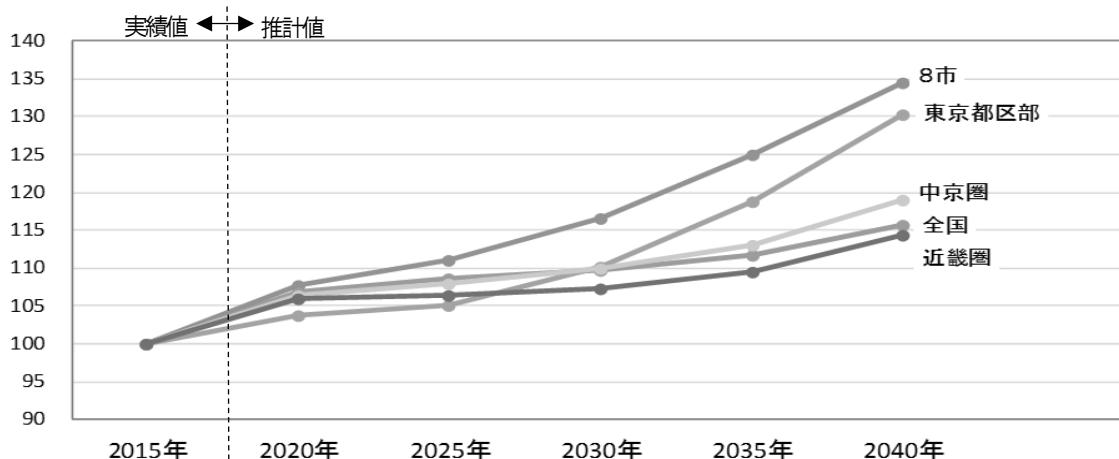
災害時の相互応援（H23・24）、待機児童対策（H26）、図書館の相互利用（H29・30）、観光施策の取組（R元）等

参考2 横浜市と隣接7市（8市）の将来推計

○ 8市の年齢3区分人口の推移



○ 高齢者人口の今後の推移（全国、3大都市圏との比較）（2015=100として指数化）



提案・要望項目 府省別一覧

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

内閣官房

- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 7-(1) 国土強靱化地域計画に基づく取組の推進 p63

内閣府

- 1-(1) 新型コロナウイルス感染症対策の強化※ p1
- 1-(5) 新型コロナウイルス感染症の緊急対策に関する財源措置※ p9
- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 6-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p37
- 6-(8) 女性活躍の推進による社会・経済の活性化※ p51
- 6-(9) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p53
- 6-(11) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p57
- 8-(1) 「特別自治市」の早期実現 p87
- 8-(2) 地方分権改革の推進 p89

総務省

- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による公立病院事業の経営悪化に対する支援※ p5
- 1-(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による公営交通事業の経営悪化に対する支援※ p7
- 7-(9) 公共施設の老朽化対策の推進 p79
- 7-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83
- 8-(1) 「特別自治市」の早期実現 p87
- 8-(2) 地方分権改革の推進 p89
- 8-(3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p91

法務省

- 2-(2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p13

外務省

- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p31
- 7-(7) クルーズ再開に向けた取組と港の賑わい創出※ p75

財務省

- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 2-(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化※ p17
- 3-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p19
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p31
- 5-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33
- 7-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83

文部科学省

- 2-(1) 新たな劇場整備の実現 p11
- 6-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p37
- 6-(4) 持続可能なGIGAスクール構想の実現に向けた支援の拡充※ p43
- 6-(5) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進 p45
- 6-(6) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p47
- 6-(7) 持続可能な学校への変革 p49
- 6-(11) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p57
- 7-(9) 公共施設の老朽化対策の推進 p79
- 8-(2) 地方分権改革の推進 p89

厚生労働省

- 1-(1) 新型コロナウイルス感染症対策の強化※ p1
- 1-(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援の強化※ p3
- 4-(1) 国民健康保険への財政基盤の安定化に向けた支援の拡充 p27
- 6-(1) 子どもの医療費助成の充実 p35
- 6-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p37

- 6-(3) 小学生の放課後対策の推進 p41
- 6-(9) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p53
- 6-(10) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p55
- 6-(11) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p57
- 6-(12) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援 p59
- 6-(13) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p61
- 7-(7) クルーズ再開に向けた取組と港の賑わい創出※ p75
- 7-(8) 安心・安全で環境にやさしい港づくり※ p77
- 8-(2) 地方分権改革の推進 p89

農林水産省

- 3-(2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p21
- 5-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33

経済産業省

- 1-(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援の強化※ p3
- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 2-(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化※ p17
- 3-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p23
- 3-(4) プラスチックの資源循環の推進 p25

国土交通省

- 2-(1) 新たな劇場整備の実現 p11
- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 2-(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化※ p17
- 3-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p19
- 3-(2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p21
- 5-(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p29
- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p31
- 5-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33
- 7-(2) 高速道路の整備推進 p65
- 7-(3) 市内幹線道路等の整備推進 p67
- 7-(4) 道路及び河川における防災・減災、国土強靱化に向けた取組の推進 p69
- 7-(5) 鉄道整備事業の推進 p71
- 7-(6) 横浜港の物流機能強化 p73
- 7-(7) クルーズ再開に向けた取組と港の賑わい創出※ p75
- 7-(8) 安心・安全で環境にやさしい港づくり※ p77
- 7-(9) 公共施設の老朽化対策の推進 p79
- 7-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83
- 7-(11) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p85
- 8-(2) 地方分権改革の推進 p89

環境省

- 2-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p15
- 3-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p23
- 3-(4) プラスチックの資源循環の推進 p25
- 7-(9) 公共施設の老朽化対策の推進 p79
- 7-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p83

防衛省

- 5-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p31
- 5-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p33

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>